

# 『法苑珠林』所錄『冥祥記』の本文校訂並びに選注選譯

## 凡例

本譯注篇は、『法苑珠林』各部末に收載されている「感應縁」所收の『冥祥記』佚文全一二八條より七三條を選擇し、本文の校訂および語釋を付したものである。各條は以下の項よりなる。

### 【釋文】

底本は高麗藏を用いた。異體字であることが明らかな文字は正字に改め、校異にても指摘しない。  
校異のある文字の右肩にアスタリスク（＊）を付す。

### 【校異】

校異に使用した版本はそれぞれ略號をもつて示した。このうち、○で囲まれたものは大正藏の校勘記を援用したものである。  
校異に使用した版本とその略號は次の通り。

#### 〔獨自校勘分〕

碩：碩砂大藏經本

四：四部叢刊本

寬：寛文九年和刻本（書林村上平樂寺刊）

#### 〔大正藏校勘記〕

宋…宋本

元…元本

明…明本

〔三〕…上記三本

〔宮〕…宮内廳所藏本

### 【訓讀】

訓讀文は正字新假名遣いとする。ただし、校異に基づき必要に應じて文字を改めたうえで作成し、文字を改めた場合は、語釋にて説明を加えた。

語釋を與える語の下に小字をもつて番號を付す。

### 【語釋】

内容解釋のうえで注解が必要と思われる語句に對して語釋を與える。一般的な辭書等によつて意味が知られる語には與えない。

### 【資料】

當該の逸話に關聯する文献がある場合、その文献名と卷數を擧げる。大正藏所收文献の場合、卷數および頁・段をも示す。紙幅の關係上、特に必要と認められる場合を除き、原文は引用しない。

擔當者により、さらに以下の區別を與えている場合がある。

- ・同話…内容的に大筋同じであるもの
- ・同文的同話…内容のみならず文章もほぼ一致するもの
- ・参考資料…その他、關聯のあるもの

(擔當者名)

『法苑珠林』卷五 六道篇第四 第一諸天部 報謝部第四 感應緣

晉史世光

【釋文】

晉史世光者、襄陽人也。咸和八年、於武昌死。七日沙門支法山轉小品、疲而微臥。聞靈座上如有人聲。史家有婢、字張信。見世光在座上著衣恰具如平生。語信云、我本應墮龍中、支和上爲我轉經。曇護曇堅迎我、上第七梵天快樂處矣。護堅竝是山之沙彌、已亡者也。後支法山、復往爲轉大品。又來在座。世光生時、以二幡供養、時在寺中。乃呼張信、持幡送我。信曰、諾。便絕死。將信持幡、俱西北飛。上一青山。如琉璃色。到山頂望見天門、光乃自提幡、遣信令還、與一青香如巴豆、曰、以上支和上。信未還、便遙見世光直入天門。信復道而還。倏忽蘇活、亦不復見手中香也。幡亦故在寺中。世光與信於家去時、其六歲兒、見之指語祖母曰、阿郎<sup>\*</sup>飛上天。婆爲見不。世光後復與天人十餘、俱還其家徘徊而去。每來必見簪帽<sup>\*</sup>、去必露髻。信問之。答曰、天上有冠、不著此也。後乃著天冠、與群天人、鼓琴行歌。徑上母堂。信問、何用屢來。曰、我來欲使汝輩知罪福也。亦兼娛樂阿母。琴音清妙不類世聲。家人大小悉得聞之。然聞其聲如隔壁障、不得親察也。唯信聞之獨分明焉。有頃去。信自送見光入一黑門。有頃來出、謂信曰、舅在此日見榜撻楚痛難勝。省視還也。<sup>\*\*</sup>舅坐犯殺罪。故受此報。可告舅母會僧轉經。當稍免脫。舅卽輕車將軍報終也。(右一出冥祥記)

【校異】

座・靈(三・宮・磧・寬)

恰・帖(元・明・四・寬)

上：尙（三・宮・積・四・寬）  
 座：坐（三・宮・積・寬）  
 山：山上（三・宮・積・四・寬）  
 琉：瑠（四・寬）  
 蘇：甦（四・寬）

郎：爺（明・四・寬）  
 帕：恰（積）  
 自：目（宮）  
 送：□（三・積・四・寬）  
 坐：生（未・明・積・四・寬）

## 【訓讀】

晉の史世光なる者は、襄陽の人なり。咸和八（三三三）年、武昌に死す。七日にして沙門支法山小品を轉じ、疲れて微臥す。靈座の上に人聲の有るが如くなることを聞く。史家に婢あり、張信と字す。世光の座上に在りて衣を著て恰も具に平生の如くなるを見る。信に語りて云く、「我本と應に龍中に墮すべきを、支和上は我的爲に經を轉ず。曇護・曇堅は我を迎えて、第七梵天快樂處に上せり。」と。護・堅竝びに是れ山（支法山）の沙彌にして、已に亡せる者なり。後に支法山復た往きて爲に大品を轉ず。又た來たりて座に在り。

世光生時に、二幡を以て供養し、時に寺中に在り。乃ち張信を呼ぶに、「幡を持して我に送れ。」と。信曰く、「諾。」と。便ち絶えて死す。信を將て幡を持し、俱に西北に飛ぶ。一青山に上る。琉璃の如き色なり。山頂に到りて天門を望見するに、光乃ち自ら幡を提げて、信を遣わして還らしむるに、一青香の巴豆<sup>13</sup>の如くなるを與えて、曰く、「以て支和上に上らん。」と。信未だ還らざるに、便ち遙かに世光の直ちに天門に入るを見る。信道を復して還る。倏忽として蘇活するも、亦た復たと手中の香を見ざるなり。幡も亦た故より寺中に在り。世光信と與に家より去る時、其の六歳の兒、之を見て指して祖母に語りて曰く、「阿郎飛びて天に上る。婆見ることを爲すや不や。」と。

世光後に復た天人十餘と、俱に其の家に還りて徘徊して去る。毎に来るときは必ず簪哈を見し、去るときは必ず髻を露す。信之を問う。答えて曰く、「天上に冠有り、此れを著ざるなり。」と。後乃ち天冠を著て、群もろの天人と、琴を

鼓して行歌す。徑ちに母堂に上る。信問う、「何を用てか屢しば来るや。」と。曰く、「我來ることは汝が輩をして罪福を知らしめんと欲すればなり。亦た兼ねて阿母を娛樂せしめんとす。」と。琴音清妙にして世聲に類せず。家人小大悉く之を聞くを得。然れども其の聲を聞くに壁障を隔つが如くして、親に察することを得ざるなり。唯だ信のみ之を聞き獨り分明たり。頃く有りて去る。信自ら送りて光の一黒門に入るを見る。

頃く有りて來たり出でて、信に謂いて曰く、「舅此の日に在りて榜撻<sup>15</sup>せ見れて楚痛勝え難し。省視みて還えるなり。舅坐（生けるとき）殺罪を犯す。故に此の報いを受く。舅の母に告げて僧を會して經を轉ぜしむべし。當に稍かに免脱すべし。」と。舅即ち輕車將軍につき報終わるなり。（右一冥祥記に出づ）

## 【語釋】

- 1 史世光：未詳。
- 2 襄陽：湖北省襄陽縣。
- 3 武昌：湖北省黃岡縣の南東。現在武漢三鎮（漢口・武昌・漢陽）の一つ。
- 4 支法山：『法苑珠林』卷七「地獄部」感應緣・趙居士石長和（大正五三・三三一c）に「道人支法山時未出家、聞和所脫、遂定入道之志。法山者、咸和時人也。」とある。
- 5 小品：小品系の般若經のこと。ここでは「道行般若經」。『法苑珠林』卷二八「神異篇」感應緣・晉沙門仕行（大正五三・四九一a）に「時經典未備、唯有小品。」とある。『梁高僧傳』卷四朱士行傳に「昔漢靈之時竺佛朔譯出道行經。即小品之舊本也。」とあり、『冥祥記』で小品としている般若經を竺佛朔譯の『道行
- 6 張信：未詳。
- 7 衣恰：衣と帽子。
- 8 墮龍中：『太平廣記』卷一一二では「墮獄中」としている。
- 9 轉經：經典を詠むこと。歌讚を梵唄といふに對して經典を唱えること。日本では眞讀に對して略讀することを轉讀といふ

が、中國では經典を順繰り唱え讀むことをいう。『高僧傳』卷第一三・經師第九・論に「然天竺方俗凡是歌詠法言皆稱爲唄。至於此土詠經則稱爲轉讀。歌讚則號爲梵唄。」とある。

10 曼護・曼堅：ともに未詳。

11 第七梵天・三界（欲界・色界・無色界）のうちの色界にある界。欲界の六欲天（四大王衆天、三十三天（忉利天）、夜摩天（焰摩天・炎摩天）、觀音多天（兜率天）、樂變化天、他化自在天）の次に位置するから第七という。色界十七天（十八天）の第一、梵衆天をいう。

12 大品：大品系の般若經のこと。ここでは『放光般若』。小品の項目参照。

13 巴豆：果實は豆に似、仁は藥用、また油を探る。巴蜀の產であるから巴豆という。

14 行歌：歩きながら歌うこと。

15 榜撻：用例未見。榜、撻はともにむちうつこと。

16 輕車將軍：『通典』卷三十四・職官典・勳官に「輕車將軍。漢武帝置。以公孫賀爲之。又有輕車校尉。梁、陳、後魏、北齊亦有輕車將軍。」とある。

### 【資料】

『太平廣記』卷一二二 報應十一 崇經藏

（長谷川 慎）

### 宋侖氏二女

### 【釋文】

宋侖氏二女、東官會城人也。是時祖姊妹。元嘉九年、姊十歲妹九歲。里越愚蒙、未知經法。忽以二月八日、竝失所在。三日而歸、粗說見佛。九月十五日、又失一旬還。作外國語、誦經及梵書。見西域沙門、便相開解。明年正月十五日、忽復失去。田閒作人云、見其從風徑飄上天。父母號懼、祀神求福。旣而經月乃反。剃頭爲尼、被服法衣、持髮而歸。自說、見佛及比丘尼曰、汝宿世因緣、應爲我弟子。舉手摩頭、髮因墮落。與其法名、大曰法緣、小曰法縗。臨遣還曰、可作精

舍、當與汝經法也。女既歸家、即毀除鬼座、繕立精廬、夜齋誦。夕中每有五色光明、流泛峯嶺、若燈燭云。女曰、此後容止華雅、音制詮正。上京風調、不能過也。刺史韋朗、就里竝迎供養。聞其談說、甚敬異焉。於是溪里皆知奉法。(右一出冥祥記)

## 【校異】

粗……麤	(鉤)
梵……胡	(宮)
去……之	(三・宮・磧・四・寬)
徑……逕	(磧)
反……返	(三・宮・磧・四・寬)

曰……日	(三・磧・四・寬)
齋……齊	(三・宮・磧・四・寬)
誦……誦經	(三・磧・四・寬)
云……二	(三・宮・磧・四・寬)

曰……自	(三・宮・磧・四・寬)
------	-------------

## 【訓讀】

宋の命氏の二女は、東官曾城の人なり。是れ時祖の姉妹たり。元嘉九年(四三二)<sup>3</sup>、姊は十歳妹は九歳なり。里越は愚蒙にして、未だ經法を知らず。忽ち二月八日を以て、並びに所在を失う。三日して歸り、粗ぼ佛に見えるを説く。九月十五日、又た失するも一旬して還る。外國語を作して、經及び梵書を誦す。西域の沙門を見れば、便ち相い開解す。

明年正月十五日に、忽ち復た去くところを失う。田間の作人云う、「其の風に従いて徑ちに飄りて天に上るを見る。」と。父母號懼し、神を祀りて求福す。既に月を経て乃ち反る。頭を剃りて尼と爲り、法衣を被服し、髪を持ちて歸る。自ら説くに、佛及び比丘尼に見えて曰く、「汝に宿世の因縁ありて、應に我が弟子と爲るべし。」と。手を擧げて頭を摩れば、髪は因りて墮落す。其の法名を與うるに、大は法緣と曰い、小は法綵と曰う。遣還に臨みて曰く、「精舍を作る可し、當に汝に經法を與うるなり。」と。女既に家に歸れば、即ち鬼の座を毀除し、精廬を繕立し、夜々齋して誦す。夕中

毎に五色の光明有りて、流れて峯嶺に泛び、燈燭の若しと云う。女曰く、「此の後容止は華雅にして、音制は正を誇く。上京の風調も、過ぐる能わざるなり。」<sup>6</sup>と。

刺史韋朗、里に就きて竝びに迎えて供養す。其の談說を聞き、甚だ敬異す。是に於いて溪里皆な法を奉ずるを知る。  
(右一冥祥記に出づ)

#### 【語釋】

- ※ 宋倫氏二女…『冥祥記』を出典とする倫氏の二女の話は、『法苑珠林』卷二十二入道篇第十三にも記載されている。魯迅が『古小說鈎沈』で「一引」としている部分は、多くはこれに據つている。補注参照。
- 1 東官會城：廣東省寶安縣。
- 2 時祖：倫時祖については未詳。時延祖という人物が宋初にいるが、おそらくは無關係だろう。
- 3 元嘉九年：『法苑珠林』卷二十二は元嘉元年とするが、最後に登場する韋朗が廣州刺史になった時期から考えると、元嘉九年を探るのが妥當であろう。
- 4 求福：幸福を願う。ここでは神に二人の娘の無事を祈ることか。『法苑珠林』卷二十二は「求神鬼」とする。
- 5 夜齋誦：「夜ごとに齋戒して（經を）誦する」と解釋したが、他本にしたがつて「夜齋誦經」（夜々齊しく經を誦す）としたほうがよいかも知れない。
- 6 女曰：ここも麗本によつて以下を女の言葉と解釋した。他本に従えば、「女は此れより後、容止は華雅にして云々」となり、會話文ではなく地の文ということになる。
- 7 刺史韋朗：『宋書』卷五 文帝紀に「(元嘉十年)六月乙亥、以前青州刺史韋朗爲廣州刺史」とある。二女が剃髪して歸つてくるのが元嘉十年二月のことなので、時間の流れとしては合致することとなる。なお『法苑珠林』卷二十二に登場する孔默は、韋朗以前の廣州刺史（元嘉六年七月）である。

#### 【補注】

宋元嘉元年。東宮倫二女。姊十歳妹九歳。里越愚蒙未知經法。忽其年二月八日。竝失所在。三日而歸。粗說見佛。至九月十五日又失一句。還作外國語。誦經梵書。見西域僧便相開解。明年正月十五日又失。在田作人見從風上天。父母哀哭求神鬼。經月乃返。剃

頭爲尼被服法衣。持髮而歸。自說見佛及比丘尼。曰汝宿緣爲我弟子。手摩頭髮便落。與其法名。大曰法緣。小曰法綵。遣還曰、可作精舍當與經法。旣達家卽除鬼坐立精舍。旦夕禮誦。每現五色光。

流汎峯嶺。自此容止音調詮正有法。上京風規不能過也。刺史韋朗孔默等。皆迎敬異云。

(福井 敏)

『法苑珠林』卷六 六道篇第四 鬼神部第四 感應緣

宋司馬文宣

【釋文】

宋司馬文宣、河內人也。頗信法。<sup>\*</sup>元嘉九年、丁母難弟喪。月望旦、忽見其弟。身形於靈座上、不異平日。迴遑歎嗟。<sup>\*</sup>諷求飲食。文乃試與言曰、汝平生時、修行十善。若如經言、應得生天。若在人道、何故乃生此鬼中耶。<sup>\*</sup>說吟俯仰、默然無對。文宣卽夕夢見其弟、云、生所修善、蒙報生天。旦靈牀之鬼、是魔魁耳。<sup>\*</sup>非其身也。恐兄疑怪。故詣以白兄。文宣明日請僧、轉首楞嚴經、令人撲繫之。鬼乃逃入牀下、又走戶外。形稍醜惡。舉家駭懼、詈叱遣之。鬼云、餓乞食耳。積日乃去。頃之母靈牀頭有一鬼。膚體赤色、身甚長壯。文宣長息孝祖、與言往反。答對周悉。初雖恐懼、末稍安習之。鬼亦轉相附狎。居處出入、殆同家人。於時京師、傳相報告。往來觀者、門巷疊跡。時南林寺有僧、與靈味寺僧含沙門、與鬼言論、亦甚欵曲。鬼云、昔世嘗爲尊貴、以犯衆惡。受報未竟、果此鬼身。去寅年、有四百部鬼、大行疾厲。所應鍾災者、不忤道人耳。而犯橫極衆、多濫福善。故使我來監察之也。僧以食與之。鬼曰、我自有糧、不得進此食也。含曰、鬼

多知我生何來、何因作道人。答曰、人中來。出家因緣、本誓願也。問諸存亡生死所趣、略皆答對。具有靈驗、條次繁多。故不曲載。含曰、人鬼道殊。汝旣不求食、何爲久留。鬼曰、此間有一女子、應在收捕。而奉戒精勤。故難可得。比日稽留、用此故也。藉亂主人、有愧不少。自此已後、不甚見形。後往視者、但聞語耳。時元嘉十年也。至三月二十八日、語文宣云、暫來寄住。而汝傾家營福。見畏如此、那得久留。孝祖云、聽汝寄住、何故據人先亡靈筵耶。答曰、汝家亡者、各有所屬。此座空設。故權寄耳。於是辭去。

## 【校異】

法：佛法（磧・四・寬）

嗟：咤（嘵）

說：沉（沈・嘵・磧・四・寬）

文宣：文（沈・嘵・磧・四・寬）

魁：魅（沈・嘵・磧・四・寬）

歎：疑（嘵）

## 【訓讀】

宋の司馬文宣は、河内の人なり。頗る法を信す。元嘉九年（四三二）、丁母難に弟喪す。月望の旦に<sup>2</sup>、忽ち其の弟を見れる。身靈座の上に形われ、平日に異ならず。迴遑歎嗟して、飲食を求むるを諷す。文乃わち試みに與に言ひて曰わく、「汝平生の時、十善<sup>3</sup>を修行す。若し經の言の如くなれば、應に天に生ずるを得べし。若し人道に在らば、何の故に乃わち此の鬼中に生ずるや。」と。説吟俯仰し、默然として對うること無し。文宣即ちに夢に其の弟を見るに、云わく、「善を修むる所を生じ、報を蒙りて天に生ず。且の靈床の鬼は、是れ魔魁なるのみ。其の身に非ざるなり。恐らく兄疑い怪しまん。故に詣で以て兄に白す。」と。文宣明旦に僧に請ひて、『首楞嚴經<sup>4</sup>』を轉せしめ、人をしてこれを撰繫せしむ。鬼乃わち床の下に逃げ入り、又戸外に走ぐ。形稍か醜惡なり。家を擧げて駭懼し、詈叱して之を遣る。鬼云く、「餓えて食を乞うのみ。」と。日を積みて乃わち去る。頃くして母の靈床の頭に一の鬼有り。膚體赤色にして、身甚だ長壯なり。

文宣の長息孝祖、與に言いて往反す。答對周悉なり。初め恐懼すると雖も、末には稍か安んじ之に習う。鬼亦た轉た相い附き狎る。居處出入、殆ど家人に同じ。時に京師より、傳えて相い報告す。往來して觀る者、門巷跡を疊む。時に南林寺に僧あり、靈味寺の僧舍沙門<sup>6</sup>と與に、鬼と與に言論し、亦た甚だ歎曲す。鬼云く、「昔の世に嘗て尊貴と爲し、以て衆惡を犯す。報を受くること未だ竟らずして、此の鬼身を果たす。去る寅の年、四百部鬼<sup>7</sup>ありて、大いに疾癪を行ふ。應に災いを鍾ぬるべき所の者は、道人を忏ざざるのみ。而れども犯横極めて衆く、多く福善を濫す。故に我をして來たらしめて之を監察せしむるなり。」と。僧食を以て之に與う。鬼曰く、「我自ら糧あり、此の食を進ずるを得ざるなり。」と。舍曰く、「鬼多く我が生何くより來り、何の因にてか道人と作るかを知るや。」と。答えて曰く、「人中より來れり。出家の因縁は、誓願に本づくなり。」と。諸の存生死の趣く所を問うに、略ば皆な答對す。具に靈驗ありて、條次繁多なり。故に曲さには載せず。舍曰く、「人鬼道殊なり。汝既に食を求めざれば、何爲れぞ久しく留まる。」と。鬼曰く、「此の間に一女子有りて、應に收捕に在るべし。而れども奉戒精勤たり。故に得べきこと難し。比日稽留するは、此れを用ての故なり。主人を藉亂し、愧あること少なからず。」と。此れ自り已後、甚だ形を見わざず。後に往きて視る者あるも、但だ語るを聞くのみ。時に元嘉十年なり。三月二十八日に至り、文宣に語りて云く、「暫らく來たりて寄住す。而るに汝傾家して福を營む。畏れらること此の如く、那ぞ久留するを得ん。」と。孝祖云く、「汝が寄住するを聽すに、何が故ぞ人の先亡の靈筵に據るや。」と。答えて曰く、「汝が家の亡者、各おの所屬せる有り。此座空しく設けらる。故に權に寄るのみ。」と。是に於いて辭し去る。

## 【語釋】

- 1 河内：現在の河南省沁陽に當たる。  
2 月望旦：「望」字は陰曆十五日の満月。いま『法苑珠林』に

從つて「月が望（満月）である日の夜明け」と解した。ただし、このくだり、『太平廣記』は「數月望旦」とある。「數月」はそ

の前文に係り、「弟が喪して」數ヶ月経つた、という意になる。

3 十善：十種の善行。十善とは十惡に対する語で、十惡を犯さないことをいう。十善はすなわち、不殺生、不盜賊、不邪淫、不妄語、不惡口、不兩舌、不綺語、不食欲、不貞恚、不邪見である。

4 首楞嚴經：初期の大乗經典。現在残るのは鳩摩羅什譯二卷のみであるが、「出三藏記集」によれば、支謙譯、支遁譯など、複數の漢譯が作られていたことが分かる。

5 長息：『太平廣記』は「長息」を「長子」につくる。「長息」とは大きく息をつく意に用いることが多い語であるが、ここでは『太平廣記』の言う如く、長男の意である。

### 【資料】

#### ・同文的同話・

『太平廣記』卷三二五 「司馬文宣」

(稻垣淳央)

### 宋王胡

### 【釋文】

宋王胡者、長安人也。叔死數載、元嘉二十三年忽見形、還家責胡、以修謹有闕、家事不理。罰胡五杖。傍人及鄰里、竝聞其語及杖聲、又見杖瘢迹、而不覩其形。唯胡猶得親接。叔謂胡曰、吾不應死。神道須吾筭諸鬼錄。今大從吏兵、恐

6 僧舍沙門：『高僧傳』卷七に傳がある（大正五〇・三七〇b）。同傳によると、經史や天文算術に通じ、とくに『涅槃經』を修めた。『神不滅論』『聖智圓鑑論』『無生論』『法身論』『業報論』『法華宗論』などを著した。また同傳には「元嘉七年に新興太守陶仲祖が靈味寺を立てた旨が記されている。なお、『太平廣記』が「僧舍」に作るのは誤寫とみてよい。

7 欽曲：『太平廣記』は「欽曲」につくる。「欽曲」は「欽曲」の誤りであろう。「欽曲」は、打ち解けるの意。

8 四百部鬼：未詳。ただし『仁王經疏』卷下「護國品第五」などには「百部鬼神」の語が見える。

驚損墟里。故不將進耳。胡亦大見。衆鬼紛鬧若村外。俄然叔辭去曰。吾來年七月七日當復暫還。欲將汝行游歷幽途、使知罪福之報也。不須費設。若意不已、止可茶來耳。至斯果還。語胡家人云。吾今將胡游觀、畢當使還。不足憂也。胡卽頓臥牀上、泯然如盡。叔於是將胡、徧觀群山、備睹鬼怪。未至嵩高山。諸鬼過胡。竝有饌設。餘施味不異世中。唯薑甚脆美。胡欲懷將還。左右人笑胡云、止可此食。不得將還也。胡末見一處。屋宇華曠、帳筵精整。有二少僧居焉。胡造之。二僧爲設雜菓檳榔等。胡遊歷久之、備見罪福苦樂之報。乃辭歸。叔謂胡曰。汝旣已知善之可修。何宜在家。白足阿練、戒行精高、可師事也。長安道人足白。故時人謂爲白足阿練也。甚爲魏虜所敬。虜主事爲師。胡旣奉此練。於其寺中、遂見嵩山上、年少僧者、游學衆中。胡大驚與敍乖闊、問何時來。二僧答云、貧道本住此寺。往日不憶與君相識。胡復說嵩高之遇。此僧云、君謬耳。豈有此耶。至明日、二僧無何而去。胡乃具告諸沙門、敍說往日嵩山所見。衆咸驚怪。卽追求二僧、不知所在。乃悟其神人焉。元嘉末<sup>1</sup>、有長安僧釋曇爽。來游江南、具說如此也。

## 【校異】

年……季	(磧)	末……未	(宋·元·磧)
茶……茶	(三·宮·磧·四·寬)	菓……果	(四·寬)
斯……期	(朗)	故……胡	(宮)
徧……遍	(大正·四)	虜主事……虜主主事	(三·宮·磧·四·寬)
過……遇	(三·磧·四·寬)	練……諫	(三·宮·磧·四·寬)
施……族	(三·宮·磧·四·寬)	末……未	(元·磧)

## 【訓讀】

宋の王胡なる者、長安の人なり。叔死して數載、元嘉二十三年忽ち形を見わし、家に還りて胡を責むるに、修謹闕有

り、家事理まらざるを以てす。胡を罰すること五杖。傍人及び鄰里、竝に其の語及び杖聲を聞き、又た杖の瘢迹を見るも、其の形を覗ず。唯だ胡のみ猶お親接を得るがごとし。叔胡に謂いて曰く、「吾死に應らず（和刻本では「應に死すべからず」）。神道吾を須て諸鬼錄かぞを筈えしむ。今大に吏兵を從うるも、墟里を驚損せんことを恐る。故に將て進まざるのみ。」と。胡も亦た大に見る。衆鬼紛として村外に鬧若す。俄然として叔辭去して曰く、「吾來年七月七日當に復た暫く還るべし。汝を將いて行て幽途を游歷し、罪福の報を知らしめんと欲す。費設するを須いづ。若し意已もちまざれば、止だ茶もて來るべきのみ。」と。斯に至りて果して還る。胡の家人に語りて云く、「吾今胡を將いて游觀し、畢れば當に還らしむべし。憂うるに足らざるなり。」と。胡即ち牀上に頓臥し、泯然として盡くるが如し。叔是に於て胡を將いて、徧く群山を觀、備に鬼怪を覗る。未だ嵩高山3に至らず。諸鬼胡を過る。竝な饌設有り。餘施味世中に異ならず。唯だ薑のみ甚だ脆美なり。胡懷にして將て還らんと欲す。左右の人胡を笑いて云く、「止だ此に食うべし。將て還るを得ざるなり。」と。胡末に一處を見る。屋宇華曠にして、帳筵精整なり。二の少き僧の焉に居す有り。胡之に造る。二僧爲に雜菓檳榔等を設く。胡遊歷すること之を久しくして、備に罪福苦樂の報を見る。乃ち辭して歸る。叔胡に謂いて曰く、「汝既已4に善の修むべきを知る。何ぞ宜しく家に在るべきや。白足阿練、戒行精高にして、師事すべきなり。」と。長安道人足白し。故に時人謂いて白足阿練と爲す。甚だ魏虜の敬う所となる。虜主事えて師と爲す。胡既にして此練を奉ず。其の寺中に於て、遂に嵩山上の、年少の僧なる者、衆中に游學するを見る。胡大に驚きて與に乖闊を敍べ、何れの時に来るかを問う。二僧答えて云く、「貧道本より此の寺に住す。往日君と相識るを憶えず。」と。胡復た嵩高の遇を説く。此の僧云く、「君謬れるのみ。豈に此れ有らんや。」と。明日に至りて、二僧何も無くして去る。胡乃ち具に諸沙門に告げて、往日嵩山に見る所を敍説す。衆咸な驚怪す。即ち追て二僧を求むるも、所在を知らず。乃ち其の神人なるを悟る。元嘉の末、長安の僧釋曇爽なるもの有り。來りて江南に遊び、具に説くこと此の如し。

【語釋】

1 元嘉二十三年・宋の文帝の四四六年、北魏太武帝の太平真君七年。元嘉年間は四二四～四五三年。

2 七月七日・庭に樓や供物などを設置し、そこで裁縫などの上達を願う「乞巧」の行事が行われた。『荆楚歲時記』に引く、周處の『風土記』には、酒や干し肉などを供えて、富と長壽と子の三つのうち一つだけを願うとある。「七月七日。其夜。灑掃庭中。露施几筵。設酒脯時果。散香粉於筵上。以祈河鼓織女……」

また『禮記』祭統第二十五に、「夫祭之爲物大矣。其興物備矣。順以備者也」とあり、先祖を祭るときには多くの供物を準備するといふ。後の一文「不須費設。若意不已止可茶來耳」は、「多くの供え物は必要ない。茶のみ準備すればよい」ほどの意であろうか。

3 嵩高山・嵩山。五嶽の一つの中嶽。河南省登封縣にある。東

嶽は泰山、南嶽は衡山、西嶽は華山、北嶽は恒山。

4 白足阿練・後秦の鳩摩羅什の弟子・曇始のこと。關中の人。足が白く、泥の中を歩いても足が汚れなかつたことから、人々は白足和尚と稱した。虜主が曇始を師として敬つたことが、『高僧傳』曇始傳にある。(『高僧傳』卷十 神異下(大正五〇・三九b～三九c)『法苑珠林』は卷三十一に曇始傳を載す。)

5 魏虜・鮮卑の種。姓は拓跋氏。北魏(三八六～五三四年)を指す。北魏が華北を統一したのは四三九(太延五)年。『南齊書』卷五七)四四六年に太武帝が廢佛を行つたが、文成帝濬(在位四五二～四六五)が即位して後、佛教を再興した。

6 曙爽・竺法義の弟子。法義が亡くなつた後(法義は晉・太元五(三八〇)年に都にて卒す)、その墓所に寺を建てた。(『高僧傳』卷四 義解一 竺法義傳(大正五〇・三五〇c))

【資料】

『高僧傳』卷十 神異下 釋曇始傳(大正五〇・三二九b～三九二c)

(早川智美)

宋李旦

【釋文】

宋李旦<sup>1</sup>、字世則、廣陵人也。以孝謹質素、著稱鄉里。元嘉三年正月十四日暴死。心下不冷、七日而蘇。<sup>2</sup>哈以飲粥、宿昔復常。云、有一人、持信幡來、至牀頭稱、府君教喚。旦便隨去。直北向行、道甚平淨。既至、城閣高麗、似今宮闕。遣傳教慰勞問呼。旦可前至。大廳事上見有三十人。單衣青幘、列坐森然。一人東坐、披袍隱机。左右侍衛、可有百餘。視旦而語坐人云、當示以諸獄、令世知也。旦聞言已、舉頭四視、都失向處。乃是地獄中。見群罪人受諸苦報、呻吟號呼。不可忍視。尋有傳教稱、府君信君可還去。當更相迎。因此而還。至六年正月復死、七日又活。述所見事、較略如先。或有罪囚、寄語報家道、生時犯罪。使爲作福。<sup>3</sup>稍說姓字親識卿伍。旦依言尋求、皆得之。又云、甲申年、當行疾癘、殺諸惡人。佛家弟子、作八關齋戒、修心善行、可得免也。旦本作道家祭酒。卽欲棄錄本法。道民諫制。故遂兩事、而常勸化、作八關齋。

## 【校異】

死：病	(三・宮・四・穠・寬)	机：凡	(明・寬)
蘇：甦	(四・寬)	稍：稱	(三・宮・四・穠・寬)
哈：含	(明・四・寬)	戒：口	(宋・元・宮・穠・四・寬)
復：往	(宋・穠)	修心：心修	(四・寬)
幡：幡	(四・寬)	錄：錄	(元・明・四・寬)

## 【訓讀】

宋の李旦<sup>2</sup>、字は世則、廣陵の人なり。孝謹質素を以つて、稱を鄉里に著す。元嘉三年(四二六)正月十四日暴かに死す。心の下冷かならず、七日して蘇える。哈むに飲粥を以つてし、宿昔にして常に復す。云く、一人有り、信幡<sup>3</sup>を持し來たりて、牀頭に至りて稱く、「府君喚ば教む」と。且便ち隨いて去る。直ちに北に向て行くに、道甚だ平淨なり。既

に至り、城閣高麗にして、今の宮闕に似たり。傳教をして慰勞し問呼せしむ。「旦<sup>5</sup>前んでるべし」と。大廳事の上に三十人有るを見る。單衣青幘、列坐するに森然たり。一人東に坐し、袍を披て机に隠る。左右の侍衛、百餘有るべし。且を視て坐人に語げて云く、「當に示すに諸の獄を以つて、世に知らしむべし。」と。旦言を聞き已りて、頭を擧げ四視るに、都て向う處を失う。乃ち是れ地獄の中なり。群の罪人の諸の苦報を受け、呻吟號呼するを見る。視るに忍ぶべからず。尋いで傳教有りて稱く、「府君 君が還り去るべきに信す。當に更めて相い迎うべし。」と。此に因りて還る。六年正月に至りて復た死すも、七日して又活える。見る所の事を述ぶるに、較略先の如し。或いは罪囚有り、語を寄せ家に報せしめて道く、「生きる時罪を犯す。爲に福を作さしめん。」と。やや姓字・親識・卿伍を説す。旦言に依り尋ね求むるに、皆之を得たり。又云く、「甲申の年、當に疾癪を行い、諸惡人を殺す。佛家の弟子、八關齋戒を作し、心を修めて善行すれば、免ることを得べし。」と。旦本は道家の祭酒と作る。即ち本の法を棄錄せんと欲す。道民諫め制す。故に遂に兩事もて、常に勸化して、八關齋作さしむ。

## 【語釋】

- 1 李旦：正史に傳記なし。
- 2 廣陵：今之江蘇省江都縣。
- 3 信幡：官號などを記して、しるしとした旗。『古今注』「信幡、古之徽號也。所以題表官號、以爲符信、故謂爲信幡也。」
- 4 府君：泰山府君のこと。泰山府君は泰山の神であり人の生死を掌る。
- 5 傳教：教えを傳える。佛教を受け繼いで人に教える。ここでは府君の言葉を李旦に「傳え教えた者」という意味。
- 6 勸化：考への邪な者を説きすすめて佛道に入らしめる。

『阿毘達磨俱舍論』「勸化令修十善業道」（大正二一九・六五b）

- 7 八關齋戒：八關齋・八戒齋ともいう。布薩の日に寺に出かけ、一晝夜守る在家の戒。在家の五戒（不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不飲酒）に衣食住の制約、すなわち裝身具をつけず舞踊を見ないこと、高く廣いベッドで寝ないこと、晝を過ぎて食事しないことを加えて八條としたもので、出家生活にかなり近い内容を持つ。
- 『受十善戒經』「八戒齋者。是過去現在諸佛如來。爲在家人制出家法。一者不殺。二者不盜。三者不婬。四者不妄語。五者不

飲酒。六者不坐高廣大床。七者不作倡伎樂故往觀聽。不著香薰

衣。八者不過中食。應如是受持」（大正二四・二三c～二四a）

【資料】

・同文的同話・

『太平廣記』卷三百八十二 再生八

（一澤美帆）

宋鄭鮮之

【釋文】

宋尚書僕射榮陽鄭鮮之。元嘉四年、從大駕巡京。至都夕暴亡、乃靈語著人曰、吾壽命久盡、早應過世。賴比歲來、敬信佛法、放生布施。以此功德、延駐數年耳。夫幽顯報應、有若影響。宜放落俗務、崇心大教。于時勝貴多皆聞云。（右三驗出冥報記也）

【校異】

榮・榮（元・嘗・積）

驗・人（○・嘗・積・寬・四）

【訓讀】

宋の尚書僕射の榮陽鄭鮮之。<sup>1</sup> 元嘉四年に、大駕の京を巡るに従う。<sup>2</sup> 都に至るに夕べ暴かに亡し、乃ち靈語もて人に著

して曰く、「吾が壽命久しう盡き、早に當に世を過ごすべし。頼いに比歲よりこのかた、佛法を敬信して、放生布施す。此の功德を以て、數年を延べ駐まるのみ。夫れ幽顯の報應は、影響の若き有り。宜しく俗務を放落して、心を大教に崇めるべし」と。時に勝貴は多く皆聞くと云う。(右三驗は冥報記に出づるなり)

【語釋】

1 鄭鮮之：三六三～四二七年。南朝宋の滎陽郡開封（河南省開封市）の人。字は道子。武帝（劉裕）。三五六～四二二年。在位四二〇～四二二年）に直言することしばしばで、その媚詔わない性格によって「格佞（あやまりを正すことを恐れない）」と稱された。いくつかの官職を経て、元嘉三年（四二六年）に尙書右僕射となる。元嘉四年に卒す、年六十四。卒後、散騎常侍と金紫光祿大夫を追贈された。『鄭鮮之集』二十巻が『隋書』經籍志、『新唐書』藝文志、『舊唐書』經籍志に載つている。なお、

顏延之（三八四～四五六年）とも親交があつたようで、『文選』卷二十六・贈答四には顏延之から鄭鮮之へ贈った「直東宮答鄭尚書一首」が所收されている。

2 元嘉四年從大駕巡京至都：『宋書』卷五・文帝紀によれば、元嘉四年二月に文帝（劉義隆）。四〇七～四五三年。在位四二四～四五三年）は丹徒縣（江蘇省鎮江市）へ行幸して京陵を訪れ、同年三月に都に還つて、鄭鮮之も同行し、都に着いた翌日に卒した。

【資料】

・同話・

『辯正論』卷第七・信毀交報篇第八（大正五一・五三九c）

・参考資料・

『宋書』卷五・文帝紀、卷六十四・鄭鮮之傳

『南史』卷二・宋本紀中、卷三十三・鄭鮮之傳

（嘉村  
誠）

## 『法苑珠林』卷七 地獄部 誠勗部第八 感應緣

晉趙泰

## 【釋文】一

晉趙泰、字文和、清河貝丘人也。祖父京兆太守。泰、郡察孝廉、公府辟不就。精思典籍、有譽鄉里。嘗晚乃膺仕、終於中散大夫。泰年三十五時、嘗卒心痛、須臾而死。下屍于地、心煥不已、屈申隨人。留屍十日、卒咽喉中有聲如雨、俄而蘇活。

## 【校異】

察・舉(三・官・磧・四) 譽(寬)  
于・於(𠂔・四・寬)  
申・伸(元・𠂔・磧・四・寬)

卒咽・平旦(三・官・磧・四・寬)  
蘇・蘇(四・寬)

## 【訓讀】

晉の趙泰<sup>1</sup>、字は文和、清河貝丘<sup>2</sup>の人なり。祖父は京兆太守<sup>3</sup>。泰、郡孝廉に察し、公府辟すも就かず。典籍を精思し、郷里に譽有り。嘗て晚くして乃ち仕を膺け、中散大夫に終わる。泰年三十五の時、嘗て卒に心痛あり、須臾にして死す。屍を地に下すに、心煥にして已まず、屈申人に隨う。屍を留むること十日、卒に咽喉中に聲有りて雨の如く、俄にして蘇活す。

## 【語釋】

- 1 趙泰：未詳。『太平廣記』卷一〇九および卷三七七にこの話を載せ、また、簡略にしたものが『法苑珠林』（卷十・十二右）に「趙泰傳曰」として引かれている。
- 2 清河貝丘：冀州清河國貝丘縣。現河北省内。「冀州。……清河國。清河、東武城、繹幕、貝丘、靈、鄃」（『晉書』卷十四・地理志上）
- 3 京兆：京兆郡。現陝西省西安市の東。
- 4 太守：郡守。郡の長官。
- 5 孝廉：孝は孝悌、廉は廉潔の意。郡から推薦された學問・德行にすぐれた人物。
- 6 公府：役所。「盈盈公府步、冉冉府中趨」（『玉臺新詠』卷一 古樂府「日出東南隅行」）
- 7 中散大夫：「中散大夫、王莽所置。後漢因之、後置三十人。魏晉無員」（『通典』卷三四・職官十六・文散官）
- 8 卒咽：平旦（四・寛）ならば、夜明け方の意。「其日夜之所息平旦之氣、其好惡與人相近也者幾希、則其旦晝之所爲有梏亡之矣」（『孟子』告子上）

## 【釋文】二

說、初死之時、夢有一人、來近心下。復有二人、乘黃馬。從者二人、扶策泰掖、徑將東行、不知可幾里。至一大城、崔嵬高峻、城邑青黑狀錫。將泰向城門入、經兩重門、有瓦屋可數千間。男女大小、亦數千人、行列而立。吏著皂衣、有五六人、條疏姓字云、當以科呈府君。泰名在二十。<sup>\*</sup>須臾將泰與數千人男女、一時俱進。府君西向坐、簡視名簿訖、復遣泰南入黑門。有人著絳衣坐大屋下、以次呼名、問生時所事、作何罪、行何福善。諦汝等辭、以實言也。此常遣六部使者、常在人閒、疏記善惡、具有條狀。不可得虛。泰答、父兄仕宦皆二千石、我少在家修學而已。<sup>\*</sup>無所事也、亦不犯惡。乃遣泰爲水官監作使、將二千餘人、運沙磧岸、晝夜勤苦。後轉泰水官都督、知諸獄事。給泰馬兵、令案行地獄。所至諸獄、楚毒各殊。或針貫其舌、流血竟體。或被頭露髮、裸形徒跣、相牽而行。有持大杖、從後催促。鐵牀銅柱、燒之洞然。驅迫此人、抱卧其上、起卽熾爛、尋復還生。或炎鑪巨鑪、焚煮罪人、身首碎墜、隨沸翻轉。有鬼持叉、倚于其側。有三四百人、立于一面、次當入鑪、相抱悲泣。或劔樹高廣、不知限極、根莖枝葉、皆劔爲之。人衆相訾、自登自攀、若有欣競、<sup>\*</sup>

而身首割截、尺寸離斷。泰見祖父母及二弟在此獄中、相見涕泣。泰出獄門、見有二人齋文書來。語獄吏、言、有三人、其家爲其於塔寺中懸幡燒香。救解其罪、可出福舍。俄見三人自獄而出、已有自然衣服完整在身。<sup>\*</sup>

## 【校異】

扶策	夾扶	(三・常・磧・四・寬)	焦	焦	(四・寬)	
舉	嵬	(明・四・寬)	嫗	(宋・元・磧)	爛	(寬)
二・三	(三・常)	磧・四・寬	高	(三・常・磧・四・寬)	廣	高
常	恆	(磧・四・寬)	量	(三・常・磧・四・寬)	極	量
晉	宦	(磧・四・寬)	意	(明・四)	競	(元・磧・寬)
已	日	(三・磧・四・寬)	賚	(四・寬)		
起	赴	(三・磧・四・寬)	幡	幡	(四・寬)	

## 【訓讀】

説く、初め死するの時、夢に一人有り、來りて心下に近づく。復た二人有り、黃馬に乗る。從者二人、泰の掖を扶策<sup>1</sup>し、徑ちに將いて東行し、幾里ばかりかを知らず。一大城に至るに、崔嵬<sup>3</sup>高峻にして、城邑は青黒にして錫に狀す。泰を將い城門に向かいて入り、兩重門を經るに、瓦屋數千間なるべき有り。男女大小、亦數千人、行列して立つ。吏皂衣<sup>4</sup>を著け、五六人有り、姓字を條疏して云う、「當に科を以て府君に呈すべし」と。泰の名は二十に在り。須臾にして泰と數千人の男女を將い、一時に俱に進む。府君西向して坐し、名簿を簡視し訖り、復た泰をして南のかた黒門に入らしむ。人有り絳衣<sup>6</sup>を著け大屋の下に坐し、次を以て名を呼び、生時に事とする所を問う、「何の罪を作し、何の福善を行ふか。汝等の辭を諦<sup>8</sup>にし、實を以て言え。此れ常に六部の使者を遣わし、常に人間に在りて、善惡を疏記せしめ、具に條狀有

り。虚を得べからず」と。泰答う、「父兄仕宦して皆二千石、我少きとき家に在りて修學するのみ。事とする所なく、亦惡を犯さず」と。乃ち泰をして水官監作使と爲らしめ、二千餘人を將いて、沙を運び岸に裨い、晝夜勤苦せしむ。後に泰を水官都督に轉じ、諸獄事を知めしむ。泰に馬兵を給し、地獄を案行せしむ。至る所の諸獄、楚毒各おの殊なる。或は針其の舌を貫き、流血體に竟る。或は被頭露髮、裸形徒跣、相牽きて行く。大杖を持つもの有り、後より催促す。鐵牀銅柱<sup>17</sup>、之を燒きて洞然たり。此の人を驅迫<sup>20</sup>し、抱いて其の上に卧せしめ、起きて熑爛<sup>21</sup>に即かしむれば、尋で復た還生<sup>22</sup>す。或は炎鑪巨鑪<sup>23</sup>、罪人を焚煮し、身首碎け墜ち、沸くに隨いて翻轉す。鬼有り义を持ち、其の側に倚る。三四百人有り、一面に立ち、次して當に鑪に入るべく、相抱いて悲泣す。或は劍樹高廣にして、限極を知らず、根莖枝葉、皆劍之を爲す。人衆相訾り、自ら登り自ら攀じ、欣び競うこと有るが若きも、身首割截して、尺寸に離斷せらる。泰祖父母及び二弟の此の獄中に在り、相見て涕泣するを見る。泰獄門を出づるに、二人有りて文書を齎らし來るを見る。獄吏に語りて、言う、「三人有り、其の家其の爲に塔寺中に幡を懸け焼香す。其の罪を救解して、福舍に出すべし」と。俄に三人の獄より出づるを見るに、已に自然の衣服の完整して身に在る有り。

## 【語釋】

- 1 挿：腋。わき、わきの下。
- 2 扶策：支える。＊「泛鷁舟於池、上忽聞傾側。上墮於池中、宮嬪竝内侍從官竝躍入池。扶策登岸、移時方安」（宋・孫光憲『北夢瑣言』卷十六）
- 3 崔嵬：高峻なさま。「於前則終南太一、隆崛崔嵬、隱嶙鬱律……」（張衡「西京賦」）
- 4 皂衣：黒衣。
- 5 簡視：調べる。「表簡視其人、皆堪好兵、乃上疏陳讓」（吳志『陳武傳附陳表傳』）
- 6 絳衣：赤い衣。
- 7 福善：福德と善行。「福善竝作、樂以高明」（漢・焦贊『易林』）
- 8 諦：明らかにする。＊諦視：「君諦視之、勿誤也」（『魏志』明帝紀「宣王頓首流涕」裴松之注引魏魚豢『魏略』）

- 9 六部：『後漢書』百官志三に「尙書六人、六百石。本注曰、成帝初置尙書四人、分爲四曹。（中略）世祖承遵、後分二千石曹、又分客曹爲南主客曹、北主客曹、凡六曹」と見える「六曹」に相當。魏晉以後しばしば變革され、隋唐になって吏、戶、禮、兵、刑、工の六部となつた。\*五道を司る冥官を五道神と言う。
- 10 「天帝總統六道、是謂天曹。閻羅王者如人天子。太山府君尙書令錄、五道神如諸尙書」（唐・唐臨『冥報記』卷中・唐眭仁舊）底本は「晉」に作るが諸本により改める。
- 11 水官監作使：水官は治水や漁業税の徵收を掌る官。「（郡縣）有水池及魚利多者置水官、主平水收漁稅」（『後漢書』百官志五）監作使は監督や制作の責任を負う官吏。（\*『隋書』百官志下）
- 12 都督：本来は軍事長官をいうが、水官都督とがあるので、ここでは長官の意か？
- 13 案行：巡視。「冠大冠、帶長劍、躬案行士卒廬室、視其飲食居處」（『漢書』卷七七・蓋寬饒傳）
- 14 楚毒：残酷な體刑。「臣一入牢獄、當爲楚毒所迫」（『後漢書』卷六十下・蔡邕傳）
- 15 被頭露髮：被髮（髪をふりみだす）露頭（頭をむきだしにする）の意か？
- 16 徒跣：はだし。
- 17 鐵牀：赤く焼けた鐵板の床。刑具の一種。鐵床。\*「縱不入鑊湯、亦須臥鐵牀」（拾得詩其二六・『全唐詩』卷八〇七）
- 18 銅柱：刑具の一種。「邪淫入地獄、登彼刀葉林。……銅柱緣上  
下、鐵牀臥隕深」（『法苑珠林』卷九二・邪淫部）
- 19 弟……佛既入定、亦起火光其室洞然猛燄炎熾」（『大唐西域記』卷八）「他時劫火洞燃後、神光璀璨如紅蓮」（齊己「贈持法華經僧」・『全唐詩』卷八四七）
- 20 驅迫：強要する。「加以營宇制館、僭擬天居、引石徵材、專擅興發、驅迫士族、役同輿早、殫木土之姿、窮谷并之勢」（『宋書』卷七九・竟陵王誕傳）
- 21 燐爛：焼けただれる。焦爛に同じ。「燒炙罪人、皮肉焦爛、萬毒竝至」（『法苑珠林』卷十一・地獄部）
- 22 還生：ここでは、生き返るの意。
- 23 炎鑊巨鑊：炎鑊は、灼熱のいり。巨鑊は、大きなかなえ。いずれも刑具の一種。「夫論地獄、幽酸特爲痛切。刀林聳日、劍嶺參天。沸鑊騰波、炎爐起焰。鐵城畫掩、銅柱夜燃」（『法苑珠林』卷十一・地獄部）
- 24 救解：危難から救う。「數稱達名士王駿韋安世王延世等、救解馮野王王尊胡常之罪過」（『漢書』卷六十・杜周傳附杜欽傳）
- 福舍：奔穰舍羅（ブニヤシャラ）。唐に福舍という。慈善事業をなす館舎。「此國已往、多有福舍、以贍貧匱、或施藥、或施食、口腹之資、行旅無累」（『大唐西域記』卷四・磔迦國）ここでは、次段の「開光大舍」を指す。

【釋文】三

南詣一門。云名開光大舍、有三重門、朱彩照發。見此三人卽入舍中、泰亦隨入。前有大殿、珍寶周飾、精光耀目、金玉爲牀。見一神人、姿容偉異、殊好非常、坐此座上。邊有沙門立侍甚衆。見府君來、恭敬作禮。泰問、此是何人、府君致敬。吏曰、號名世尊<sup>\*</sup>。度人之師。有頃令惡道中人皆出聽經。時云、有百萬九千人、皆出地獄、入百里城。在此到者、奉法衆坐也。行雖虧殆、尙當得度。故開經法。七日之中、隨本所作善惡多少、差次免脫。泰未出之頃、已見千人昇虛而去。

【校異】

彩・采(三・唐・四・寬)

頃・願(三・嘗・磧・四・寬)

坐・生(三・嘗・磧・四・寬)

千・十(三・嘗・磧・四・寬)

昇・升(磧・四・寬)

【訓讀】

南のかた一門に詣る。名を開光大舍と云い、三重の門有り、朱彩照發<sup>1</sup>す。此の三人の卽ち舍中に入るを見、泰も亦隨いに入る。前に大殿有り、珍寶周く飾られ、精光目に耀き、金玉牀を爲す。一神人の、姿容は偉異、殊に好きこと常に非ずして、此の座上に坐するを見る。邊に沙門の立侍すること甚だ衆き有り。府君來り、恭敬して禮を作すを見る。泰問う、「此れ是れ何人にして、府君敬を致すか」と。吏曰く、「名を世尊と號す。人を度するの師なり」と。頃有りて惡道中の人にして皆出して經を聽かしむ。時に云う、百萬九千人有り、皆地獄より出で、百里城に入ると。此に在りて到る者、法を奉ずる衆生なり。行い虧け殆しと雖も、尙當に得度すべし。故に經法を開く。七日の中、本より作す所の善惡の多少に隨い、差次もて免脱せしむ。泰未だ出でざるの頃、已に十人の昇虛して去れるを見る。

## 【語釋】

- 1 照發：明るく照り輝く。
- 2 百萬九千人：『太平廣記』卷一〇九および卷三七七は、いすれも「萬九千人」を作る。
- 3 底本は「坐」を作るが、諸本により改める。
- 4 經法：經に説かれた教え。「開經法」とは、法會を開くこと。
- 5 差次：等級による順番。「明尊卑爵秩等級、各以差次」（『史記』）
- 6 免脫：罪を免れる。「會漢兵日盛、湖陽惶急、未敢殺之、遂得免脫」（『後漢書』卷三二・樊宏傳）
- 7 底本は「千」を作るが諸本により改める。
- 8 升虛：天空に上る。升虛。「升虛凌冥、沛濁浮清、入帝宮兮」（劉向「九歎」遠遊）

## 【釋文】四

出此舍、復見一城。方二百餘里、名爲受變形城。地獄考治已畢者、當於此城更受變報。泰入其城、見有土瓦屋數千區。各有房巷、正中有瓦屋高牀欄檻彩飾。有數百局吏、對校文書云、殺生者、當作蟬蛬朝生暮死。劫盜者、當作猪羊受人屠割。姪妹者、作鶴鷺麌麌。兩舌者、作鵠梟鵠鵠。捍債者、爲駝驃牛馬。

## 【校異】

- 房・坊（三・磧・四・寬）  
 牀・壯（三・宮・磧・四・寬）  
 彩・采（磧・四・寬）
- 姪・渢（四・寬）逸（未・元・宮・磧）  
 鶴・鷺（大正・磧・四・寬）
- 駝・驃（三・宮・磧・四・寬）

## 【訓讀】

此の舍を出で、復た一城を見る。方二百餘里、名を受變形城と爲す。<sup>1</sup> 地獄の考治已に畢わる者、當に此の城に於て更に變報を受く。<sup>2</sup> 泰其の城に入るに、土瓦の屋數千區有るを見る。<sup>3</sup> 各おの房巷有り、正中に瓦屋の高壯にして欄檻に彩飾

あるもの有り。數百の局吏有り、文書を對校して云う、「殺生せる者は、當に蹲躰と作りて朝に生まれ暮に死すべし。劫盜せる者は、當に猪羊と作りて人の屠割を受くべし。姪汚なる者は、鶴驚璽璽<sup>10</sup>と作らん。拘債なる者は、驢驃牛馬と爲らん」と。

## 【語釋】

- 1 考治：拷問。「若皆死、誰當明王不反。乃就檻車、送詣長安、言王不知、考治身無完者、終不復言」（荀悅『漢紀』高祖紀四）
- 2 變報：未詳。
- 3 區：住居。「工匠醫巫卜祝及它方技商販賈人坐肆列里區謁舍」顏師古注引如淳曰「居處所在爲區」（『漢書』卷二四下・食貨志下）「時賢七十餘、爲相五歲、地節三年以老病乞骸骨、賜黃金百斤、寵歸、加賜第一區」（同書卷七三・韋賢傳）
- 4 房巷：街の區画。（房は家、巷は小道の意。）\* 「坊巷」もほぼ同じ意。（坊は居住地區、巷は小道の意。）\* 「叔子田、巷無居人」（『詩』鄭風・叔子田）
- 5 壮：底本は「牀」を作るが諸本により改める。
- 6 局吏：役人。
- 7 對校：一人が正本を読み上げ、もう一人が副本と照合して、異同や正誤を調べること。
- 8 屠割：割き殺す。屠殺。「今夫祭者、屠割烹殺、剝狗燒豕、調平五味者、庖也」（『淮南子』泰族訓）
- 9 姪汚：淫佚に同じ。淫らでほしいまま。「如人君好姪佚、妻妾過度、犯親戚、侮父兄、欺罔百姓……則五穀不成」（董仲舒『春秋繁露』五行逆順）底本は「殃」に作るが諸本によつて改める。
- 10 鶴驚璽璽：ツル、アヒル、ノロ、ナレンシカ。
- 11 12 兩舌：前後矛盾したことを言うこと。一枚舌。「一簧兩舌、妄言謀訣」（漢・焦贊『易林』坤・夬）  
鵞巢鵠鵠：ミミズク、フクロウ、ミミズク、フクロウ（「鵠」ならばトビの意。「鵠」にもトビの意あり）
- 13 拘債：借金の返済を引き延ばして返さない、つまり借金を踏み倒す意か。

## 【釋文】五

泰案行畢、還水官處。主者語泰、卿是長者子、以何罪過而來在此。泰答、祖父兄弟、皆二千石。我舉考、公府辭、不

行。修志念善、不染衆惡。主者曰、卿無罪過。故相使爲水官都督。不爾與地獄中人無以異也。泰問主者曰、人有何行、死得樂報。主者唯言、奉法弟子、精進持戒、得樂報、無有謫罰也。泰復問曰、人未事法時、所行罪過、事法之後、得除以不。答曰、皆除也。語畢、主者開膝篋、檢泰年紀、尙有餘算三十年在。乃遣泰還、臨別主者曰、已見地獄罪報如是。當告世人皆令作善。善惡隨人、其猶影響。可不慎乎。

## 【校異】

辭	辟	(三・宮・積・四・寬)
謫	謫	(大正・磧・四・寬)
膝	膝	(明・四・寬)

## 【訓讀】

泰案行畢り、水官の處に還る。主者泰に語る、「卿は是れ長者の子、何の罪過を以て來りて此に在るか」と。泰答う、「祖父母兄弟、皆二千石。我考に擧げられ、公府辟せども、行かず。志を修め善を念い、衆惡に染まらず」と。主者曰く、「卿に罪過無し。故に相水官都督と爲さしむ。<sup>2</sup>爾らずんば地獄中の人と以て異なる無し」と。泰主者に聞いて曰く、「人に何の行有りて、死して樂報を得るか」と。主者唯だ、「法を奉ずる弟子、精進して戒を持せば、樂報を得て、謫罰<sup>4</sup>有ること無し」と言うのみ。泰復た聞いて曰く、「人未だ法に事えざる時、行なう所の罪過、法に事うるの後、除かるるを得るや以て不<sup>5</sup>也」と。答えて曰く、「皆除かるるなり」と。語畢り、主者膝篋を開き、泰の年紀を檢ぶるに、尙餘算<sup>9</sup>三十年の在有り。乃ち泰をして還さしめんとし、別れに臨んで主者曰く、「已に地獄の罪報の是の如きを見たり。當に世人に告げ皆善を作さしむべし。善惡の人に隨うは、其れ猶お影響のごとし。慎まさるべけんや」と。

【語釋】

1 辟…底本は「辭」に作るが、諸本により改める。

2 相使爲水官都督…この「相」は、動作主である主者の行爲であることを示す。「崔謂充曰、君可歸矣。女有娠相。若生男、當以相還。無相疑。生女、當留自養」（『搜神記』卷十六）（『貴君は歸られるがよからう。娘は身ごもつたようじや。もし男の子が生まれたら、あなたにお返しいたそう。お疑いはご無用じや。女の子が生まれたら、當方で引き取つて育てることにいたす』）

竹田晃譯・東洋文庫

3 樂報…善業による善い報い。※善因樂果。

4 謫罰…處罰。「（景帝）二年、鼃錯爲內史、貴幸用事、諸法令多所請變更、議以謫罰侵削諸侯」（『史記』卷九六・張丞相列傳）

※「謫」は「謫」の別體。

5 得除以不…このままなら「除かるるを得るや以て不や」と訓じ、「得以除不」なら「得て以て除かるるや不や」と訓じる。い

【釋文】六

時親表内外候視泰五六十人、同聞泰說。泰自書記、以示時人。時晉太始五年七月十三日也。乃爲祖父母二弟、延請僧衆、大設福會。皆命子孫、改意奉法、課勸精進。時人聞泰死而復生、多見罪福、互來訪問。時有太中大夫武城孫豐、關內侯常共郝伯平等十人、同集泰舍、款曲尋問、莫不懼然、皆卽奉法。<sup>\*</sup>

【校異】

すれも、「除かれることがあるのだろうか」の意。※得以…「今

募天下入粟縣官、得以拜爵、得以除罪」（鼃錯「說文帝令入粟受爵」・『漢書』卷二四上・食貨志上）

6 滕篋…底本は「滕篋」を作るが、諸本により改める。滕はひも、篋ははこ。

7 年紀…年齢。「去官之後、年紀尙少」（曹操「讓縣自明本志令」・『魏志』武帝紀注引『魏武故事』）

8 檢…底本は「檢」を作るが諸本により改める。

9 餘算…餘命。算是壽命の意。「齒算延長、聲價隆振」（顏延之「赭白馬賦」）また、「有餘算三十年在」の「在」とは、剩餘の意。類似した表現が、『冥祥記』趙石長和の條に「餘三十年命在」と見える。

10 罪報…惡業による悪い報い。※惡因苦果。

共・山（三・宮・積・四・寬）  
法・法也（三・宮・四・寬）

## 【訓讀】

時に親表内外泰を候い視るもの五六十人、同に泰の説を聞く。泰自ら書記し、以て時人に示す。時に晉の太始五年<sup>2</sup>月十三日なり。乃ち祖父母二弟の爲に、僧衆を延請し、大いに福會を設く。皆子孫に命じ、意を改め法を奉ぜしめ、課勸して精進せしむ。時人泰の死して復た生き、多く罪福を見るを聞き、互いに來りて訪問す。時に太中大夫武城の孫豐、關内侯常山の郝伯平等十人有り、同に泰の舍に集い、款曲に尋問して、懼然たらざるはなく、皆即ち法を奉ずるなり。

## 【語釋】

1 親表：親戚。「親表聚集、致謙享焉」（『顏氏家訓』風操）

貝丘の項を参照。

2 晉太始五年：西晉武帝泰始五年。二六九

8 關内侯：封爵。「爵。一級曰公士、……五大夫、……十九關內

3 延請：招く。「王郎遭諫議大夫杜威持節詣軍門。上遣榮戟迎、延請入軍」（『太平御覽』卷六八一引『東觀漢紀』）

侯、二十徹侯」師古注「言有侯號而居京畿、無國邑」（『漢書』卷十九上・百官公卿表上）「晉亦有王、公、侯、伯、子、男。又

4 福會：讀經や懺悔などの佛事。

又有開國郡公、縣公、郡侯、縣侯、伯、子、男及鄉亭、關内等侯、凡十五等」（『通典』卷十九・職官一・封爵）

5 課勸：促し勵ます。勸課に同じ。「是時王莽秉政、置大司農六部丞、勸課農桑」（『後漢書』卷二十五・卓茂傳）

9 常山：冀州常山郡。現河北省内。（『晉書』卷十四・地理志上）

6 太中大夫：「郎中令、秦官、掌宮殿掖門戶、有丞。武帝太初元年更名光祿勳。屬官有大夫、郎謁者、皆秦官。……大夫掌

議論、有太中大夫、中大夫、諫大夫、皆無員、多至數十人」（『漢書』卷十九上・百官公卿表上）

10 孫豐：郝伯平：「こと細かに。及見一二知其款曲、訊問周至、咸稱神明」

款曲：こと細かに。「及見一二知其款曲、訊問周至、咸稱神明」

7 武城：冀州清河國東武城。現河北省内。釋文一の語釋「清河

（『魏志』郭淮傳）

【資料】

• 同文的同話 •

『太平廣記』卷三七七 再生三 趙泰

(今揚正美)

### 晉沙門支法衡

【釋文】

晉沙門支法衡、晉初人也。得病旬日亡、經三日而蘇活。說、死時有人將去、見如官曹舍者數處、不肯受之。俄見有鐵輪、輪上有鐵爪、從西轉來。無持引者、而轉駛如風。有一吏呼罪人當輪立。輪轉來轢之、翻還如此、數人碎爛。吏呼衡道人來當輪立。衡恐怖自責、悔不精進、今當此輪乎。語畢、謂衡曰、道人可去。於是仰首、見天有孔。不覺慚尙上昇。  
以頭穿中、兩手博兩邊、四向顧視、見七寶宮殿及諸天人。衡甚踊躍、不能得上、疲而復還下。所將衡去人笑曰、見何等物。不能上乎。乃以衡付船官。船官行船、使爲拖工。衡曰、我不能持拖。強之。有船數百、皆隨衡後。衡不曉捉拖、蹠沙洲上。吏司推衡、汝道而失、以法應斬。引衡上岸、雷鼓將斬。忽有五色二龍、推船還浮。吏乃原衡罪。載衡北行三十許里、見好村岸、有數萬家、云是流人。衡竊上岸。村中饑狗、互欲噬之。衡大恐懼。望見西北有講堂、上有沙門甚衆、聞經唄之聲。衡遽走趣之。堂有十二階。衡始躡一階、見亡師法柱踞胡牀坐。見衡曰、我弟子也、何以而來。回起臨階、以手巾打衡面曰、莫來。衡甚欲上、復舉步登階。柱復推令下、至三乃止。見平地有一井口、深三四丈、塼無隙際。衡心念言、此井自然。井邊有人謂曰、不自然者、何得成井。唯見法柱故倚望之、謂衡、可復道還去、狗不噬汝。衡還水邊、亦不見向來船也。衡渴欲飲水、乃墮水中。因便得蘇。於是出家、持戒菜食、晝夜精思、爲至行沙門。比丘法橋、衡弟子。

也。

## 【校異】

博・博(磧)

向・句(磧)

互・牙(三・宮・磧・四・寬)

回・因(三・宮・磧・四・寬)

止・上(元)

一井口・井一口(三・磧・四・寬)

唯・雖(三・宮・磧・四・寬)

墮・墮(三・磧・四・寬)

## 【訓讀】

晉の沙門支法衡<sup>1</sup>は晉初の人なり。病を得ること旬日にして亡し、経ること三日にして蘇活す。説う、死せし時人の將い去る有り、官曹の舍の如き者見ること數所、之を受くることを肯んぜず。俄かに鐵輪有るを見、輪上に鐵爪有り、西從り轉來す。持ちて引く者無けれども、而るに轉じて駛せること風の如し。一吏の罪人を呼び輪に當たりて立たしむる有り。輪轉來し之を轢き、翻還すること此くの如し、數人碎爛す。吏衡道人を呼び來たりて輪に當たりて立たしむ。衡恐れ怖れて自責し、「悔ゆらくは精進せず、今此の輪に當たるか。」と。語畢るや、衡に謂いて曰く、「道人去る可し。」と。是に於いて首を仰げば、天に孔有るを見る。覺えず慙爾<sup>2</sup>として上昇す。頭を以て中を穿ち、兩手もて兩邊を博え、四向顧視すれば、七寶宮殿及び諸天人を見る。衡甚だ踊躍するも、能く上るを得ず、疲れて復た還り下る。衡を將い去る所の人笑いて曰く、「何等の物を見る。能く上らざるか。」と。乃ち衡を以て船官に付す。船官船を行ふに、拖工となら使む。衡曰く、「我拖を持つこと能わず。」と。之を強いる。船數百有り、皆な衡の後に隨う。衡拖を捉えるを曉らず、沙洲の上に蹠す。吏司衡を推し、「汝道きて失す、法を以て應に斬るべし。」と。衡を引きて岸に上り、雷鼓<sup>8</sup>して將に斬らんとす。忽ち五色の二龍有り、船を推して還た浮かしむ。吏乃ち衡の罪を原す。衡を載せて北行すること三十許

里、好き村の岸を見、數萬の家有り、是れ流人と云う。衡 竊かに岸に上る。村中に狗饑し、互いに之を噉まんと欲す。衡 大いに恐懼す。望み見れば西北に講堂有り、上に沙門有ること甚だ衆く、經唄の聲聞こゆ。衡 遽に走りて之に趣く。堂に十二階有り。衡始めて一階を躡み、亡き師法柱の胡牀に踞坐するを見る。衡を見て曰く、「我が弟子や、何をか以て來たる。」と。回り起ちて階に臨み、手巾を以て衡が面を打ちて曰く、「來ること莫かれ。」と。衡 甚だ上らんと欲し、復た歩を擧げて階を登る。柱 復た推して下ら令め、三たびするに至りて乃ち止む。平地に一井口有るを見、深さ三四丈、埠に隙際無し。衡 心念して言いえらく、「此の井自然なり。」と。井邊に人有りて謂いて曰く、「自然ならざる者、何ぞ井と成ることを得んや。」と。唯だ法柱を見れば故に之を倚望し、衡に謂う、「道を復りて還り去るべし、狗は汝を噉まず。」と。衡 水邊に還り、亦た向來の船見えざるなり。衡 渴きて水を飲まんと欲し、乃ち水中に憮つ。因りて便ち蘇ることを得たり。是こに於いて出家し、戒を持して菜食し、晝夜精思し、至行の沙門と爲る。比丘法橋は、衡の弟子なり。

## 【語釋】

- 1 支法衡：傳未詳。
- 2 慇爾：早い。また時間が短いことの形容。「全上古三代秦漢三國六朝文」全後漢文卷七十六 蔡邕「胡太傅祠前銘」に「春秋既暮、倏爾乃喪。」なお、底本の「慇」字も「はやい」の意であるが、「釐」の異體字。「集韻」卷之九入聲上屋韻「釐慇慇」說文疾也。長也。或作慇慇。」
- 3 顧視：ぐるりと見回すこと。「後漢書」方術列傳第七十二下 華佗「佗嘗行道、見有病咽塞者、因語之曰、向來道隅有賣餅人、萍齋甚酸、可取三升飲之、病自當去。即如佗言、立吐一蛇、
- 4 踊躍：喜ぶさま。「六度集經」卷第二 薩和檀王經に「王及夫有物、必是逢我翁也。及客進、顧視壁北、懸蛇以十數、乃知其奇。」
- 5 何等：どんな、どのような。疑問文に用いられる。荀悅『漢紀』成帝紀三「或問、溫室中樹皆何等木。光默然不應。」

- 6 杉司：役人の意。『後漢書』南蠻西南夷列傳第七十六「二十四年、相單程等下攻臨沅、遣謁者李嵩、中山太守馬成擊之、不能剋。明年春、遣伏波將軍馬援、中郎將劉匡、馬武、孫永等、將兵至臨沅、擊破之。單程等飢困乞降、會援病卒、謁者宗均聽悉受降。爲置吏司、羣蠻遂平。」
- 7 推：推問。罪狀を調べること。
- 8 雷鼓：雷のように大きい音の大鼓。ここではその音のこと。
- 『荀子』解蔽篇第二十一「心不使焉、則白黑在前而目不見、雷鼓在側而耳不聞。」楊倞注「雷鼓、大鼓、聲如雷者。」
- 9 法柱：傳未詳。
- 10 倚望：切望すること。『藝文類聚』卷四十二樂府二「梁戴戴度關山篇曰。昔聽鼈頭吟。平居已流涕。今上關山望。長安樹如齊。千里非鄉邑。百姓爲兄弟。武帝初承平。東伐復西征。催令四校出。倚望三邊平。丈夫意氣本自然。來時辭第已聞天。但令此心與命在。不持烽火照甘泉。」
- 11 法橋：『釋氏疑年錄』卷一には「中山法橋、中山人。後趙建武（三三五）三四八）末・東晉永和（三四五）三五六）中卒。年九十。」とあるが、「觀世音應驗記」には「沙門帛法橋。中山人也。穡懃有志行。常欲誦誦衆經。而爲人特乏聲氣。每不稱意。」といふ。

意常憤然。謂同學曰。光世音菩薩能令人現世得願。今當至心祈求。若微誠無感。宿罪難消。與其無聲久在。不若捨身更受。言卒。閉心不食。唯專心致誠。三四日中。轉就羸頓。諸弟子共諫請之曰。聲音稟受有定。非一生所及。和上當愛身行道。何有其於取弊。橋性剛決造内。彌厲曰。吾意久了。請勿相亂。至五六日。氣勢彌綿。裁有餘息。師徒憂惋。謂其待盡。而猶閉目叉手。

至誠不輟。至七日朝。曉然開目。如有悅色。謂弟子曰。吾得善應。索水瀘洗。因抗聲作三偈。音氣激高。聞二三里外。村落士女。咸共驚駭。不知寺中是何異音。皆崩騰來觀。乃橋公之聲也。後遂誦五十餘萬言。聲音如鐘。初無衰竭。于時皆疑其得道人也。石虎末猶在。年九十餘乃終。比來沙門多誠之者。參僧扶。橋沙彌也。」とあり、卒年は九十餘となっている。また梁『高僧傳』卷十三經師第九に「帛法橋。中山人。少樂轉讀而乏聲。每以不暢爲慨。於是絕粒饑悔七日七夕。稽首觀音以祈現報。同學苦諫誓而不改。至第七日覺喉內豁然。卽索水洗漱云。吾有應矣。於是作三契經聲徹里許。遠近驚嗟悉來觀聽。爾後誦經數十萬言。晝夜諷詠哀婉通神。至年九十聲猶不變。以穆帝永和中卒於河北。卽石虎末也。有弟子僧扶。亦戒行清高。」（大正五十四三b）

## 【資料】

『釋門自鏡錄』卷上懈慢不勤錄七（大正五一・八一〇b）

趙石長和

【釋文】

趙石長和者、趙國高人也。年十九時、病一月餘日亡。家貧未能及時得殯斂、經四日而蘇說。初死時、東南行、見二人治道。在和前五十步、和行有遲疾、二人治道亦隨緩速、常五十步。而道之兩邊、荆棘森然<sup>\*</sup>、皆如鷹爪。見人甚衆、群走棘中、身體傷裂、地皆流血。見和獨行平道、俱歎息曰、佛子獨行大道中。前至見瓦屋行樓、可數千間、有屋甚高。上有二人、形面壯大、著皂袍四縫、臨窗而坐。和拜之。閣上人曰、石君來耶、一別二十餘年。長和爾時、意中便若憶此別時也。和相識有馬牧孟承<sup>\*</sup>、夫妻先死、已積年歲。閣上人曰、君識孟承不<sup>\*</sup>。長和曰識。閣上人曰、孟承生時不能精進、今常<sup>\*</sup>爲我司掃除之役。孟承妻精進、居處甚樂。舉手指西南一房曰、孟妻在此也。孟妻開窗見和、厚相慰問、遍訪其家中大小安否消息曰、石君還時、可更見過、當因書也。俄見孟承執帚提箕、自閣西來、亦問家消息。閣上人曰、聞魚龍超精進爲信爾、何所修行。長和曰、不食魚肉、酒不經口、常轉尊經、救諸疾痛。閣上人曰、所傳不忘也。語久之<sup>\*</sup>、閣上人問都錄主者、審案石君名錄、勿謬濫也。主者案錄云、餘三十年命在。閣上人曰、君欲歸不。和對曰、願歸。乃敕主者、以車騎兩吏送之。長和拜辭、上車而歸。前所行道、更有傳館吏民飲食儲峙之具。倏忽至家、惡其屍臭、不欲附之、於屍頭立。見其亡妹、於後推之、踏屍面上、因得蘇活。道人支法山、時未出家。聞和所說、遂定入道之志。法山者咸和時人也。

【校異】

荆棘：棘刺（三・當・磧・四・寬）  
行：衡（宋・宮・磧） 綵（元） 采（明・四・寬）

十・千（三・宮・磧・四・寬）  
若・諸（宋・元・磧）

承・丞（磧・四・寬）  
承・丞（磧・四・寬）  
承・丞（磧・四・寬）  
常・恒（三・當・磧・四・寬）

承・丞（磧・四・寬）  
常・恒（三・當・磧・四・寬）  
忘・妄（三・當・磧・四・寬）  
之・之聞（宋・元・磧・四・寬）

## 【訓讀】

趙の石長和なる者、趙國高の人なり。年十九の時、病むこと一月餘にして亡す。家は貧にして未だ時に及びて殯斂するを得ること能わざるに、四日を経て蘇りて説く。初め死する時、東南に行くに、二人の道を治むるを見る。和の前五十歩に在り。和行くに遅疾有り、二人の道を治ること亦た緩速に隨いて、常に五十歩なり。而して道の兩邊、荆棘森然として、皆な鷹爪の如し。人甚だ衆くして、群がりて棘中を走り、身體傷裂して、地皆な血を流すを見る。和の獨り平道を行くを見て、俱に歎息して曰く、「佛子獨り大道中を行く」と。前み至りて瓦屋行樓を見るに、數千間ばかり、屋有りて甚だ高し。上に一人有り、形面壯大にして、皂袍四縫きを著、窗に臨みて坐す。和これに拜す。閣上の人曰く、「石君來るや、一別して二十餘年なり」と。長和は爾の時、意中に便ち此の別時を憶ゆるが若し。

和の相い識れるものに馬牧の孟承なるもの有り、夫妻先に死に、已に年歳を積む。閣上の人曰く、「君は孟承を識るや不や」と。長和曰く、「識れり」と。閣上の人曰く、「孟承は生時に精進すること能わず、今常に我の爲に掃除の役を司らしむ。孟承の妻は精進して、居處甚だ樂しめり」と。手を擧げ西南の一房を指して曰く、「孟の妻此に在るなり」と。孟の妻は窗を開け和を見、厚く相い慰問し、遍く其の家中の大小の安否消息を訪うて曰く、「石君の還る時、更めて見過すべし、當に因りて書すべし」と。俄かに孟承の帚を執り箕を提げ、閣の西より来るを見、亦た家の消息を問う。閣上の人曰く、「聞ならく『魚龍超精進を信と爲すのみ』と。何の修行する所ぞ」と。長和曰く、「魚肉を食らはず、

酒は口を經ず、常に尊經を轉じて、諸の疾痛を救う」と。閣上の人曰く、「傳うる所忘れざるなり」と。語くことこれを久しくして、閣上的人は都錄<sup>6</sup>の主者に問う、「審らかに石君の名錄を案べよ、謬謬すること勿かれ」と。主者錄を案べて云く。「餘すところ三十年の命在り」と。閣上の人曰く、「君は歸らんと欲するや不や」と。和對えて曰く、「願わくは歸らんことを」と。乃ち主者に敕して、車騎の兩吏を以つてこれを送らしむ。長和は拜辭して車に上りて歸る。前に行く所の道に、更に傳館・吏民の飲食・儲時の具有り。倏忽にして家に至るに、其の屍臭を惡み、これに附くことを欲せず、屍頭に立つ。其の亡妹を見るに、後よりこれを推し、屍面上に踏れ、因りて蘇活するを得。道人支法山、時に未だ出家せず。和の説く所を聞きて、遂に入道の志を定む。法山なる者咸和（三二六～三三四）の時の人なり。

## 【語釋】

- 1 趙國高：趙は後趙を指すと考えられるが、「高」という縣名は見當たらない。底本を始め諸本がみな「高」を作るのに對して、『太平廣記』のみが「高邑」に作る。「高邑」は春秋時代の晉の地である「鄗」を後漢の光武帝が改めた名で、今の河北省柏鄉縣の西北にあたる。或いは本文でいう「高」とは「高邑」あたりを指すとも考えられるが、斷定はできない。
  - 2 四縫：はなやかに飾った衣服のこと。他に『冥祥記』成立前後の用例は無い。
  - 3 衣冠部 中帽に引く「陳周弘正謝敕賚烏紗帽等啓」「雖復魏宣二端、豈能比今茲賜。廣微四縫、未足方其華飾。既受非望之恩、方始匪服之誚。」馬牧：山東省茌平縣のあたり。
  - 4 魚龍：魚や龍の意で、うろこのある動物。
  - 5 超精進：精進は、ひたむきに勇敢に善をつとめ勵ます心のはたらき、または勵む行爲。「超精進」はその精進を超越することである。ここでは、石長和の精進がぬきんでてすぐれたものであることを表す。
- 竺法護譯『佛說普曜經』論降神品第一「如來至真等正覺、道決所化、自昔迄今、善哉世尊、愍哀一切。今亦頒宣如是法訓、多所哀念。多所安隱、普護世間及十方人。爲諸大乘唯分別之、降伏一切外學衆邪、攝伏衆魔。宣布菩薩諸所行義、現諸菩薩行大乘者、咸超精進、將護正法。三寶自在、令不斷絕、具足佛身、盡現十方」（大正三・四八三c）
- 6 都錄：南朝梁の時におかれた郡の屬官に都錄事（都錄ともい

う)があり、文簿を掌り、太守と甚だ親近で、常に衆務を主管した。本文にいう都錄もこれと同種の職官であると考えられる。

7 傳館：宿場。驛亭。  
8 支法山：未詳。本傳以外に史世光傳に見える。

【資料】

・同文的同話・

『辯正論』卷第七 信毀交報篇第八の注引く『幽明錄』(大正五二・五三八b)

『太平廣記』卷三八三 再生九

(藤井政彦)

『法苑珠林』卷十五 敬佛篇 彌陀部四 感應緣

宋葛濟之

【釋文】

宋葛濟之、句容人、稚川後也。妻同郡紀氏。體貌閑雅、甚有婦德。濟之世事仙學。紀氏亦同。而心樂佛法、常存誠不替。元嘉十三年方在機織。忽覺雲日開朗空中清明。因投釋笠梭、仰望四表。見西方有如來真形及寶蓋幡幢蔽暝天漠。心獨喜曰、經說無量壽佛、即此者耶。便頭面作禮。濟之敬其如此。仍起就之。紀授濟手指示佛所。濟亦登見半身及諸幡蓋、俄而隱沒。於是雲日鮮彩、五色燭曜。鄉比親族頗亦覩見。兩三食頃、方稍除歇。自是村闈多歸法者。

【校異】

幡・旛（四・寛）

曜・耀（礪・四・寛）

## 【訓讀】

宋の葛濟之、句容<sup>1</sup>の人、稚川<sup>2</sup>の後なり。妻は同郡の紀氏なり。體貌閑雅にして、甚だ婦德有り。濟之世々仙學を事とす。紀氏も亦た同じ。而れども心に佛法を樂い、常に誠を存して替えず。

元嘉十三年（四三六）方に機織に在り。忽ち雲日開朗にして空中清明なりと覺ゆ。因て筐梭を投釋し、四表を仰望す。西方に如來の眞形及び寶蓋・幡幢<sup>3</sup>有りて天漢を蔽映するを見る。心に獨り喜びて曰わく、「經に説ける無量壽佛、即ち此れならんや。」と。便ち頭面作禮す。濟之其を敬うこと此の如し。仍て起ちて之に就く。紀濟の手を授りて佛の所を指示す。濟亦た登りて半身及び諸の幡蓋を見るも、俄にして隱沒す。是に於て雲日の鮮彩、五色に燭曜たり。鄉比びに親族頗る亦た覩見る。兩三食頃にして、方て稍く除歇す<sup>4</sup>。是れ自り村閭 多く法に歸する者あり。

## 【語釋】

- 1 句容：江蘇省（金陵道）句容縣。
- 2 稚川：葛洪の字。東晉の道士。江蘇省丹陽の人。號は抱朴子。
- 3 神仙術を好み、その修練に努め、尸解したといわれる。著書に『抱朴子』『神仙傳』がある。
- 4 幡幢：神佛の前に立てる旗。
- 5 無量壽佛：阿彌陀佛。
- 6 食頃：食事をするほどのわずかな時間。まもなく。しばらく。
- 7 除歇：消える。「到於水邊。水中皆有金色蓮花。有諸毒蛇。其毒極盛。悉以其身。纏蓮花根。菩薩見此。卽自端坐繫心攝念。入慈三昧。念諸毒蛇本生之時。皆由瞋恚嫉妬倍盛。故生此中。受斯惡形。極以慈心。矜憐悲念。慈心已滿。彼諸蛇毒。皆自除。授手：手を取つて教え導くこと。「若有人受持讀誦解其義趣。」

歎。大施卽起。躡花而行。」（『賢愚經卷』八、大正四・四〇七a）

「善男子。如大日殿出現。世間一切苗稼悉皆增長。一切花葉悉皆敷榮。一切臭穢悉皆除歎。……種種增上妙行華葉悉皆敷榮。種種煩惱惡業惡行悉皆除歎。」（『大乘大集地藏十輪經』八、大正一

三・七六二a）

◆抱朴子の子孫である葛濟之の妻紀氏におこった奇瑞。神仙を事としながら、佛教に歸依する妻の影響で、佛教に傾倒していく様を描いて興味深い。

### 【資料】

『太平廣記』卷第一百十四（宋 李昉等撰）「葛濟之」

『佛祖統紀』卷第七（宋 志磐撰）「葛濟之」（大正四九・二八九c）

『往生集』卷之三（明 袖宏撰）「夫婦見佛」（大正五一・一五一c）

（本井牧子）

### 宋尼慧木

### 【釋文】

宋尼慧木者、姓傅氏、十一出家、持小乘戒。居梁郡築弋村寺、始讀大品、日誦兩卷。師慧超、嘗建經堂、木往禮拜、輒見屋內、東北隅有一沙門、金色黑衣、足不履地。木又於夜中、臥而誦習。夢到西方、見一浴池、有芙蓉華。諸化生人、列坐其中、有一大華、獨空無人。木欲登華、攀牽用力、不覺誦經、音響高大。木母謂其魘、驚起喚之。木母篤老、口無復齒、木常嚼哺餉母。爲以過中、不得淨漱、故年將立、不受大戒。母終亡後、木自除草開壇、請師受戒。忽於壇所、見天地晃然、悉黃金色。仰望西南、見一天人。著襪衣、衣色赤黃。去木或近或遠、尋沒不見。凡見靈異、祕不語人。木兄出家、聞而欲知。乃誑誘之曰、汝爲道積年、竟無所昭。比可養髮、當訪出門。木聞甚懼、謂當實然、乃粗言所見。唯靜

稱尼聞其道德、稱往爲狎、方便請問、乃爲具說。木後與同等共、禮無量壽佛、因伏地不起。咸謂得眠、蹴而問之、木竟不答。靜稱復獨苦求問。木云、當伏地之時、夢往安養國、見佛爲說小品、已得四卷。因被蹴卽覺。甚追恨之。木元嘉十四年時、已六十九。

## 【校異】

持・受持 (三・宮・礪・四・寬)

小乘戒・小戒 (礪・四・寬)

建・見 (中)

華・花 (礪)

常・恆 (三・礪・四・寬)

樞・繙 (宋・明・宮・礪・四・寬)

昭・招 (三・宮・礪・四・寬)

繡 (元)

## 【訓讀】

宋尼慧木なる者、姓は傳氏、十一にして出家し、小戒<sup>1</sup>を持つ。梁郡築弋<sup>2</sup>村の寺に居し、始め大品を読み、兩卷を日誦す。師慧超<sup>4</sup>、嘗て經堂を建て、木往きて禮拜し、輒ち屋内を見るに、東北の隅に一沙門有り、金色の白衣、足は地を履まず。木又た夜中に於いて、臥して誦習す。夢みて西方に到り、一浴池を見て、芙蓉<sup>5</sup>の華有り。諸の化生の人、其の中に列坐し、一大華有りて、獨空にして人無し。木華に登らんと欲し、攀牽して力を用い、覺えず經を誦み、音響高大なり。木の母、其の魘されるを謂い、驚き起きて之を喚ぶ。木の母篤老にして、口は復た歯無く、木常に嚼哺して母に飴す。中を過ぎるを以つて、淨漱を得ざる爲に、故に年將に立たんとするも、大戒を受けず。母終に亡き後<sup>7</sup>、木自ら草を除き壇を開き、師に請いて受戒す。忽ち壇所に於いて、天地晃然として、悉く黃金色たるを見る。仰ぎて西南を望むに、一天人を見る。襯衣を著て、衣色赤黄たり。木を去ること或いは近く或いは遠く、尋いで没して見えず。凡そ靈異を見るに、祕して人に語らず。木の兄出家し、聞きて知らんと欲す。乃ち之を誑誘して曰く、「汝道を爲めて年を積む

も、竟に昭らかなる所無し。髪を養うに比びては、當に門を出づるべし。」と。木聞きて甚だ懼れ、當に實に然りとす  
べしと謂い、乃ち粗ほ見る所を言う。唯だ靜稱尼<sup>8</sup>、其の道德を聞き、稱往きて狎れる爲に、方便して請問し、乃ち爲に  
具に説く。木後に同等と共に、無量壽佛を禮し、因つて地に伏して起きず。咸な得眠すと謂い、蹴りて之を問うも、木  
竟に答えず。靜稱復た獨り苦ろに求め問う。木云く、「當に地に伏せし時、夢みて安養國<sup>9</sup>に往き、佛に見みえる爲に小  
品<sup>10</sup>を説き、已に四卷を得たり。蹴らるるに因りて即ち覺む。甚だ之を追恨す。」と。木元嘉十四年の時、已に六十九なり。

## 【語釋】

- 1 小戒：底本は「小乘戒」とあるが、碛砂本、四部叢刊本、寬文本により、「小戒」に改めた。五戒や十戒。在家信者が守るべき戒め。比丘や比丘尼が守るべき完全な戒律を大戒と稱すのに對し、小戒と稱す。
- 2 梁郡築弋村：今の湖北省のあたり。
- 3 大品・大品般若經。鳩摩羅什譯の摩訶般若波羅蜜經には十七卷本と十卷本があり、二十七卷本を大品般若經、十卷本を小品般若經と稱す。大乘佛教初期の般若空觀を説いた基礎的經典である。
- 4 慧超：未詳。
- 5 芙蓉：はすの花。
- 6 淨漱：口をすすぎ清めること。
- 7 大戒：具足戒のこと。出家した比丘や比丘尼が守らねばならない完全な戒律。
- 8 靜稱尼：本姓は劉、名は勝。譙郡の人。『比丘尼傳』卷二（大正五〇・九四〇a）に傳有り。
- 9 安養國：極樂淨土のこと。安養界、安養淨土、安養世界等ともいう。
- 10 小品：語釋（三）參照。
- 11 元嘉十四年：元嘉は南朝宋の文帝（劉義隆）の年號。四二四年。元嘉十四年は四三八年。

## 【資料】

- ・同文の同話・
- 『比丘尼傳』卷二 梁郡築弋村寺釋慧木尼傳九（大正五〇・九三八c）

宋魏世子

【釋文】

宋魏世子者、梁郡人也。奉法精進、兒女遵修。唯婦迷閉、不信釋教。元嘉初、女年十四病死。七日而蘇云、可安施高座并無量壽經。世子卽爲具設經座。女先雖齋戒禮拜、而未嘗看經。卽昇座轉讀、聲句清利。下啓父言、兒死便往無量壽國、見父兄及己三人。池中已有芙蓉大華、後當化生其中。唯母獨無。不勝此苦、乃心故歸啓報。語竟復絕、母於是乃敬法云。<sup>\*</sup>

【校異】

女：子（三・曾・磧・四・寬）

蘇：甦（四・寬）

昇：升（磧・四・寬）

華：花（磧）

云：云云（三・磧・四・寬）

【訓讀】

宋の魏世子なる者は、<sup>1</sup> 梁郡の人なり。法を奉じて精進し、兒女遵いて修む。唯だ婦のみ迷閉して、釋教を信ぜず。元嘉の初め、女年十四にして病みて死す。七日して蘇りて云う、「高座并びに無量壽經を安施すべし」と。世子 卽ち爲に經と座とを具え設く。女先に齋戒禮拜すと雖も、而も未だ嘗て經を看ず。卽ち座に昇りて轉讀し、聲句清利なり。下りて父に啓して言く、「兒死して便ち無量壽國に往きて、父兄及び己の三人を見る。池中に己に芙蓉大華有り、後當に其

の中に化生すべし。唯だ母のみ獨り無し。此の苦に勝えずして、乃ち心故に歸りて啓報す<sup>ことさら</sup>と。語り竟りて復た絶ゆ。母是に於いて乃ち法を敬すと云う。

【語釋】

1 梁郡：河南省夏邑縣。

2 元嘉：四二四～四五三年。

3 齋戒：本來は神を祀るときに、身心を清め行いを慎むことを意味したが、佛教の傳來後、八齋戒の略稱に用いられている。六齋日に守る戒めのこととで、正午を過ぎて食事をとらないなど

がある。

4 化生：四生の一。何の據りどころもなく忽然として出生する生まれ方。前世における善惡の行為の結果として生まれた人や生物。

【資料】

・同話・

『往生西方淨土瑞應傳』宋朝魏世子第三十五（大正五一・一〇七b）

『佛祖統紀』卷第二十八（大正四九・二八九c）

『往生集』卷之二・宋世子（大正五一・一三八b）

・同文的同話・

『淨土論』卷下（大正四七・九九a）

『太平廣記』卷第一一四・報應十三・崇經像・魏世子

（嘉村  
誠）

宋何曇遠

【釋文】

宋何曇遠、廬江人也。父萬壽、御史中丞。遠奉法精至、持菩薩戒。年十八、元嘉九年、丁父艱、哀毀致招疾、殆將滅性。號蹠之外、便歸心淨土、庶祈感應。遠時請僧常有數人、師僧舍亦在焉。遠常向舍、悔懺宿業。恐有緣、終無感徵。僧舍每獎厲、勸以莫怠。至十年二月十六日、夜轉經竟、衆僧已眠。四更中忽自唱言、歌誦、歌誦。僧舍驚而問之。遠曰、見佛身黃金色。形狀大小、如今行像。金光周身、浮焰丈餘。幡華翊從、充牣虛空。瓊妙麗極、事絕言稱。遠時住西廂中云、佛自西來、轉身西向、當佇而立、呼其速去。曇遠常日羸喘、示有氣息。此夕壯廣悅樂、動容便起淨手。舍布香手中、并取園華、遙以散佛。母謂遠曰、汝今若去、不念吾耶。遠無所言、俄而頓臥。家旣宿信、聞此靈異。旣皆欣肅、不甚悲懼。遠至五更、忽然而終。宅中芬馨、數日乃歇。(右四驗出冥祥記也)

【校異】

何：沙門 (三・宮・四・磧・寬)  
蹠：誦 (三・宮・四・磧・寬)  
緣：煩緣 (三・宮・四・磧・寬)  
含：舍 (寬)  
華：花 (磧)  
翊：翼 (三・宮・四・磧・寬)

初：初 (三・宮・四・磧・寬)  
佇：寧 (元)  
淨手：清淨 (未・元)  
華：花 (磧)  
日：目 (元)

## 【訓讀】

宋の何曇遠は、廬江の人なり。父萬壽は、御史中丞たり。<sup>2</sup> 遠法を奉ずること精至にして、菩薩戒<sup>3</sup>を持す。年十八、元嘉九年<sup>4</sup>、丁父艱に、哀毀疾を招くに致し、殆ど將に性を滅せんとす。號踊<sup>5</sup>の外、便ち心を淨土に歸し、感應を庶祈す。

遠時に僧を請ずること常に數人有り、師僧舍も亦た在り。遠常に舍に向いて、宿業<sup>6</sup>を悔懺す。恐らくは緣有りて、終に感徹無し。僧舍毎に獎厲し、勸むるに怠る莫きを以てす。十年二月十六日に至り、夜轉經竟りて、衆僧已に眠る。四更中に忽ち自ら唱えて言く、「歌誦せよ、歌誦せよ。」と。僧舍驚きてこれに問う。遠曰く、「佛身の黃金色なるを見る。形狀大小、今之行像の如し。金光身に周りて、浮焰丈餘なり。幡華の翊從<sup>10</sup>、虛空に充勃す。瓊妙麗極、事言稱を絶す。」と。遠時に西廂中に住して云う、「佛西自り來りて、身を西向に轉じ、當に佇みて立ち、其れを呼びて速やかに去らしむ。」と。曇遠常日羸喘あり、氣息有るを示す。此の夕壯厲悅樂、容を動かして便ち起きて手を淨む。舍香を手中に布き、並びに園華を取りて、遙かに以て佛に散す。母遠に謂いて曰く、「汝今若し去らば、吾を念わざるや。」と。遠言う所無く、俄かにして頓臥す。家既に宿信し、此の靈異を聞く。既に皆欣肅して、甚しくは悲懼せず。遠五更に至りて、忽然として終わる。宅中に芬馨あり、數日にして乃ち歇く。(右四驗は冥祥記より出づるなり)

## 【詰釋】

- 1 廬江：現在の安徽省舒城。なお『佛祖統記』卷第二十八では「錢唐人」（錢唐は現在の浙江省杭州）としており、一致しない。
- 2 御史中丞：中央および地方の諸官を監察する御史臺の長官。
- 3 なお『宋書』『南史』には何萬壽の名は見えない。
- 4 詞義：家主義色が強かつたが、後に小乘戒をも包括するようになった。
- 5 號踊の外：號は泣き叫ぶ意。踊は葬式の際の葬禮の一種で、悲しんで踊り上ることを指す。したがつて「泣き叫び、踊り上がる葬禮を行うのみならず」の意であろう。
- 6 宿業：過去世における行為、業。

四更：午前二時。

8 歌誦：歌誦とは歌嘆の意であろう。すなわち、歌うことによつて徳を讃嘆すること。

9 行像：裝飾を施した車に佛像を載せて市街を巡ること。ここではその行像の際に裝飾された佛像の様子に例えているのであ

ろう。

10 幡華の翊從：翊は翼に通じ、補佐するの意。幡や花を持った補佐の従者達のこと。

11 宿信：語義未詳。唐・迦才撰『淨土論』はこの箇所を「信宿」に作つてゐる。信宿とは二晩泊まるのこと。

### 【資料】

#### ・同話・

『佛祖統紀』卷第二十八（淨土立教志第十二之三）「往生雜衆傳」（大正四九・二八二a）

『往生西方淨土瑞應傳』「童子阿彌遠」第二十八（大正五一・一〇七a）

#### ・同文的同話・

『太平廣記』卷一百十四（報應十三・崇經像）「何彌遠」

『淨土論』卷下「優婆塞得往生者五人」（大正四七・九八c）

（稻垣淳央）

『法苑珠林』卷十六 敬佛篇 眇勒部 感應緣

宋尼慧玉

### 【釋文】

宋尼釋慧玉、長安人也。行業勤修、經戒通備。嘗於長安薛尚書寺、見紅白光十餘日中。至四月八日、六重寺沙門來游此寺、於光處得彌勒金像。高一尺餘。慧玉後南渡樊郢、住江陵靈收寺。元嘉十四年十月夜、見寺東樹、有紫光爛起、暉曠一林。以告同學妙光等、而悉弗之見也。二十餘日玉常見焉。後寺主釋法弘、將於樹下營築禪基、仰首條聞、得金坐像。亦高尺許云。<sup>\*</sup>（右此一驗出冥祥記）

## 【校異】

云……也（三・宮・磧・四・寬）

## 【訓讀】

宋の尼釋慧玉は、長安の人なり。行業勤修にして、經戒は通く備わる。嘗て長安の薛尚書寺に於いて、紅白の光を見ること十餘日中。四月八日に至り、六重寺<sup>2</sup>の沙門來たりて此の寺に遊び、光處に彌勒の金像を得たり。高さ一尺餘りなり。慧玉後に樊郢に南渡し、江陵<sup>3</sup>の靈收寺<sup>4</sup>に住す。元嘉十四（四三七）年十月の夜、寺の東樹を見るに、紫光爛き起つる有り、一林に暉映す。以つて同學の妙光等に告げるも、悉く見るに之を見ざるなり。二十餘日玉常に見るなり。後寺主釋法弘は、將に樹下に禪基を營築せんとし、條間を仰首するに、金の坐像を得たり。亦た高さ尺ばかりと云う。（右の此の一驗冥祥記に出づ）

## 【語釋】

<sup>1</sup> 薛尚書寺：尚書省の官職についていた、「薛」姓を持つ人物によって建立された寺のことか。該當する可能性のある人物について『魏書』卷四十二・薛辯傳に以下の記述がある。

「薛辯、故世號三薛。父強、復代領部落、而祖、落子孫微劣、強遂總攝三營。善綏撫、爲民所歸、歷石虎、苻堅，常羈河自固。仕姚興爲鎮東將軍、入爲尚書。強卒、辯復襲統其營、爲興尚書。

郎、建威將軍、河北太守。辯稍驕傲、頗失民心。劉裕平姚泓、

辯舉營降裕、司馬德宗拜爲寧朔將軍、平陽太守。及裕失長安、  
歸來歸國、仍立功於河際、太宗授平西將軍、雍州刺史、賜爵汾  
陰侯。泰常七年卒於位、年四十四。

\*（泰常年間は四一六から四二三年であるから、泰常七年は四  
二三年。）

六重寺：未詳。

江陵：現在の湖北省江陵縣のあたり。

4 3 2 靈收寺：慧玉については『比丘尼傳』卷二、『法華經持驗記』

#### 【資料】

##### ・同文的同話・

『比丘尼傳』卷第二（大正五〇・九三七c）

『法華經持驗記』卷上（新纂大日本續藏經七八・六八a）

『集神州三寶感通錄』卷中（大正五二・四一八b）

『法華經顯應錄』卷下 江陵玉法師（新纂大日本續藏經七八・五四b）

（大角紘二）

卷上、『集神州三寶感通錄』卷中、『法華經顯應錄』卷下にも傳  
が見られ、『比丘尼傳』、『法華經持驗記』、『法華經顯應錄』の記  
述では「靈收寺」は「牧牛寺」とされ、『集神州三寶感通錄』の  
記述では「靈牧寺」とされる。また、『法苑珠林』卷七十三（大  
正五三・八四一b）には「牛牧寺」の記述もあるが、本文の「靈  
收寺」との関係は不明である。

6 5 妙光：未詳。  
釋法弘：未詳。

## 『法苑珠林』卷十四 敬佛篇 普賢部 感應緣

宋沙門道溫

## 【釋文】

宋大明年中、有寺統法師名道溫、居在秣陵縣。既見、皇太后、徽鑒沖明、聖符幽洽、滌思淨場、研襟至境。固以聲藻震中、事靈梵表、迺創思鎔斲、抽寫神華。模造普賢<sup>\*</sup>來儀盛像。寶傾宇宙、妙盡天飾。所設講齋、訖今月八日、囉會有限、名簿素定。引次就席、數無盈減。轉經將半、景及昆吾、忽睹異僧豫于座內。容止端嚴、氣貌秀發。舉衆矚目、莫有識者。齋主問曰、上人何名。答曰、名慧明。問住何寺、答云、來自天安。言對之間、儻然不見。闔堂驚魂、遍筵肅慮。以爲明祥所賁、幽應攸闡、紫山可覲、華臺不遠。蓋聞至誠所感、還景移緯、澄心所殉、發石開泉。況帝德涵運、皇功懋治、仁洞乾遐、理暢冥外。故上王盛士、剋表大明之朝、勸發妙身、躬見龍飛之室。意若曰陛下、慧燭海縣、明華日月、故以慧明爲人名、繼天興祚、式垂無疆、故以天安爲寺稱。神基彌遠、道政方凝、九服識泰、萬彙齊悅。謹列言屬縣、以詮天休。

## 【校異】

來・彩(三・會・磧・四・寬)  
簿・薄(三・會・磧・四・寬)  
素・索(元・明・磧・四)  
豫・預(磧・四・寬)

覩・覩(三・會・磧・四・寬)  
服・眼(會)  
彙・寓(磧) 寓(四・寬)

## 【訓讀】

宋の大明年中(四五七～四六四)、寺統法師の名は道溫<sup>1</sup>なるもの有り、秣陵縣<sup>2</sup>に居す。既に見るならく、皇太后、叡鑑<sup>3</sup>沖明にして、聖符幽治し、思を淨場に滌い、襟を至境に研ぐ。固に聲は震中に藻に、事は梵表<sup>4</sup>に靈なるを以て、迺ち鎔斲<sup>5</sup>を創思し、神華を抽寫して、普賢來儀の盛像を模造す。寶は宙珍を傾け、妙は天飾を盡す。設くる所の講齋、今月八日に訖りしに、嘵會に限り有り、名簿は素より定れり。次を引き席に就き、數に盈減無し。轉經將に半ばならんとして、景は昆吾<sup>7</sup>に及び、忽ち異僧の座内に豫るを睹る。容止は端嚴にして、氣貌は秀羨なり。舉衆矚目するに、識る者有る莫し。齋主問いて曰く、「上人何の名ぞ」と。答えて曰く、「名は慧明なり」と。何の寺に住するかを問うに、答えて云く、「天安より來れり」と。言對の間、儻然として見えず。闍堂魂を驚かし、遍筵慮を肅しむ。以爲らく明祥の責する所、幽應の闡く攸にして、紫山覩るべく、華臺遠からずと。蓋し聞ならく「至誠の感する所、景を還し緯を移し、澄心の殉<sup>8</sup>う所、石を發して泉を開く」と。況んや帝德涵運し、皇功懋治して、仁は乾遐に洞かに、理は冥外に暢ぶをや。故に上王盛士<sup>11</sup>、剋く大明の朝に表れ、勸發<sup>12</sup>の妙身、躬ら龍飛の室に見わる。意うに陛下慧は海縣を燭し、明は日月より華なり、故に慧明を以つて人名と爲し、天に繼ぎ祚を興して式つて無疆に垂る、故に天安を以て寺稱と爲すと曰うが若し。神基は彌いよ遠く、道政は方めて凝り、九服は泰を讃り、萬葉は悅を齊しくす。謹んで屬縣に列言し、以つて天休を詮<sup>14</sup>す。

## 【語釋】

<sup>1</sup> 道溫：俗姓は皇甫、安定朝那の人。十六歳で廬山に入つて慧遠に學び、後、長安に遊學して童壽に師事した。劉宋文帝の元嘉中に襄陽に歸つて檀溪寺に止まつていたが、孝武帝の孝建の初めに敕を被つて都に下り、中興寺に止住し、大明中に都邑の僧主に就任している。大明四年十月八日に路昭皇太后が普賢菩薩像を造つて、中興寺の禪房で齋を設けたときに、門衛がいたにも拘らず、一人の僧が現れて、消えるという不可思議な出来事があつた。本文はその靈験を道溫が秣陵縣に報告した文章で、

『高僧傳』卷七 道溫傳の記事とほぼ同文である。

秣陵縣…南京市の南あたり。

3 2 皇太后…宋文帝の後宮に入った路淑媛のこと。丹陽建康の人。孝武帝の母。孝武帝の即位によつて皇太后を號し、沒後、昭皇后を追謚された。『宋書』卷四一、『南史』卷一一に立傳される。

4 6 淨場…清淨なる場。ここでは心の清淨なる境地をいう。

『注維摩詰經』卷四 菩薩品「答曰直心是道場、無虛假故。肇曰。直心者、謂内心眞直、外無虛假。斯乃基萬行之本、坦進道之場也。自此已下、備列諸行盡。是修心之閑地、弘道之淨場也。」(大正三八・三六三c)

5 6 震中…用例未詳。ここではインドを指すと解釋する。

梵表…インドを指す。

7 6 昆吾…南にあるという丘。太陽が正午にこの處を経過するという。

8 6 紫山…紫金山のこと。佛、菩薩の姿を表すときに用いる。ここでは普賢菩薩のことを指している。

9 10 華臺…佛・菩薩のいる蓮華の臺座。ここでは普賢菩薩を指す。十二相皆悉備有。」(大正九・三九〇b)

10 還景移緯…用例未詳。景は日、緯は星を指し、至誠が感通して日星の運行に影響を與えること。

『宋書』卷八五 謝莊傳「臣(謝莊)聞明慎用刑、厥存姪典。哀矜折獄、實暉呂命。……昔齊女告天、臨淄臺頽、孝婦冤戮、東海愆陽、此皆符變靈祇、初感景緯。……」

11 12 上王盛士…用例未詳。ここでは上王は佛、盛士は菩薩を指すと解釋する。

勸發…すすめおこす。人に勧めて道心を起させること。

13 12 萬尊…萬物の意。ただし、『冥祥記』成立前後の用例は無い。

唐玄奘撰『甄正論』卷中「道之爲教、誠亦多塗。本自一氣派成萬象。」(大正五二・五六六a)

14 天休…天の賞與。天の賞賛。

### 【資料】

・ 同文的同話・

『高僧傳』卷七 義解篇 釋道溫傳 (大正五〇・三七二c～三七三a)

(藤井政彥)

## 宋沙門釋道環

## 【釋文】

宋沙門釋道環、扶風好畤人也。本姓馬氏、學業淳粹。弱齡有聲。元嘉二年九月、在雒陽、爲人作普賢齋。道俗四十許人、已經七日、正就中食。忽有一人、袴褶乘馬、入至堂前、下馬禮佛。環謂常人、不加禮異。此人登馬揮鞭、忽失所在。便見赤光赫然竟天。良久而滅。後三年十二月、在白衣家、復作普賢齋。將竟之日、有二沙門、容服如凡。直來禮佛。衆中謂是常僧、不甚尊仰。聊問、何居。答曰、住在前村。時衆白衣有張道。覺其有異、至心禮拜。沙門出門、行可數十步、忽有飛塵、直上衝天。追目此僧、不復知所。環以七年與同學來游京師。時司空何尚之、始搆南澗精舍。環寓居焉。夜中忽見四人乘一新車、從四傳教、來在屋內。呼與共載。道環驚其夜至、疑而未言、因眼闔不覺昇車。俄而至郡後沈橋、見一貴人。著恢被箋布單衣、坐牀。纏繖形似華蓋。鹵簿從衛、可數百人、悉服黃衣。見環驚曰、行般舟道人、精心遠詣旨。欲知其處耳。何故將來。卽遣人引送。環還至精舍門外。失所送人。門閉如故。扣喚久之、寺內諸僧、咸驚相報告、開門內之。視所住房、戶猶故關之。(右三驗出冥祥記)\*

## 【校異】

環：因	(三・宮・磧)	罔 (四・寬)
常：庸	(三・宮・磧・四・寬)	
飛：風	(宮)	
構：構	(大正・四・寬)	
四：四人	(三・四・寬)	
記：記之	(參・元・宮・磧)	記云 (明・四・寬)

## 【訓讀】

宋の沙門釋道環、扶風好畤<sup>1</sup>の人也。本の姓は馬氏、學業淳粹なり。弱齡にして聲有り。元嘉二年（四二五）九月、雒陽に在り、人の爲に普賢齋を作す。道俗四十ばかりの人、已に七日を経て、正に中食に就く。忽ち一人有り、袴褶して馬に乗り、入りて堂前に至り、馬より下りて佛に禮す。環謂えらく「常人なり」と、禮異を加えず。此の人馬に登り鞭を揮い、忽ち所在を失う。便ち赤光の赫然として竟天するを見る。良久しくして滅す。後の三年十二月、白衣の家に在り、復た普賢齋を作す。將に竟らんとする日に、一沙門有り、容服凡の如し。直ちに來りて佛に禮す。衆中是謂えらく「常僧なり」と、甚だ尊仰せず。聊か問う、「何に居るか」と。答えて曰く、「前村に住在す」と。時の衆の白衣に張道有り。其の異有ることを覺えて、至心もて禮拜す。沙門門を出て、行くこと數十步ばかり、忽ち塵の飛ぶ有りて、直ちに上り天を衝く。追いて此の僧を見るも、復た所を知らず。環七年を以つて同學と京師に來游す。司空何尚之、始めて南澗精舍<sup>5</sup>を構う。環焉に寓居す。夜中忽ち四人の一つの新車に乗り、四傳教を從え、來たりて屋内に在るを見る。「與共に載らん」と呼ぶ。道環其の夜至を驚き、疑いて未だ言わず、因りて眼闔じて見えず車に昇る。俄にして郡の後沈橋<sup>6</sup>に至り、一貴人を見る。峩を著て箋布單衣<sup>7</sup>を被り、牀に坐す。轂繖<sup>8</sup>の形は華蓋に似たり。齒簿の從衛、數百人ばかり、悉く黃衣を服す。環を見て驚きて曰く、「般舟を行づる道人、精心遠く旨に詣れり。其の處を知るを欲すのみ。何故將いて來たるや」と。即ち人をして引寄せしむ。環還りて精舍の門の外に至る。送る所の人を失う。門は閉まること故の如し。扣き喚ぶこと久しく述べて、寺内の諸僧、咸な驚きて相報告し、門を開き之を内る。住む所の房を視れば、戸は猶お故のごとく之に關せり。（右三驗冥祥記より出づ）

## 【語釋】

1 扶風好畤：今の陝西省乾縣の東

2 普賢齋・普賢菩薩を祀る祭祀のことか。詳細は不明

- 3 張道：未詳  
4 何尚之：字は彥徳。廬江灘（安徽省舒城縣）の人。尚書令・左光祿・開府儀同三司を経て元嘉八年に卒す。傳は『宋書』卷六  
十六、列傳二十六、および『南史』卷三十、列傳第二十にあり。  
5 南澗精舍：未詳  
6 後沈橋：未詳

7 縞布：未詳 縞は札・文・手紙のこと。  
8 蟲繖：蟲ははたぼこ。旄牛の尾、或いは雉尾で飾った大旗。

9 般舟：般舟三昧（Pratyutpanna-samādhi）の略。佛立三昧・常行道三昧と譯す。定行のひとつで七日乃至九十日修行すれば眼前に諸佛の現れるを見る事ができる絶対境をいう。

【資料】

・同話・

『弘贊法華傳』卷一（大正五一・一四a）  
『法華經傳記』卷第四（大正五一・六二c）

・同文的同話・

※道璟（道因・道問）は『法苑珠林』卷十七と卷六十五に別の話として載せられているが、同一人物である。以下の同話は卷十七と卷六十五の話が混ざっているものである。

『集神州三寶感通錄』卷三（大正五二・四三三c）前半のみ一致  
『大唐內典錄』卷第十（大正五五・三三八c）後半のみ一致  
『法華經持驗紀』卷上 後半のみ一致  
『觀世音持驗紀』卷上 後半のみ一致  
『高僧傳』卷十二 誦經第七（大正五〇・四〇七a）後半のみ一致  
『六學僧傳』卷二十四 後半のみ一致

・参考資料・

『宋書』卷六十六 列傳第二十六 何尚之傳  
『南史』卷三十 列傳第二十 何尚之傳

(一 澤美帆)

『法苑珠林』卷第十七 敬佛篇 觀音部第七 感應緣

秦徐義

【釋文】

\* 秦徐義者、高陸人也。少奉法、爲苻堅尙書。堅末兵革鋒起。<sup>\*</sup> 賊獲義將加戮害。乃埋其兩足、編髮於樹。夜中專念觀世音。有頃得眠。夢人謂之曰、今事亟矣。何暇眠乎。義便驚起見守防之士、竝疲而寢。乃試自奮動、手髮既解、足亦得脫、因而遁去。百餘步隱小叢草。便聞、追者交馳。火炬星陳、互繞此叢而竟無見者。天明賊散。歸投鄴寺、遂得免云。<sup>\*</sup>

【校異】

秦・泰(明)

苻・符(磧・寬)

鋒・蜂(明・四・寬)

云・之(三・宮・磧・四・寬)

【訓讀】

秦の徐義は、高陸の人なり。少くして法を奉じ、苻堅の尙書となる。<sup>1</sup> 堅の末、兵革鋒起す。<sup>2</sup> 賊義を獲て將に戮害を加

えんとす。乃ち其の兩足を埋め、髪を樹に編む。夜中專ら觀世音<sup>5</sup>を念ず。頃有して眠ることを得たり。夢に人之に謂て曰く、「今事亟まれり。何の暇ありてか眠るや。」と。義便ち驚起して守防の士を見るに、竝に疲れて寢ぬ。乃ち試みに自ら奮動するに、手髪既に解け、足も亦た脱るを得て、因て遁れ去る。百餘歩して小叢草に隠る。便ち聞く、追う者の交馳するを。火炬星陳し、互に此の叢を繞るも竟に見る者無し。天明けて賊散す。歸りて鄴寺に投じ、遂に免るを得たりと云う。

## 【語釋】

1 高陸：長安の東北にあり。現在の陝西省高陵縣。

2 荷堅：（三三八—三八五、在位三五一—三八五）字は永固、

高祖苻健の弟である苻雄の子。苻健が没して後、子の苻生が位についたが、殘虐であつたため、苻堅が苻生を殺して位についた。（『晉書』卷一二四 載記第十四 苻堅）

3 尚書：苻堅在世中の徐義は征東將軍であつた。徐義が吏部尚

書となつたのは、苻丕（在位三八五—三八六、苻堅の長庶子）即位の年であり、沒するまでの二年間のうち、尚書令、司空、右丞相にまでのぼつた。（『晉書』卷一五では、苻丕が殺された後、徐義が慕容永（『魏書』卷九十五に傳あり）にとらわれたと

ある。（『晉書』卷一二四、卷一一五 輽記第十五 苻丕）

4 堅末兵革蜂起：太元八（三八三）年、淝水のほとりで前秦の

苻堅が東晉に大敗を喫し（淝水の戦い）、これより華北は混亂におちいった。苻堅はその後長安に逃げ歸り、自害した。

5 觀世音<sup>5</sup>：『妙法蓮華經』第二五章 觀世音菩薩普門品のこと。

元來、觀世音經一卷だったものを吸收した。またここに「或囚禁枷鎖。手足被扭械。念佛觀音力。釋然得解脫。」とある。（大正九・五七c—五八a）

6 歸投：歸順する。

## 【資料】

・ 同文的同話・

『太平廣記』卷一一〇

『觀音慈林集』

・ 同話・  
『晉書』卷一一五  
『續光世音應驗記』

(早川智美)

## 秦畢覽

### 【釋文】

秦畢覽東平人也。少奉法。隨慕容垂北征、沒虜。<sup>\*</sup>單馬逃竄。虜追騎將及覽、至心誦念觀世音。既得免脫。因入深山、迷惑失道、又專心歸念、中夜見一道人。法服持錫、示以途徑。遂得還路、安穩至家。

### 【校異】

沒：段（穀）

### 【訓讀】

秦の畢覽は東平の人なり。少くして法を奉ず。慕容垂<sup>1</sup>の北征に隨い、沒虜す。<sup>2</sup>單馬にして逃竄す。<sup>3</sup>虜の追騎將に覽に及ばんとするに、至心もて觀世音を誦念す。既にして免脱することを得たり。因りて深山に入り、迷惑して道を失い、又た専心もて歸念するに、中夜に一道人を見る。法服にて錫を持ち、示すに途徑を以てす。遂に還路を得、安穩として

家に至る。

【語釋】

1 東平：地名。現在の山東省泰安市東平縣。  
慕容垂（三二六～三九六）：後燕の初代皇帝、成武帝。初名は  
霸（字は道業）と言つたが、後に歎と改名、更に垂（字は道明）

と改めた。前燕の皝の子で、幼い頃から抜きん出た才知を持ち、父に寵愛された。父の死後の三六九年、東晉の桓溫の北伐を退けて國の危機を救い、威名を擧げたが、そのことによりかえって國政の中心にあつた近親たちに憎まれ、隣國前秦への亡命を餘儀なくされた。

前秦の苻堅は泉州侯に封じるなど彼を厚遇し、垂もまた數々の戦功をあげてそれに應えた。三八三年、肥水の戦いにおいて苻堅が大敗を喫した際には、唯一無事であつた自らの軍に彼を受け入れ、周囲の、この好機に苻堅を討つべしとの意見にも耳を貸さなかつた。その翌年、鄆（前燕の舊都）の混亂を安定させたことをきつかけに前秦から獨立、中山を首都として即位、後燕の初代皇帝となつた。三九四年には前燕の後裔らが興した山西省東南部の西燕を併合するなど、東晉からかつての前燕領をほぼ奪回することに成功した。太子寶が參合陂で北魏に大敗

を喫したことへの報復として、三九六年、自ら北魏の首都平城に侵攻したが、その歸路陣没した。『晉書』卷一二三・『魏書』卷九五に傳あり。

3 北征：未詳。慕容垂最晩年の北魏への侵攻を指すか。なお、董志翹『〈觀世音應驗記〉譯注』では、「慕容垂」の語注に「…、公元三九五年、慕容垂以太子慕容寶、趙王慕容麟爲將、北伐北魏拓拔珪、近十萬北伐軍幾乎全軍覆沒、慕容寶、慕容麟等單騎逃歸」、また、今譯に「他曾是北燕主慕容垂手下的一員部領、隨慕容垂大軍北征時全軍覆沒而陷落在敵人轄區内」とする。

4 没虜：えびすの中に取り残されること。「天災國亂今人無主、唯我薄命今沒虜」（『胡笳十八拍』）

5 逃竄：にげて隠れること。「諸葛恢字道明、琅邪陽都人也。（中略）父覲、奔吳、爲大司馬。吳平、逃竄不出。」（『晉書』卷七七 諸葛覲傳）

6 虜追騎：虜はえびす。追騎は追つてくる騎兵。「匈奴捕者騎數百追之、廣行取胡兒弓、射殺追騎、以故得脫。」（『史記』卷一〇 九 李將軍傳）

（仁木夏實）

## 晉沙門竺法純

### 【釋文】

晉沙門竺法純、山陰顯義寺主也。晉元興中、起寺行牆。<sup>\*</sup>至上蘭渚買材、路經湖道。材主是婦人、而應共至材所、准許價直。遂與同船俱行。旣入大湖、日暮暴風、波浪如山。純船小水入、命在瞬息。念值行無福、忽遇斯災。又與婦人俱行、其以罔懼。乃一心誦觀世音經。俄有大舟流趣純。適時旣入夜、行旅已絕。純自惟念、不應有此流船、疑是神力。旣而共度乘之、而此小船應時卽沒。大舟隨波鼓盪<sup>\*</sup>、俄得達岸也。

### 【校異】

至上蘭渚<sup>1</sup>…至蘭上<sup>2</sup> (三・當・四・磧・寬)  
暮<sup>3</sup>…慕 (元・磧)  
船<sup>4</sup>…舡 (宋・當)  
流<sup>5</sup>…泛流 (三・當・四・磧・寬)

度<sup>6</sup>…渡 (三・當・四・磧・寬)

盪<sup>7</sup>…蕩 (三・當・四・磧・寬)

得達岸也<sup>8</sup>…達其岸耳 (三・當・四・磧・寬)

### 【訓讀】

晉の沙門竺法純は、山陰顯義寺の主なり。晉の元興中に、寺を起て牆を行う。<sup>1</sup>蘭渚に至上して材を買わんとし、路湖道を經たり。材主は是れ婦人にして、應に共に材所に至り、價直を准許せんとす。遂に與に船を同じじうして俱に行く。既に大湖に入り、日暮れて暴風ありて、波浪山の如し。純の船小さければ水入りて、命瞬息に在り。念うに「行くに値いて福無く、忽ち斯の災に遇う。また婦人と與に俱に行けば、其れ以て罔懼す。」と。乃ち一心に觀世音經を誦す。俄か

に大舟の流れて純に趣く有り。適たま時既に夜に入り、行旅已に絶ゆ。純自ら惟念せらく、「此の流船有る應からざれば、疑うらくは是れ神力ならん。」と。既にして共に度りて之に乗りて、此の小船時に應じて即ち沒す。大舟波に隨いて鼓盪<sup>6</sup>し、俄かに岸に達するを得るなり。

【語釋】

- 1 山陰：現在の浙江省紹興市。
- 2 顯義寺：未詳。
- 3 元興：東晉の年號。四〇二～四〇四。
- 4 蘭渚：山名。浙江省紹興の西南にある。別名を蘭亭山といい、王羲之が宴を開いて「蘭亭序」を著した場所とされる。
- 5 觀世音經：もと一巻の單行經典であったが（『出三藏記集』に見える）、のち『法華經』第二十五章「觀世音菩薩普門品」として編入された。
- 6 鼓盪：鼓蕩も同じ。搖れ動くこと。

【資料】

・同話・

- 『法苑珠林』卷第十七（敬佛篇第六・觀音部第七）感應緣「竺法純」（大正五三・四一〇c）  
『高僧傳』卷第十二（誦經）「晉山陰顯義寺竺法純」（大正五〇・四〇六c）  
『法華經傳記』卷第四（諷誦勝利第八之二）「晉山陰顯義寺竺法純」（大正五一・六二b）  
『繫觀世音應驗記』「竺法純」

・同文の同話・

- 『太平廣記』卷一百十（報應九）「竺法純」

（稻垣淳央）

## 晉沙門釋開達

## 【釋文】

晉沙門釋開達、隆安二年、登龕採甘草、爲羌所執。時年大飢、羌胡相噉。乃置達柵中將食之。先在柵者十有餘人、羌曰夕烹俎。<sup>\*</sup>唯達尚存。自達被執、便潛誦觀世音經、不懈乎心。及明日當見噉。其晨始曙、忽有大虎、徑逼群羌、奮怒號吼。羌各駭怖逆走。虎乃前敵柵木。得成小闕可容人過。已而徐去。達初見虎敵柵、必謂見害。旣柵穿而不入、心疑其異、將是觀世音力。計度諸羌未應便及。卽穿柵逃走。夜行晝伏、遂得免脫。

## 【校異】

曰：日（朗・四・寬）

烹・亨（三・曾・磧・四・寬）

唯達尚存。自達被執・唯達被執（磧）

徑・遙（三・曾・磧・四・寬）

闕・閼（三・曾・磧・四・寬）

觀世音・觀音（三・曾・磧・四・寬）

## 【訓讀】

晉の沙門釋開達、隆安二年（三九八）に、龕に登りて甘草を探るとき、羌の執うるところと爲る。時に年大いに飢え、羌胡相い噉う。乃ち達を柵中に置きて將に之れを食らわんとす。先に柵に在る者十有餘人は、羌夕に烹俎すと曰う。唯だ達のみ尚お存す。達の執えられてより、便ち潛かに觀世音經を誦して、心に解らず。明日に當に噉わるべきに及ぶ。其の晨始めて曙けるに、忽ち大虎有りて、徑ちに群羌に通り、奮怒號吼す。羌各おの駭怖し逆走す。虎乃ち前みて柵木を敵む。小闕の人を容れ過ぐるべきを成すを得たり。已りて徐くに去す。達初めて虎の柵を敵むを見るに、必ず害され

んと謂う。既にして柵穿たるも入らず、心に其の異、將に是れ觀世音の力かと疑う。<sup>4</sup> 計度するに諸差末だ便及すべからず。即ち柵を穿て逃走す。夜に行き晝は伏し、遂に免脱するを得たり。

【語釋】

- 1 釋開達：僧傳類に記載無し。
- 2 時年大飢：『資治通鑑』晉紀隆安二年の項に「於是龍城自夏不雨至于秋七月」とあり、この年が天候不順であつたことがうかがえる。
- 3 烹組：烹は煮る、亨は神に供えるの意。組は祭祀の際にいけにえを載せる器であり、亨組（烹組）とは神にいけにえとして捧げることをいう。
- 4 計度：見積もる。推定する。

【資料】

- ・同文の同話・

『繫觀世音應驗記』「釋開達」

（福井 敏）

晉郭宣之

【釋文】

晉郭宣之太原人也。義熙四年、爲楊思平梁州府司馬。楊以輒害范元之等<sup>\*</sup>彼法。宣亦同執在獄、唯一心歸向觀世音菩薩。  
後夕將眠之際、忽親覩菩薩光明照獄。宣瞻覩禮拜祈請誓願。久之乃沒。俄而宣之獨被恩放。旣釋依所見形製造圖像。又立精舍焉。後爲零陵衡陽卒官。

## 【校異】

彼：被（三・宮・四・寬）  
放：赦（三・宮・四・寬）  
後爲：後（三・宮・寬）

## 【訓讀】

晉の郭宣之は太原人なり。義熙四年（四〇八）、楊思平<sup>2</sup>の梁州府司馬と爲る。楊范元之<sup>3</sup>等を害するを以て輒に法を被る。宣も亦た同に執えられて獄に在り、唯だ一心に觀世音菩薩に歸向す。後夕に將に眠らんとするの際に、忽ち菩薩の光明 獄を照らすを親覩す。宣瞻覲禮拜して祈請誓願す。之を久しくして乃ち沒す。俄而にして宣之のみ獨り恩放を被る。既にして釋かれ見る所の形に依りて圖像を製造す。又た精舍を立つ。後に零陵・衡陽を爲めて官に卒す。

## 【語釋】

郭宣之<sup>1</sup>：傳未詳。

楊思平：漢の太尉楊震の子孫。楊佺期の弟。楊佺期は『晉書』卷八四に傳あり。「楊佺期弘農華陰人。漢太尉震之後也。」佺期沈勇果勁、而兄廣及弟思平等皆強獫粗暴。」

范元之<sup>3</sup>：梁州の刺史。『宋書』に記載あり。

「先是、桓玄篡晉、以桓希爲梁州。希敗走、氏楊盛據有漢中、刺史范元之、傅歆悉治魏興、唯得魏興、上庸、新城三郡。」

4 被法：「彼法」では文意がとれない。諸本の「被法」に従つて改める。

楊佺期は桓玄に敗れた後、蠻へ逃げ、後に誅殺される。「佺期退走、餘門弟思平、從弟尚保、孜敬、俱逃于蠻。劉裕起義、始歸國。」思平、尚保後亦以罪誅、楊氏遂滅。」

晉潘道秀

【釋文】

晉潘道秀、吳郡人。年二十餘、爲軍亂主。<sup>\*</sup>北爲征固、旣而軍小失利。秀竄逸被掠。經數處作奴俘虜異域。欲歸無因。<sup>\*\*</sup>少信佛法常至心念觀世音。每夢寐輒見像。後旣南奔、迷不知道。於窮山中忽覩真形。如今行像。因作禮。禮竟豁然不覺失之。乃得還路、遂歸本土。後精進彌篤。年垂六十而亡。

【校異】

亂・糾(三・宮・四・寬)糾(磧)

常・恆(三・宮・磧・四・寬)

至・志(四・寬)

見像・見(三・宮・磧・四・寬)

【訓讀】

晉の潘道秀は、吳郡（江蘇省吳縣）の人なり。年二十餘りにして、軍の糾<sup>1</sup>主と爲る。北のかた征固<sup>2</sup>を爲すも、旣にして軍小くして利を失う。秀竄逸するも掠せらる。數處を経て奴と作り異域に俘虜せらる。歸らんと欲するも因る無し。少きより佛法を信じ常に至心に觀世音を念ず。夢寐する毎に輒ち像を見る。後旣に南に奔るも、迷いて道を知らず。窮山の中に於て忽ち眞形を覩る。今<sup>3</sup>の行像の如し。因りて禮を作す。禮竟りて豁然として覚えず之れを失す。乃ち還路を得て、遂に本土に歸る。後に精進彌篤し。年六十に垂んとして亡す。

【語釋】

1 約主：諸本に異同があるが、「繫觀世音應驗記」の記載に従つた。約主は下級の軍官。

『繫觀世音應驗記』「吳郡潘道秀、年廿餘、隊糾主。晉義熙中、

從宋高祖征廣固、於道有勳、轉爲隊副。道秀在別軍經敗、星散各走、遂爲僧人所略賣、傳數處作奴。旣無歸緣分死絕域、本信佛法、後說別偈、『餓鬼畜生人、諸天等如應、一境心異故、許彼境界成。於過去未來、於夢二影中、智緣非有境、若麼成爲境。無久分別智、若此無佛果、應得無是處、得自在菩薩。由願業力故、如意地等成、得定人亦爾、成就曾釋人。有智得空人、於且一切法、如義影現故、無分別修時。諸義不顯故、應智有無量、由此故無識。』恆念觀世音、數夢想得見。後被使伐樹、獨在山

中。忽眼見光世真形放光、竟山中爲金色。道秀驚位作禮、下頭便見地無復光、仍卽仰視、都非向處。更就四望、便已還在鄉里。於是隨路歸家、其事驚動遠近。後秀精進彌篤。年垂六十。」

2 征固：『資治通鑑』晉紀三十七、義熙五年の項の注に、「巨麓水、國語謂之具水、袁宏謂之巨昧水、水經謂之巨洋水。悉是劉裕伐廣固營壘所在。」とあり、廣固への討伐が行われたことがうかがえる。

(福井 敏)

【釋文】

晉欒苟

晉欒苟不知何許人也。少奉法。嘗作福富平令。先從征虜循<sup>\*</sup>、值小失利。舫遭火垂盡賊亦交逼。正在中江風浪駭目。苟<sup>\*</sup>恐怖分盡、猶誦念觀世音。俄見江中有一人挺然孤立腰與水齊。<sup>\*</sup>苟心知祈念有感。火賊已切。便投水就之。體旣浮涌、脚以履地。尋而大軍遣船迎接敗者。遂得免濟。

【校異】

苟…苟（三・宮・磧・四・寬）

虜…慮（宋・宮） 蘆（元）

體…身（三・宮・磧・四・寬）

以…似（宋・元・磧・寬）

接…接（磧・四・寬）

【訓讀】

晉の<sup>1</sup>蠻荀は何れの許の人かを知らざるなり。少くして法を奉ず。嘗て富平の令と作る。先に盧循を征つに従うも、小しく利を失うに値う。舫火に遭いて盡に垂んとし賊も亦た交も逼る。正に中江に在りて風浪目を駭う。苟恐怖して分盡くも、猶お觀世音を誦念す。俄かに江中に一人の挺然として孤立し腰水と齊しきもの有るを見る。苟心に祈念に感有るを知る。火と賊已に切なり。便ち水に投じて之れに就く。體既に浮涌し、脚以て地を履む。尋いで大軍の船を遣せて敗者に迎接せしむ。遂に濟るを免るを得たり。

【語釋】

1 蠻荀…傳未詳。（蠻苟も同じ）

2 富平…各本すべて「福富平」とするが、意味が通じない。『繫

觀世音應驗記』に記載に従つて富平と考える。富平は①陝西省三原縣の東北。②山東省陽信縣の東南。

3 盧循…この部分（「從征盧循」）を各本は「征虜循に従う」（麗・

明・磧・四・寬）、「盧循を征つに従う」（宋・宮）とするが、いずれも意味不明。ここは『繫觀世音應驗記』にあるように「先に盧循を征つ」と解釋する。盧循は晉末に劉裕（劉宋の高祖）に反逆した人物。最後は自殺するも、その首はきられて京都に届けられた。『晉書』卷一百に傳あり。

【資料】

『繫觀世音應驗記』

(福井 敏)

## 晉沙門釋法智

## 【釋文】

晉沙門釋法智、爲白衣時、嘗獨行至大澤中。忽遇猛火、四方俱起、走路已絕。便至心禮誦觀世音。俄然火過、一澤之草、無有遺莖者。唯法智所處、容身不燒。於是始乃敬奉大法。後爲姚興將、從征索虜。軍退失馬、落在圍裏。<sup>\*</sup>乃隱溝邊荆棘叢中、正得蔽頭。復念觀世音、心甚勤至。隔溝人、遙喚後軍、指令殺之。而軍遏搜覓<sup>\*</sup>、輒無見者。徑得免濟。後遂出家。

## 【校異】

法	・	□	(	○	・	宮	・	磧	・	四	・	寬	)
裏	・	裏	(	○	・	宮	・	磧	・	四	・	寬	)
正	・	□	(	○	・	宮	・	磧	・	四	・	寬	)

## 【訓讀】

晉の沙門釋法智は、白衣爲りし時、嘗て獨行して大澤中に至る。<sup>1</sup>忽ち猛火に遇いて、四方俱に起こり、走路已に絶ゆ。<sup>2</sup>便ち至心に觀世音を禮誦す。俄然として火過ぎて、一澤の草、莖を遺す者の有ること無し。唯だ法智の處る所のみ、身を容れて焼けず。是に於いて始めて乃ち大法を敬奉す。後姚興の將と爲り、索虜を征つに従う。軍退くとき馬を失し、溝みの裏に落つ。乃ち溝邊の荆棘叢中に隠れて、正に頭を蔽うを得たり。復た觀世音を念じて、心甚だ勤至なり。溝を

隔つる人、遙かに後軍に喚びて、指して之を殺さしめんとす。而して軍遏めて搜り覓むれども、輒く見る者無し。徑ちに免濟することを得たり。後遂に出家す。

## 【語釋】

1 釋法智：姚興の北魏征伐に將として參加していることからも、後秦の人であろう。前半部の大澤中で猛火に遭遇した話は、『繫觀世音應驗記』(一)にあたり、『觀音義疏』卷上にも『晉世謝敷、作觀世音應驗傳』。齊陸果又續之。其傳云として『觀世音應驗傳』より引用され、『續高僧傳』にも釋法力傳の附傳として記載されている。後半部の話は『繫觀世音應驗記』(五)に見える。

『高僧傳』の釋慧嚴傳に附傳として記載される「嚴弟子法智」は、おそらく慧嚴(三六三～四四四年)が、弘始三年(四〇一年)に長安入りをした鳩摩羅什(三五〇～四〇九年)の門に學ぼうと豫州より來た際に、法智は慧嚴の弟子となり、のち慧嚴とともに建康に歸り東安寺に住したことと表す傳であり、

『法苑珠林』の法智と同一人物であろう。なお『名僧傳抄』の目録にのみ「宋東安寺法智七」と記載されている。

2 禮誦：佛を拜み經を讀む行いをいう。『繫觀世音應驗記』(二)

3 姚興：五胡十六國の後秦第二代の皇帝。生沒年は三六六～四一六年。在位は三九四～四一六年。諡は文桓帝。姚萇の長子。三九四年前秦(苻登)を滅ぼし、三九八年東晉の洛陽を攻略して、四〇一年には、呂隆のもとにいた鳩摩羅什を長安に迎え、譯經・造寺をおこし、佛教を國中に廣めた。なお『廣弘明集』卷十八には、姚興が三世因果應報について論じた「通三世論」が收められている。『晉書』卷一二七・卷一二八、及び『魏書』卷九十五に傳あり。

4 從征索虜：索虜とは北魏を表す。『晉書』卷十・安帝紀に「(隆安五年。四〇一年)冬十月、姚興帥師侵魏、大敗而旋」と記載されている。

## 【資料】

## ・同話・

『繫觀世音應驗記』「釋法智道人」(二)、「法智道人」(五一)  
『觀音義疏』卷上(大正三四・九二二三c)

『續高僧傳』卷第二十五・感通上・魏末魯郡沙門釋法力傳六（大正五〇・六四五c）

・同文的同話・

『太平廣記』卷第一百十・釋法智

・参考資料・

『高僧傳』卷第七・義解四・釋慧嚴三（大正五〇・三六八b）

『名僧傳抄』（『正續藏經』七七所收）

（嘉村  
誠）

## 晉南公子敖

### 【釋文】

晉南公子敖，始平人也。戍新平城、爲乞伏虜兒長樂公所破。合城數千人，皆被誅害。子敖雖分必死、而猶至心念觀世音。旣而次至于敖，群刃交下、或高或低、持刀之人、忽疲懈、四支不隨。爾時長樂公親自臨刑、驚問之、子敖聊爾答云、能作馬鞍。乃令原釋。子敖亦不知所以作此言。時後遂得遁逸、造小形像。貯以香函、行則頂戴云。

### 【校異】

乞伏：佛佛（ $\text{乞}\cdot\text{伏}\cdot\text{佛}\cdot\text{佛}$ ）  
于敖：子敖（ $\text{于}\cdot\text{敖}\cdot\text{子}\cdot\text{敖}$ ）  
低：僻（ $\text{低}\cdot\text{僻}\cdot\text{于}\cdot\text{敖}\cdot\text{子}\cdot\text{敖}$ ）

行：大正藏の校勘によると、南藏には「行」の字は無いとされる。  
云：也（ $\text{云}\cdot\text{也}\cdot\text{于}\cdot\text{敖}\cdot\text{子}\cdot\text{敖}$ ）

### 【訓讀】

晉の南公子敖、始平<sup>1</sup>の人なり。新平城<sup>2</sup>を戍るに、乞伏虜兒<sup>3</sup>長樂公<sup>4</sup>破る所と爲る。合城數千人、皆誅害せらる。子敖必ず死することを分とすと雖も、猶お至心に觀世音を念ず。既にして次いで子敖に至るに、群刀交下するも、或いは高く或いは低く、刀を持するの人、忽ち疲憊し、四支隨わず。爾の時、長樂公親自ら刑に臨み、驚きて之を問うに、子敖聊爾<sup>8</sup>として答えて云わく、「能く馬鞍<sup>9</sup>と作す。」と。乃ち原釋せしむ。子敖亦た此の言を作す以所を知らず。時に後に遂に遁逸すを得て、小の形像を造る。貯するに香函を以つてし、行くときは則ち頂戴すと云う。

## 【語釋】

- 1 始平：郡名。晉置く。今陝西省興平縣のあたり。
- 2 新平城：今山西省のあたり。
- 3 乞伏：五胡十六國の一、西秦の王族の姓が「乞伏」である。
- 4 虜兒：相手を蔑んでよぶ時に用いられる。ここでは、乞伏氏の一族、もしくは配下である長樂公を蔑んで稱していると思われる。
- 5 長樂公：未詳。
- 6 分必死：未詳。「死を免れない」の意で解釋した。
- 7 子敖：底本は「于敖」とあるが、諸本に従い「子敖」に訂す。
- 8 聊爾：無造作に。
- 9 馬鞍：未詳。馬の鞍の意か。しかし、本文での意味は不明。
- 断定する根據はない。

## 【資料】

## ・同話・

- 『太平廣記』卷一百十一 南宮子敖  
 『觀音經持驗記』卷上 南宮子敖（新纂大日本續藏經七八・九四b）  
 『觀音慈林集』卷中 子敖（新纂大日本續藏經八八・八七c）

(大角紘一)

## 晉沙門釋道泰

## 【釋文】

晉沙門釋道泰、常山衡唐精舍僧也。晉義熙中、嘗夢人云、君之年命當終六七。泰年至四十二、便遇篤病。<sup>\*</sup>慮必不濟。悉以衣鉢之資、厚爲福施。又歸誠屬念稱誦觀世音、晝夜四日、勤心不替。時所坐牀前垂帷、忽於帷下見人跨戶而入。足趺金色、光明照屋。泰乃褰帷遠視、奄然而滅。驚欣交萃、因大流汗。卽覺體輕、所患平差。

## 【校異】

便・更(末・元・曾・磧)

悉・委(曾)

帷・惟(曾・磧)

差・瘥(末・元・曾・磧)

## 【訓讀】

晉の沙門釋道泰、常山衡唐精舍<sup>1</sup>の僧なり。晉の義熙中<sup>2</sup>、嘗て夢に人の云く、君の年命當に六七に終わるべし、と。泰年四十二に至り、便ち篤病に遇う。必ず濟われざるを慮り、悉く衣鉢の資を以て、厚く福施と爲す。又た歸誠屬念して觀世音を稱誦し、晝夜四日、心を勤めて替えず。時に坐す所の牀前の垂帷に、忽ち帷下に人の戸を跨いで入るを見る。足趺金色にして、光明屋を照らす。泰乃ち帷を褰げて遽かに視るも、奄然として滅す。驚欣交ごも萃まり、因て大に汗を流す。即ち體の軽きことを覺え、患する所平差す。

【語釋】

1 常山：五嶽の一。恆山、北嶽。山西省大同府渾源州にある。

2 衡唐精舍：寺の名。不詳。

3 晉義熙中：義熙年間は、四〇五年から四一八年。張演『續光世音應驗記』では年代を特定していない。『續高僧傳』では元魏

の末（北魏は五三年まで）としている。

4 稱誦觀世音：『續光世音應驗記』では友人の助言として、六十二億菩薩を供養することと「たび」、「觀世音」と稱えることと、その福は同じであるとしている。

【資料】

『續光世音應驗記』 宋 張演 道泰道人

『續高僧傳』卷第二十五 魏常山衡唐精舍釋道泰傳四（大正五〇・六四五b）

『太平廣記』卷一百十 報應九 釋道泰

（長谷川 慎）

晉劉度

【釋文】

晉劉度、平原遼城人也。鄉里有一千餘家、竝奉大法、造立形像、供養僧尼。值虜主木未時、此縣嘗有逋逃。未大怒、欲盡滅一城。衆竝兇懼、分必殄盡。度乃潔誠、率衆歸命觀世音。頃之、未見物從空中下繞其所住屋柱。驚視乃觀世音經。使人讀之、未大歡喜、用省刑戮。於是此城、即得免害。

【校異】

珍・彌（二・宮・磧・四・寛）

桂・桂(明)

## 【訓讀】

晉の劉度<sup>1</sup>、平原遼城<sup>2</sup>の人なり。郷里に一千餘家有り、竝に大法を奉じ、形像<sup>3</sup>を造立し、僧尼を供養す。虜主木末<sup>4</sup>の時に値りて、此の縣に嘗て逋逃あり。未大いに怒りて、一城を盡滅せんと欲す。衆竝に兇懼し、分として必ず殄盡せん。度乃ち潔誠し、衆を率いて觀世音に歸命す。頃之して、未物の空中從り下りて其の所住の屋柱を繞るを観る。驚きて見るに乃ち觀世音經なり。人をして之を讀ましむるに、未大いに歡喜し、用つて刑戮を省く。是に於いて此の城、即ち害を免るを得たり。

## 【語釋】

1 劉度：列傳なし。

2 平原遼城：平原は今山東省平原縣。遼城は平原にあつた縣の名と思われるが詳しい場所は不明。『太平廣記』『繫觀世音應驗記』では「聊城（山東省聊城縣の東北）」となつてゐる。

3 形像：塑像・偶像。ここでは佛像のこと。

4 木末：底本は「木末」に作るが「木末」という人物は存在しない。時代から考へて西秦の乞伏慕（暮末のこと。傳は『魏書』卷九十九 列傳第八十七 鮮卑乞伏國仁にあり。

## 【資料】

・同話・

『三寶感應要略錄』卷之下（大正五一・八五二b）第二十晉居士劉度等造立觀音形像免苦感應（出冥祥記）  
『觀音慈林集』卷中

・同文的同話・

『太平廣記』卷一一〇 報應九

『繫觀世音應驗記』

・參考資料・

『魏書』卷九十九 列傳第八十七 鮮卑乞伏國仁

(一譯美帆)

### 晉寶傳

#### 【釋文】

晉寶傳者、河內人也。永和中、并州刺史高昌、冀州刺史呂護、各權部曲、相與不和。傳爲昌所用、作<sup>\*</sup>宮長。護遣騎抄擊、爲所俘執。同伴六七人、共繫一獄。鎖械甚嚴、剋日當殺之。沙門支道山、時在護營中。先與傳相識、聞其執厄、出至獄所候視之、隔戶共語。傳謂山曰、今日困厄、命在漏刻、何方相救。山曰、若能至心歸請、必有感應。傳先亦頗聞觀世音、及得山語、遂專心屬念、晝夜三日、至誠自歸。觀其鎖械、如覺緩解、有異於常。聊試推盪、躍然離體。傳乃復至心日、蒙哀祐、已令桎梏自解。而同伴尙多、無心獨去。觀世音神力普濟、當令俱免。言畢復牽挽餘人、皆以次解落、若有割剔之者。遂開戶走出、於警激之間、莫有覺者、便踰城徑去。時夜已向曉、行四五里、天明不敢復進、共逃隱一榛中。<sup>\*</sup>須臾覺失囚、人馬駱驛、四出尋捕、焚草踐林、無不至遍。唯傳所隱一畝許地、終無至者、遂得免還。鄉里敬信異常、成<sup>\*</sup>佳奉法。道山後過江、爲謝居士敷具說其事。(右十四驗出冥祥記)

#### 【校異】

宮・官(三・宮・積・四・寬)

繫・繫入(宋・明・宮・四・寬) 擊入(元・積)

躍・忽(三・宮・積・四・寬)

日・日(三・宮・積・四・寬)

蒙・今蒙(三・當・穠・四・寬)

激・微(三・當・穠・四・寬)

敢・□(三・當・穠・四・寬)

成佳・咸皆(明・四・寬)

駱・落(宋・元・當・穠) 絡(明・四・寬)

驛・繹(明・四・寬)

成佳・咸皆(明・四・寬) 成往(當)

## 【訓讀】

晉の竇傳なる者、河内の人なり。永和中(三四五・三五六)、并州刺史高昌<sup>2</sup>、冀州刺史呂護<sup>3</sup>、各おの部曲に權ありて、相與に和せず。傳は昌の用いる所と爲り、官長と作る。護は騎を遣わして抄擊<sup>6</sup>せしめ、俘執する所と爲る。同伴の六七人、共に一獄に繋がる。鎖械は甚だ嚴にして、日を剋めて當に之を殺すべし。沙門支道山<sup>7</sup>、時に護の營中に在り。先に傳と相識り、其の執厄<sup>8</sup>を聞き、出でて獄所に至りて之を候視し、戸を隔てて共に語る。傳山に謂いて曰く、「今日は困厄にして、命は漏刻に在り、何の方もて相救うや」と。山曰く、「若し能く至心に歸請せば、必ず感應有らん」と。傳は先に亦た頗る觀世音を聞き、山の語を得るに及んで、遂に專心に屬念すること、晝夜三日、至誠に自ら歸す。其の鎖械を觀るに、緩解を覺えるが如く、常に異なる有り。聊か試みに推邊をせば、躍然として體を離る。傳は乃ち復た至心に曰く、「哀祐<sup>12</sup>を蒙り、已に桎梏をして自ら解かしむ。而るに同伴は尙お多く、獨り去るに心無し。觀世音の神力普く濟わば、當に俱に免れしむべし」と。言畢りて復た餘人を牽挽するに、皆な次を以て解落すること、之を割剔する者有るが若し。遂に戸を開きて走り出で、警激<sup>14</sup>の間において、覺える者有る莫く、便ち城を踰えて徑ちに去る。時に夜已に曉に向かい、行くこと四五里、天明けて敢て復た進まず、共に一棟中に逃隱す。須臾にして囚を失うを覺え、人馬は駱驛として、四もに出でて尋捕せんとし、草を焚き林を践みて、至ること遍ねかざる無し。唯だ傳の隠るる所の一畠ばかりの地のみ、終に至る者無く、遂に免還するを得たり。郷里敬信すること常に異なり、佳と成して法を奉ず。道山は後に江を過ぎ、謝居士敷<sup>15</sup>の爲に具さに其の事を説く。(右十四驗 夢詳記に出づ)

## 【語釋】

- 1 河内：河南省沁陽縣のあたり。
- 2 并州刺史高昌：史書に立傳されず詳細は分からぬが、もとは後趙石虎配下の武將で、石虎が没し（三四九年）、翌年に冉閔政權が成立すると、同僚の李歷・張平とともに慕容雋に服屬した。呂護が慕容雋配下の武將であったことからして、本文は高昌の慕容雋服屬以後の話であろう。ただし、并州刺史になつた記事は確認できない。『晉書』卷二一〇 輽記 慕容雋傳
- 3 冀州刺史呂護：高昌と同様に史書に立傳されず詳しいことは不明であるが、呂護は慕容雋の下で寧南將軍の職につき、密かに東晉の穆帝に通じて前將軍・冀州刺史になつてゐる。『晉書』卷二一 輽記 慕容暉傳
- 4 部曲：ここでは高昌や呂護の有する軍隊のこと。『晉書』卷五七 張光傳 「張光字景武、江夏鍾武人也。身長八尺、明眉目、美音聲。少爲郡吏、家世有部曲、以牙門將伐吳有功、遷江夏西部都尉、轉北地都尉。」
- 5 官長：底本は「宮長」に作るが、諸本により「官長」に訂す。「官長」は官職を主宰するもの。また官吏の長たるもの。長官。『國語』卷六 齊語 「桓公令官長期而書伐、以告且選、選其官之賢者而復用之……」、「韋昭曰、官長、長官也。」
- 6 抄撃：おそいうつこと。『後漢書』列傳第八〇 鮑舉傳 「（順帝）陽嘉元年冬、耿隣遣烏桓親漢都尉戎朱庵率衆王侯咄歸等、出塞抄擊鮮卑、大斬獲而還、賜咄歸等已下爲率衆王・侯・長、賜綵繪各有差。」
- 7 沙門支道山：未詳。
- 8 執厄：用例未詳。ここでは捕らえられたわざわいをいう。
- 9 屬念：常に心に思うこと。『南齊書』卷四 鬱林王紀 「（隆昌元年春正月）辛亥、車駕祠南郊。詔曰：且風土異宜、百民殊務、刑章治緒、未必同源、妨本害政、事非一揆、冕旒屬念、無忘夙興。……」
- 10 雁然：くずれる。ここでは鎖と械がくずれる様にして體から離れたことを言う。
- 11 曰：底本では文字の大きさからして「曰」のように見えるが、諸本、「光世音應驗記」・「太平廣記」によつて「曰」に訂す。
- 12 哀祐：あわれみをもつたたすけ。慈悲と同じような意味。
- 13 割剔：用例未詳。ここでは断ち切るという意。
- 14 警激：用例未詳。
- 15 謝居士敷：謝敷。傅亮『光世音應驗記』、陸杲『繁觀世音應驗記』の序文によると、謝敷の撰に「光世音應驗記十餘事」があり、觀世音の應驗を記録した最も早い人と考えられる。詳しくは本稿謝敷傳参照。

## 【資料】

・同文的同話・

『光世音應驗記』

『太平廣記』卷一一〇 報應九

(藤井政彦)

## 宋張興

### 【釋文】

宋張興者、新興人也。頗信佛法。嘗從沙門僧融彙翼、時受八戒。興嘗爲劫所引。<sup>\*</sup>夫得走逃、妻坐繫獄、掠笞積日。時縣失火、出囚路側。會融翼同行、經過囚邊。妻驚呼、闔梨何以賜救。融曰、貧道力弱、無救如何。唯宜勤念觀世音、庶獲免耳。妻便晝夜祈念、經十許日。於夜夢、一沙門以脚踏之曰、咄咄、可起。妻卽驚起、鉗鑼桎梏、躍然俱解。便走趣戶。戶時猶閉。警防殊嚴、旣無由出。慮有覺者、乃還著械。尋復得眠、又夢向沙門曰、戶已開矣。妻覺而馳出。守備者竝已惛睡。妻安步而去。時夜甚闇。行可數里、卒值一人。妻懼躡地。<sup>\*</sup>已而相訊、乃其夫也。相符悲喜。夜投僧翼、翼藏匿之。因遂獲免。時元嘉初也。

### 【校異】

夫：天（宮）

桔：桔（三・穢・四・寬）

涸：忽（穢・四・寬）

蹠：僻（朱・元・宮・穢）

符：扶（三・宮・穢・四・寬）

因遂獲：遇遂（朱・元・宮・穢）

遂得（明・四・寬）

\*参考：見（太平廣記）

## 【訓讀】

宋の張興<sup>1</sup>は、新興<sup>2</sup>の人なり。頗る佛法を信す。嘗て沙門僧融、曇翼<sup>3</sup>に從い、時に八戒を受く。興嘗て劫の引く所となる。夫走逃するを得るも、妻坐せられて獄に繫がれ、掠笞積日たり。時に縣に失火ありて、囚を路側に出す。會々融・翼同行し、囚の邊を経過す。妻驚き呼ばわく、「闇梨、何を以て救を賜はらむ。」と。融曰わく、「貧道力弱く、救無きをば如何にせん。唯だ宜しく觀世音を勤念し、免るるを獲んことを庶うべきのみ。」と。妻便ち晝夜に祈念すること、十日ばかりを經たり。夜に夢にみるよう、一の沙門の脚を以て之を踏みて曰わく、「咄咄、起くべし。」と。妻即ち驚起するに、鉗鎖・桎梏<sup>6</sup>、曜然として俱に解けり。<sup>7</sup>便ち走りて戸に趣く。戸時に猶お閉ざせり。警防殊に嚴にして、既に出づるに由無し。覺る者有るを慮れ、乃ち還りて械に著く。尋で復た眠るを得るに、又夢に向の沙門の曰わく、「戸已に開けり。」と。妻覺めて馳出す。守備の者竝びに已に惛睡せり。妻安歩して去く。時に夜甚だ闇し。行くこと數里ばかりにして、卒に一人に值へり。妻懼れて躊躇地す。已にして相訊ふに、乃ち其の夫なり。相符け悲喜す。夜僧翼に投じ、翼之を藏匿す。因て遂に免るるを獲たり。時に元嘉<sup>8</sup>の初なり。

## 【語釋】

- 1 張興：傳未詳。
- 2 新興：新興郡江陵縣。『續高僧傳』釋僧融傳（次注參照）では本話を「江陵」での出來事とする。
- 3 僧融：梁初の僧。九江東林寺に住す。『續高僧傳』に傳があり（大正五〇・六四五b）、本話との同話を收める。『續高僧傳』には僧融が觀音を默稱して鬼神の難を逃れた話も引かれており、觀音信奉者であつたことがうかがわれる。
- 4 曙翼：宋の僧（三八一～四五〇）。慧遠に從つて出家し、後に羅什を師とした。本文中には「僧翼」ともあり、『高僧傳』には「僧翼」として收められている（大正五〇・四一〇c）。「高僧傳」によれば、法華經持經者であったことが知られる。『佛祖統紀』では、前世は雉であつたが、法華經聽聞の功德で人間に生まれ変わり、そのため腋に雉の羽が生えていて、名前の由来になつたとされている（大正四九・三四三b）。

5

爲劫所引：『太平廣記』は「爲劫賊所引」、『續高僧傳』・僧融傳は「後爲劫賊引」とする。類似の表現は孫敬德の類話（觀音によつて禁獄の難を脱する）にも散見する。「後爲劫賊所引。禁在京獄。不勝拷掠。遂妄承罪。竝處極刑。」（『續高僧傳』卷第二十九、大正五〇・六九二c）、「後爲劫賊橫引」（『集神州三寶感通錄』卷中、大正五二・四二〇a）。用例は未見であるが、「劫」一字で「劫賊」を表すか。

6 桤桔：底本「桤桔」を・碩・四・寛本により訂す。「桤桔」は足かせと手かせ。

7 雁然俱解：「雁然」は竇傳の條に既出。『妙法蓮華經』卷七・觀世音菩薩普門品第二十五「設復有人。若有罪若無罪。杻械枷鎖檢繫其身。稱觀世音菩薩名者。皆悉斷壞卽得解脫。」（大正九・

### 【資料】

『續高僧傳』卷第二十五 感通上 「釋僧融」（大正五〇・六四五）

『法苑珠林』卷第六十二 祭祀篇第六十九 感應緣 「釋僧融」（大正五三・七五七）

『高僧傳』第十三 興福經師導師 「釋僧翼」（大正五〇・四一〇c）

『太平廣記』卷第一百十 「張興」

五六c）・或囚禁枷鎖 手足被杻械 念彼觀音力 釋然得解脱」（五七c）を想起させる表現。

8 元嘉：四二四～四五三年。

◆百巻本の系統では、先の竇傳の條との間に、「右一驗出梁高僧傳」として竺法純の條が引かれているが、百二十巻本の系統では竺法純がなく、竇傳と張興が並ぶ形になっている。これはおそらく竺法純が重複しているためと思われる。竇傳と張興の二話は、觀音力によつて枷鎖難を逃れるという、『法華經』普門品に沿つた話型が共通するだけでなく、僧侶に觀音を祈るよう助言されるという點や、「雁然」などやや特異な語句も一致する。同文的同話が『太平廣記』卷第一百十に引かれ、部分的に異傳を含む同話が『續高僧傳』・釋僧融の條にみられる。

（本井牧子）

宋居士琰（自序）

【釋文】

宋琰、稚年在交趾。彼土有賢法師者、道德僧也。見授五戒、以觀世音金像一軀見與供養。形製異今、又非甚古、類元嘉中作。鎔鑄殊工、似有貞好。琰奉以還都。時年在齋臘。與二弟常盡勤、至專精不倦。後治改弊廬、無屋安設、寄京師南澗寺中。于時百姓競籌錢、亦有盜毀金像、以充鑄者。時像在寺已經數月。琰晝寢夢見立于座隅、意甚異之。時日已暮、卽馳迎還。其夕、南澗十餘軀像悉遇盜亡。其後久之、像於曛暮間放光、顯照三尺許地。金輝秀起、煥然奪目。琰兄弟及僕役、同覩者十餘人。于時幼小不卽題記、比加撰錄、忘其日月、是宋大明七年秋也。

至泰始末、琰移居烏衣。周旋僧、以此像權寓多寶寺。琰時贊游江都。此僧仍適荆楚、不知像處、垂將十載。常恐神寶與因俱絕。

宋升明末、<sup>\*</sup>游蹟峽表、<sup>\*</sup>徑過江陵、見此沙門、迺知像所。其年、琰還京師、卽造多寶寺訪焉。寺主愛公云、無此寄像。琰退、慮此僧孟浪、將遂失此像、深以惆悵。其夜夢、人見語云、像在多寶。愛公忘耳。當爲得之。見將至寺、此人手自開殿見像。在殿之東衆小像中、的的分明。詰旦造寺、具以所夢請愛公。愛公乃爲開殿、果見此像在殿之東。如夢所覩。遂得像還。時建元元年七月十三日也。像今常自供養、庶必永作津梁。修復其事、有感深懷。沿此徵覲、綴成斯記。夫鏡接近情、莫踰儀像。瑞驗之發、多自此興。經云、鎔斲圖續、類形相者、爰能行動及放光明。今西域釋迦彌勒二像、輝用若冥。蓋得相乎。今華夏景揩、神應亟著。亦或當年群生、因會所感、假憑木石、以見幽異。不必剋由容好、而能然也。故沈石浮深、寔闡吳之化、塵金瀉液、用紓彭宋之禍。其餘銓示繁、方雖難曲辯、率其大哲、允歸目從。若夫經塔顯效、旨證亦同。事非殊貫、故繼其末。（右二驗出冥祥記）

## 【校異】

三尺	三天	(磧)	輝	暉	(三)	富	磧	四	寬
目	日	(㊀・磧)	剋	尅	(四)	富	磧	四	寬
泰始	秦始	(三)	紓	館	(宋)	富	館	四	寬
游	遊	(磧・四・寬)	寔	實	(明)	富	磧	四	寬
徑過	經過	(三)	記	記也	(三)	富	磧	四	寬
績	績	(元)							

## 【訓讀】

宋の琰、稚年<sup>2</sup>に交趾<sup>3</sup>に在り。彼の土に賢法師なる者あり、道徳の僧なり。五戒<sup>4</sup>を授けられ、觀世音金像一軀を以て與えられ供養す。形製は今と異なるも、又た甚だしくは古に非ず、元嘉中の作に類す。鎔鑄殊<sup>5</sup>に工にして、眞好有るに似たり。琰奉じて以て都に還る。時に年齢<sup>6</sup>在り。二弟と與に常に盡勤して、專精を至して倦まず。後弊廬を改治せんとするに、安設するに屋無く、京師の南澗寺中に寄す。時に百姓競いて籌錢<sup>7</sup>し、亦た金像を盜毀して、以て籌に充つる者あり。時に像の寺に在ること已に數月を経たり。琰晝寢し夢に座隅に立つを見、意に甚だ之を異とす。時に日已に暮れ、即ち馳せ迎えて還る。其の夕、南澗の十餘軀の像は悉く盜亡に遇う。其の後久しうして、像の曛暮の間に光を放ち、三尺許り地を顯照す。金輝秀起して、煥然として奪目す。琰の兄弟及び僕役、同に観る者十餘人なり。時に幼小にして即ち題記せず、加えて撰する比<sup>8</sup>い、其の日月を忘るるも、是れ宋の大明七年秋なり。

泰始<sup>11</sup>の末に至り、琰移りて烏衣<sup>12</sup>に居す。周旋の僧、此の像を以て權りに多寶寺に寓す。琰時に覲く江都に游ぶ。此の僧荆楚に適くに仍りて、像の處を知らず、將に十載に垂んとす。常に神寶と因と俱に絶ゆることを恐る。

宋升明の末、峽の表に游躋し<sup>13</sup>、江陵を徑過し<sup>14</sup>、此の沙門と見え、迺ち像の所を知る。其の年、琰京師に還り、即ち多

寶寺に造りて焉れを訪ぬ。寺主の愛公<sup>15</sup>云く、「此こに像を寄する無し。」と。琰退きて、此の僧孟浪にして、將に遂に此の像を失わんとするを慮り、深く以て惆悵す。其の夜夢みらく、人見われて語りて云く、「像は多寶に在り。愛公は忘るのみ。當に爲に之を得るべし。」と。將いられて寺に至り、此の人手ずから殿を開き像を見る。殿の東の衆くの小像の中に在りて、的分明たり。詰且に寺に造り、具に夢みるところを以て愛公に請う。愛公乃ち爲に殿を開くに、果たして此の像の殿の東に在るを見る。夢に覗る所の如し。遂に像を得て還る。時に建元元年七月十三日なり。像今常に自ら供養し、必ず永く津梁と作らんことを庶う。其の事を修復し、深懐を感じるあり。此の徵に沿いて覗い、斯の記を綴成す。夫れ鏡は情に接近し、儀像<sup>16</sup>を蹠ゆる莫し。瑞驗の發は、多く此れより興る。經に云く、<sup>17</sup>「鎔斬<sup>18</sup>・圖續<sup>19</sup>、形相を類する者は、爰に能く行動し及び光明を放つ」と。今西域の釋迦・彌勒の二像は、輝・用冥の若し。蓋し相を得るならんか。今華夏の景・楷<sup>20</sup>は、神應亟に著わる。亦た或いは當年の群生、會に因りて感するところ、假りて木石に憑り、以て幽異を見わす。必ずしも容好に由て剋<sup>21</sup>まずして、而も能く然るなり。故に沈石の深きに浮きて、寃に閻・吳の化を闡<sup>22</sup>わし、塵金の液を瀉<sup>23</sup>ぎて、用て彭宋の禍を舒ぶ。其の餘錮は示すに繁にして、方に曲辯し難しと雖も、其の大哲を悉かば、允に目從に歸す。夫の經塔の旨證を顯效するが若きも亦た同じ。事は貫を殊にするに非ず、故に其の末に繼ぐ。(右二驗冥祥記に出づ)

## 【語釋】

- 1 宋琰：主琰。詳細不詳。山西太原の人。齊に仕えて太子舍人となり、のち梁に仕えて吳興の縣令となる。
- 2 稚年：おさない年齢。嵇康「答難養生論」（『嵇康集』卷第四）に「或稚年所樂。壯而棄之。始之所薄。終而重之。」とある。
- 3 交趾：現在のベトナム北部、トンキン・ハノイ地方の古稱。
- 4 賢法師：不詳。
- 5 五戒：在俗信者の保つべき五つの戒（習慣）。不殺生・不偷盜・不邪婬・不妄語・不飲酒の五項からなる。
- 6 鎔鑄：用例未見。
- 7 真好：眞の姿形（相好）をいうか。

- 8 南澗寺…京師（建康、現在の江蘇省の省都、南京）にあった寺。『法苑珠林』卷第一七普賢部第六・感應緣宋沙門釋道岡（大正五三・四〇九a）によれば、司空何尚之によつて建てられたとされる。「閻以七年（元嘉七年、四三〇）與同學來游京師。時司空何尚之始構南澗精舍。閻寓居焉。」
- 9 繕錢：錢を繕る。六朝時代、銅の不足及び貨幣需要の増大により、多く私鑄錢が造られた。『宋書』卷六十六 列傳第二十六何尚之に「先是患貨重。鑄四銖錢。民間頗盜鑄。多翦鑿古錢以取銅。上患之。」とある。また、『法苑珠林』卷第七九・十惡篇第八十四之七感應緣（大正五三・八七四b）に「宋吳興沈僧覆。
- 大明末本土飢荒。逐食至山陽。晝入村野乞食。夜還寄寓寺舍左右。時山陽諸寺小形銅像甚眾。僧覆與其鄉里數人積漸斂取。遂囊篋數四悉滿焉。因將還家共篋爲錢。事旣發覺。執送出都。入船便云。見人以火燒之。晝夜噭呼。自稱楚毒不可堪忍。未及刑坐而死。舉體皆折裂。狀如火燒。」とある。
- 10 煥然：明らかに、光りかがやくさま、りっぱなさま。『史記』卷一百一十七 司馬相如列傳第五十七に「煥然霧除。霍然雲消。」とある。
- 11 烏衣：巢衣巷。現在の江蘇省江寧縣の東南。
- 12 多寶寺…京師（建康、現在の江蘇省の省都、南京）にあった寺。惠詳『弘贊法華傳』卷第一・圖像第一（大正五一・一三b）には「宋元嘉五年。彭城人劉佛夢。於建康。造多寶寺。又造多寶塔一所。」とした記事がある。
- 13 躾峽：不詳。
- 14 江陵：現在の湖北省江陵縣。
- 15 寺主愛公：不詳。
- 16 儀像：用例未見。手本となるべき像をいか。
- 17 經云：未見。
- 18 鎔斲：鎔は金をとかすこと、斲は木を研り削ること。慧皎『高僧傳』卷第七・義解四釋道溫傳（大正五〇・三七二b）に「迺創思鎔斲。栖寫神華。摸造普賢來儀盛像。」とある。
- 19 圖續：繪を描くこと。
- 20 景揩：用例未見。
- 21 沈石浮深：吳松江（太湖の支流）、滬瀆口（松江の下流）に石像が浮いた故事をさす。『高僧傳』卷第十三・興福第八慧達傳（大正五〇・四〇九b）に「後東遊吳縣禮拜石像以像於西。將未建興元年癸酉之歲。浮在吳松江滬瀆口。漁人疑爲海神。延巫祝以迎之。」とある。閩は現在の福建省一帶を、吳は現在の江蘇省一帶を指していうが、廣く南方をいう。『法苑珠林』卷十二参照。
- 22 塵金瀉液：彭城（現在の江蘇省沛縣）の宋王寺にあつた丈八の金像が汗を流したことを指す。像は宋徐州（江蘇省銅山縣）刺史王仲德によつて造られ、兵亂や胎僧があれば汗を流し、その多少によつて禍の大小を知ることができたといふ。慧皎『高僧傳』卷第十三興福第八・釋法悅十四に「悅嘗聞彭城宋王寺有丈八金像乃宋車騎徐州刺史王仲德所造。光相之工江左稱最。州境或應有災祟。及僧尼橫延霧戾。像則流汗。汗之多少則禍患之

濃淡也。」とある。また道宣『集神州三寶感通錄』卷中にも引く。

23 餘銓：用例未見。残りの撰述を言うか。

『法苑珠林』卷第十四 敬佛篇第六 齊揚都觀音金像緣

道宣『集神州三寶感通錄』卷中（大正五二・四一九a）

【資料】

（長谷川 慎）

『法苑珠林』卷第十八 敬法篇 感應緣

丁承

【釋文】

晉濟陰丁承、字德眞。建安中爲凝陰令。<sup>\*</sup>時北界居民婦、詣外井汲水、有胡人長鼻深目。左過井上、從婦乞飲。飲訖忽然不見。婦則腹痛、遂加轉劇啼呼。有頃、卒然起坐、胡語指麾。邑中有數十家、悉共觀視。婦呼索紙筆來、欲作書。得筆便作胡書。橫行、或如乙、或如巳。滿五紙、投著地、教人讀此書、邑中無能讀者。有一小兒十餘歲。<sup>\*</sup>婦卽指此小兒、能讀。小兒得書、便胡語讀之。觀者驚愕、不知何謂。婦教小兒起舞。<sup>\*</sup>小兒卽起翹足、以手拊相和。須臾各休。卽以白德眞。德眞召見婦及兒問之、當時忽忽、不自覺知。德眞欲驗其事、卽遣吏齎書、詣許下寺、以示舊胡。胡大驚言、佛經中聞亡失。道遠憂不能得。雖口誦、不具足。此乃本書。遂留寫之。

## 【校異】

眞・慎（三・宮・磧・四・寬）以下も同じ。  
北・此（磧）  
婦・婦人（三・宮・磧・四・寬）

舞・儻（磧・四・寬）  
抃・弄（三・宮・磧・四・寬）  
之・之云（三・宮・磧・四・寬）

## 【訓讀】

<sup>1</sup> 晉の濟陰丁承<sup>2</sup>、字は徳眞。建安中<sup>3</sup>に凝陰令と爲る。時に北界の居民の婦は、外井に詣りて水を汲むに、胡人の長鼻深目なる有り。井上に左過して、婦に從いて飲むことを乞う。飲み訖りて忽然として見えず。婦則ち腹痛して、遂に轉劇を加えて啼呼す。頃く有りて、卒然として起坐し、胡語もて指麾す。邑中に數十家有り、悉く共に觀視す。婦呼びて紙筆を索め來らしめ、書を作さんと欲す。筆を得て便ち胡書を作す。横行にして、或いは乙の如く、或いは己の如し。五紙に滿ちて、地に投著し、人をして此の書を讀ましむれども、邑中に能く讀む者無し。一小兒の十餘歳なる有り。婦即ち此の小兒を指して、能く讀まんといふ。小兒書を得るや、便ち胡語もて之を讀む。觀る者驚愕して、何の謂なるかを知らず。婦小兒をして起舞せしむ。小兒即ち起ちて足を翹げて、手を以て抃ち相和す。須臾にして各おの休む。即ち以て徳眞に白す。徳眞婦及び兒を召し見えて之に問う、「當時忽忽として、自から覺知せず」と。徳眞其の事を驗せんとするを欲し、即ち吏をして書を齎し、許下の寺に詣り、以て舊胡に示さしむ。胡大いに驚いて言く、「佛經の中間亡失す。道遠くして得ること能わざるを憂う。口誦すと雖も、具足せず。此れ乃ち本書なり」と。遂に留めて之を寫す。

## 【語釋】

1 晉：『出三藏記集』及び『開元釋教錄』は「昔漢建安末」となつており、「晉」ではなく「漢」に作つてゐる。後出の「建安

中」と考え合わせれば「漢」に改めるべきところであるが、諸版本に異同がないため底本のままとする。

2 濟陰丁承：濟陰は郡名で山東省定陶縣の西北にある。丁承については傳なし。

3 建安中：一九六（二二〇年）。後漢末、曹操が獻帝（一八〇）二三四五年。在位一八九（二二〇年）を洛陽から迎えて河南・潁川郡の許（河南省許昌市）に遷都したときの年號。魯迅は『古小説鉤沈』において「案晉紀元無建安。疑當作建元也」として、建安は晉の建元（三四三～三四四）の誤りであろうとしているが、『出三藏記集』及び『開元釋教錄』の記述により底本のままとする。

4 濟陰：地名と考えられるが正史その他の諸本にも見えない。『嘉村誠』において「案晉紀元無建安。疑當作建元也」として、建安は晉の建元（三四三～三四四）の誤りであろうとしているが、『出三藏記集』及び『開元釋教錄』の記述により底本のままとする。

### 【資料】

#### ・同話・

『出三藏記集』卷第五・新集安公注經及雜經志錄第四・僧法尼所誦出經入疑錄（大正五五・四〇b）  
『開元釋教錄』卷第十八（大正五五・六七四c）

（嘉村誠）

### 【釋文】

晉周閔 周嵩婦胡母氏

晉周閔、汝南人也。晉護軍將軍、世奉法。蘇峻之亂、都邑人士、皆東西滅遷。閔家有大品一部。以半幅八丈素、反覆書之。又有餘經數囊、大品亦雜在其中。旣當避難、單行不能得盡持去。尤惜大品、不知在何囊中。倉卒應去、不展尋搜、裴回嘆咤。不覺大品忽自外。閔驚喜持去。周氏遂世寶之、今云尚在。

一說云、周嵩婦胡母氏、有素書大品、素廣五寸、而大品一部盡在焉。又并有舍利、銀釧貯之、竝藏于深篋。永嘉之亂、胡母將避兵南奔、經及舍利、自出篋外、因取懷之、以渡江東。又嘗遇火、不暇取經。及屋盡火滅、得之於灰燼之下、儼然如故。會稽王道子就嵩。曾雲求以供養。後嘗題在新渚寺、劉敬叔云、曾親見此經、字如麻大、巧密分明。新渚寺今天

安是也。此經蓋得道僧釋慧則所寫也。或云、嘗在簡靖寺、靖首尼讀誦之。

### 【校異】

世・家世 (三・磧・四・寬)  
滅・波 (三・磧・四・寬)  
囊・臺 (三・宮・磧・四・寬)  
裴回・徘徊 (三・宮・磧・四・寬)

嘆・歎 (磧・四・寬)  
于・干 (元)  
雲・云 (三・宮・磧・四・寬)  
讀誦之・讀 (三・宮・磧・四・寬)

### 【訓讀】

晉の周閔、汝南<sup>2</sup>の人なり。晉の護軍將軍<sup>3</sup>にして、世よ法を奉ず。蘇峻の亂に、都邑の人士、皆な東西に滅遷す。<sup>4</sup>閔家に大品一部有り。半幅八丈の素を以つて、反覆して之を書す。又餘經數囊有り、大品亦た雜じりて其の中に在り。既に難を避くるに当たり、單行するに盡くは持ち去るを得る能わず。尤も大品を惜しむも、何れの囊中には在るかを知らず。倉卒にして應に去るべきときなれば、尋搜を展べず、裴回嘆咤す。覺えず大品忽ち自ら外に出づ。閔驚喜して持ち去る。周氏遂に世よ之を寶となし、今尙お在りと云う。

一説に云わく、周嵩<sup>7</sup>の婦胡母氏に、素書の大品あり、素の廣さ五寸にして、大品一部盡く在り。又た并わせて舍利あり、銀器に之を貯し、竝びに深篋に藏づる。永嘉の亂<sup>9</sup>に、胡母將に兵を避けて南奔せんとするに、經及び舍利、自ら篋外に出で、因つて之を懷に取り、以つて江東に渡る。又た嘗て火に遇い、經を取る暇せず。屋盡き火滅するに及び、之を灰燼の下に得、儼然として故の如し。會稽王道子<sup>10</sup>嵩に就く。曾ち雲<sup>11</sup>に求めて以つて供養す。後嘗て頃く新渚寺に在り、劉敬叔<sup>13</sup>云く、「曾て親ら此の經を見るに、字は麻大の如く、巧密分明たり。」と。新渚寺は今の天安<sup>14</sup>是れなり。此の經蓋し得道僧釋慧則の寫す所なり。或いは云く、「嘗て簡靖寺に在り、靖首尼之を讀誦す。」と。

## 【語釋】

- 1 周閔：東晉の人。周顓の子。字は騫。おくりなは烈。『晉書』
- 2 汝南：今の河南省汝南縣。
- 3 護軍將軍：官名。秦の時、護軍都尉を置き、漢はこれを承置し、大司馬に屬した。魏に至り、護軍將軍を置き、晉はこれにしたがう。
- 4 『通典』卷三十四 動官「建安十二年、改護軍爲中護軍、領軍爲中領軍。魏初因置護軍將軍、主武官選、隸領軍。晉世則不隸矣。歷代史籍皆云護軍將軍主武官選、則領軍無主選之文。」
- 5 蘇峻の亂：蘇峻は東晉の逆臣。王敦の亂鎮定に功をたて、使持節冠軍將軍、歷陽内史などになつた。威望が高くなるにつれて朝廷をあなどるようになり、明帝の沒後、大司農や散騎常侍となつたが、執政庾亮が彼を退けんとする意圖があるとしり、安徽で舉兵した。都の建康をおとしいれて殺戮、略奪を行い、官庫の金銀、布帛を使い果たした。荊州刺史陶侃や徐州刺史郗鑒らの義軍の攻撃を受けて殺害された。
- 6 『滅遷』逃れて移轉したという意か。
- 7 周嵩：晉の人。周顓の弟。字は仲智。官は御史中丞。王敦が顓を殺し、人をして嵩に弔せしめた時、嵩はこれを拒んだので敦に憎まれ、後殺される。『晉書』卷六十一に傳あり。
- 8 胡母氏：傳未詳。
- 9 『永嘉の亂』：西晉の永嘉年間（三〇七～三一三）の動亂。八王の亂を機に、周邊異民族が盛んに活動をはじめた。中でも匈奴は劉氏を稱し、この亂を契機に蜂起し、族長劉淵が五胡（匈奴、鮮卑、羯、氐、羌）を統一して漢國をたて、その子劉曜が洛陽を占領した。これにより晉は南に逃れ、丞相司馬睿が皇帝（東晉元帝）となる。後、司馬睿の即位後の晉を東晉と呼び、それ以前を西晉と區別する。
- 10 會稽王道子：司馬道子。（三六四～四〇一）。東晉簡文帝の第五子。琅邪王、會稽王に封ぜられる。『晉書』卷六十四に傳あり。
- 11 曾ち雲ん：『太平廣記』卷百十三の周閔傳は、「會稽王道子就嵩曾孫雲…」となつており、これによれば、周嵩の曾孫である周雲という人物がいたとも推察できるが、斷定はできない。
- 12 新渚寺：新亭精舍のことか。語釋十四参照。
- 13 劉敬叔：宋の人。神怪な出來事を記した『異苑』十巻を著す。
- 14 『竺法護譯の『光讚般若經』十巻や、無羅叉、竺叔蘭共譯の『放光般若經』二十巻がある。

『高僧傳』卷四 竺法義傳「義弟子曇爽、於墓所立寺、因名新亭精舍。後宋孝武、南下伐凶、鑿壩至止式宮此寺。及登禪復幸禪堂。因爲開拓、改曰中興。故元嘉末童謠云、錢唐出天子。乃禪堂之謂。故中興禪房、猶有龍飛殿焉。今之天安是也。」（大正五〇・三五〇c）

『高僧傳』卷七 道溫傳「故上王盛士、剋表大明之朝、勸發妙身、躬見龍飛之室。適若因陛下、慧燭海隅、明華日月。故以慧明爲人名。繼天興祚、式垂無疆。故以天安爲寺稱。神基彌遠、道政方發、九服咸太萬寓齊悅。謹列言屬縣、以顯天休。縣卽言郡。時京兆尹孔靈符、以事表聞、詔仍改禪房、爲天安寺。」（大正五〇・三七二c）

15 釋慧則・安慧則。晉の僧。永嘉中に疫病がはやり、慧則は晝夜祈禱した。後、洛陽の大市寺に留まって、「大品」十餘本を書

【資料】

・同話・

『太平廣記』卷百十三 周閔

（大角紘一）

【釋文】

晉周璣

いた。「高僧傳」卷十（大正五〇・三八九b）に安慧則傳があり、また、「法苑珠林」卷九十五（大正五三・九八八a）にも彼についての記述がある。なお、「續高僧傳」卷十六にも釋慧則という人物があるが、別人。

16 簡靖寺：未詳。『冥祥記研究』の注釋に晉孝武帝太元十（三八五）年に、會稽王道子が建てた簡靜寺を擧げている。關連されるであろう記述が、「比丘尼傳」卷一、妙音尼傳（大正五〇・九三六c）にある。

「妙音、夫詳何許人也。幼而志道、居處京華。博學內外、善爲文章。晉孝武皇帝太傅會稽王道孟顥等、竝相敬信。每與帝及太傅中朝學士、談論屬文、雅有才致、藉甚有聲。太傅以太元十年、爲立簡靜寺、以音爲寺主。」

晉周璫者、會稽剡人也。家世奉法。璫年十六、便菜食持齋、諷誦成具、及須轉經。正月長齋竟、延僧設八關齋。至鄉市寺、請其師竺佛密、及支法階。竺佛密令持小品、齋日轉讀。至日三僧赴齋、忘持小品。至中食畢、欲讀經方憶、意甚惆悵。璫家在阪怡村、去寺三十里、無人遣取。至入定燒香訖。舉家恨不得經。密益踴躍。有頃聞有叩門者、言送小品。璫愕然心喜開門、見一年少著單僧行衣。先所不識、又非人時。疑其神異、便長跪受經、要使前坐。年少不進、斯夜當來聽經。比道人出、忽不復見。香氣徧一宅中。旣而視之、乃是密經也。道俗驚喜。密經先在廚中、緘鑰甚謹。還視其鑰、儼然如故。於是村中十餘家、咸皆奉佛、益敬愛璫。璫遂出家。字曇疑。諷誦衆經、至二十萬言云。<sup>\*</sup>

## 【校異】

須・頃 (三・宮・磧・四・寬)  
設・設受 (三・磧・四・寬)  
佛・僧 (三・宮・磧・四・寬)  
日・曰 (磧)  
阪・坂 (四・寬) 板 (磧)  
挾衣・峽衣 (大正) 衣峽 (三・宮・四・寬) 衣挾 (磧)  
人時・人行時 (三・磧・四・寬)  
斯・期 (三・宮・磧・四・寬)  
香・白 (磧)  
徧・遍 (大正・磧・四・寬)  
鑰・籥 (宋・元・宮・磧)  
云・口 (三・宮・磧・四・寬)

## 【訓讀】

晉の周璫は、會稽剡の人なり。家は世よ法を奉ず。璫年十六にして、便ち菜食して齋を持し、成具を諷誦し、頃に及び經を轉ず。正月の長齋の竟りに、僧を延し八關齋を設く。鄉市寺に至り、其の師竺佛密、及び支法階<sup>8</sup>に請う。竺佛密に小品を持し、齋日に轉讀せしむ。日至りて三僧齋に赴くに、小品を持すを忘る。中食畢るに至り、經を讀まんと欲し方に憶い、意は甚だ惆悵なり。璫家は阪怡村に在り、寺を去ること三十里、人の取らしむる無し。入定に至りて燒香し

訖る。家を擧て經を得ざるを恨む。密益ます跋踏す。頃有りて門を叩く者有るを聞く、「小品を送る」と言う。瑞愕然として心喜び門を開くに、一年少の單快衣を著るを見る。先に識らざる所、また人時に非ず。其の神異なるを疑い、便ち長跪して經を受け、前めて坐せしめんと要す。年少進まず、斯夜當に來たりて經を聽く。道人出る比、忽として復見ず。香氣一宅中に徧し。既にして之を視るに、乃ち密の經なり。道俗驚喜す。密の經先に廚中に在り、緘鑰すること甚だ謹めり。還りて其の鑰を視るに、儼然として故の如し。是に於いて村中の十餘家、咸皆佛を奉じ、益ます瑞を敬愛す。瑞遂に出家す。字は曇疑。衆經を諷誦するに、二十萬言に至ると云う。

## 【語釋】

- 1 晉周瑞：列傳なし。曇疑では『名僧傳抄』の目録に「名僧傳」
- 2 第二十三（感通苦節第三）晉剡支曇疑」とみえるのみ。
- 3 會稽剡：江蘇省嵊縣
- 4 齋：布薩の譯。祭祀を行う前に飲食や行動を謹んで、心身を清めること。
- 5 成具：『成具光明定意經』のこと。一卷。後漢の支曜の譯。成具光明經・成具光三昧經・成具光明三昧經ともいい、佛長者子善明に對して成具光明三昧の實現と學法とを明すもの。
- 6 頃：底本では「須」に作るが諸本により「頃」に改める。
- 7 鄉市寺：剡縣にあつた寺であろうが、未詳。
- 8 竺佛密（竺僧密）・支法階：いずれも未詳。「至日三僧赴齋」とあるので高麗藏・大正藏以外では、竺僧密・支法階・竺佛密の三名の僧として解釋しているようである。しかしこのあと「密〇〇」という書き方をしているので、竺佛密か竺僧密のどちらのことを指しているのかわからぬ。「竺佛密と支法階」の二人の僧だと考えると「至日三僧赴齋」ではおかしい。『太平廣記』ではこの部分を「三日僧赴齋」としている。
- 9 小品：小品般若波羅蜜經のこと。正しくは摩訶般若波羅蜜經

というが、同名の大品般若經と區別するために小品般若經と呼ばれる。

10 阪怡村…未詳

單挾（峠）衣…未詳。挾で解釋すると「ひとえのこころよい

と解釋することができる。また峠では「ひとえの絹の被り物と衣」と解釋することができる。單衣峠だと「一重の衣と絹の被り物」と解釋できるが、單衣挾だと、意味が通じない。

【資料】

・同文の同話・  
『太平廣記』 卷一百一十 報應九

晉謝敷

【釋文】

晉謝敷、字慶緒、會稽山陰人也。鎮軍將軍轄之兄子也。少有高操、隱于東山。篤信大法、精勤不倦。<sup>\*</sup>手寫首楞嚴經、當在都白馬寺中、寺爲災所延、什物餘經、竝成煨燼。而此經正燒紙頭界外而已。文字悉存、無所毀失。敷死時、友人疑其得道。及聞此經、彌復驚異。

至元嘉八年、河東蒲阪城中大火灾。火自河飛至、不可救滅。<sup>\*</sup>虜成民居、無不盡盡。唯精舍塔寺、竝得不焚。里中小屋有經像者、亦多不燒。或屋雖焚毀、而於煨燼之下、時得全經、紙素如故。一城歎異、相率敬信。

【校異】

勸…倦（三・宮・磧・四・寬）

災…火灾（三・磧・四・寬）

（一澤美帆）

正・止（三・當・磧・四・寬）  
河・隔河（三・磧・四・寬）  
虜・處（三・當・磧・四・寬）

盪・蕩（三・當・磧・四・寬）  
下・中（三・當・磧・四・寬）

## 【訓讀】

晉の謝敷、字は慶緒、會稽山陰の人なり。鎮軍將軍轄<sup>3</sup>の兄子なり。少くして高操有り、東山に隠る。大法を篤信し、精勤して勵まず。手ら首楞嚴經を寫し、都の白馬寺中に在るに當りて、寺災の延ぶる所と爲り、什物餘經、竝びに煨燼と成る。而れども此の經正に紙頭の界外を焼くのみ。文字悉く存し、毀失する所無し。數の死時、友人其の得道を疑い、此の經を聞くに及びて、彌<sup>4</sup>いよ復た驚異す。

元嘉八年(四三二)に至り、河東の蒲阪<sup>5</sup>の城中大いに災火あり。火河より飛びて至り、救滅すべからず。虜戍民居、盪<sup>6</sup>せざる無し。唯だ精舍塔寺のみ、竝びに焚けざるを得。里中の小屋の經像有るもの、亦た多く焼けず。或いは屋焚毀すると雖も、而れども煨燼の下において、時に全經を得、紙素故の如し。一城歎異して、相率いて敬信す。

## 【語釋】

1 謝敷：字は慶緒、會稽の人。性は澄清寡欲で、佛教を崇信して長齋供養を以て業としており、太平山に入ること一〇餘年に及んだ。東晉孝武帝践祚の時、鎮軍の都督が主簿に推し、或いは博士に徵しようとしたが、何れにもおもむかなかつたという。

『世說新語』下巻上 楠逸篇劉孝標注引く檀道鸞『續晉陽秋』、『晉書』卷九四 隱逸傳。

また、傅亮『光世音應驗記』、陸杲『繫觀世音應驗記』の序文に

よると、謝敷の撰に「光世音應驗記一卷十餘事」があり、おそらく觀世音の應驗を記録した最も早い人物であると思われる。

2 會稽山陰：浙江省紹興市のあるあたり。

3 鎮軍將軍轄：謝轄。その名は史書に散見するが、何れも断片的で詳しいことはわからぬ。會稽の謝氏で會稽内史、山陰令を歴任し、優れた功績をあげたことによつて衛軍參軍、本國郎中令に遷り、更に寧朔將軍となつた。孫恩の叔父孫泰が反亂を

企てた時には、當時會稽内史だった謝轄がその謀略をあばいている。ただ、鎮軍將軍になつたことを示す記録はない。鎮軍將軍は武散官で、曹魏の時初めて置かれ晉もこれに因つてゐる。

『宋書』卷六四

裴松之傳、同書卷一〇〇

孫恩傳、『南史』卷三三

裴

書』卷四四 桓沖傳、同書卷一〇〇 孫恩傳、『南史』卷三三 裴

松之傳。

4 東山：浙江省上虞縣西南四十五里にある山のことか。謝安が出仕する以前に隠居したところ。或いは、『世說新語』下巻上棲逸篇劉孝標注引く檀道鸞『續晉陽秋』、『晉書』の謝敷傳には「太平山」とあることから、太平山の可能性もある。太平山は浙江省紹興市東南にある山。

5 首楞嚴經：佛が堅意菩薩らに對して大乗の禪定たる首楞嚴三昧を説明する内容で、インドで廣く流布し、一八五年に支那迦譯によつて譯出されて以來、しばしば漢譯された。現存するものには、姚秦鳩摩羅什譯『首楞嚴經三昧經』二巻、唐般刺蜜帝『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』一〇巻があるが、後者は偽經とされている。

『出三藏記集』によれば、卷七に記載される支敏度の「合首楞

嚴經記」の注に「三經謝敷合注共四卷」とあって、「三經」つまり、支婁迦譯、支法護、竺叔蘭がそれぞれ譯出した首楞嚴經に謝敷が合注を施し、併せて四巻としていることが見え、謝敷と首楞嚴經との關係が窺われる。

6

白馬寺：未詳。建康にあつたと思われる寺。晉の支道林がここに居し、馮懷、劉系之と莊子逍遙遊篇を談した。

7

河東蒲阪：山西省永濟縣のあたり。

8

虜戍：ここでは北魏の守備兵の陣屋のことを指すと考えられる。

9

紙素：經典を書寫するのに使用する紙あるいは白絹を指すものと思われるが、『冥祥記』成立前後の用例は見當たらない。

道宣撰『四分律刪繁補闕行事鈔』卷下之四

「若乖法雜亂失於聖制者、名滅佛法。各住自分互相資成、是住持之士。俗人以金石土木牙角布帛而作佛像、道人修五分法身、學三佛行名爲造像（謂俗以事作道由法造）。俗以紙素竹帛筆墨抄寫以爲經卷、道以聞思修懸爲造法也。俗以草木牆宇而用造寺、道以菩提涅槃智惠宮殿萬行所住大乘之宅爲寺。」（大正四〇・一四七c）

（藤井政彦）

宋釋慧嚴

【釋文】

宋釋慧嚴、京師東安寺僧也。理思諧暢<sup>\*</sup>、見器道俗。嘗嫌大涅槃經文字繁多、遂加刊削、就成數卷、寫兩三通、以示同好。因寢寤之際、忽見一人。身長二丈餘、形氣偉壯、謂之曰、涅槃尊經、衆藏之宗、何得以君壞思輕加斟酌。嚴悵然不釋、猶以發意苟覓多知。明夕將臥、復見昨人。甚有怒色、謂曰、過而知改、是謂非過。昨故相告、猶不已乎。此經既無行理、且君禍亦將及。嚴驚覺失厝<sup>\*</sup>、未及申旦、便馳信求還、悉燒除之。塵外精舍釋道儀具所諳聞也。

【校異】

諧：該（三・宮・磧・四・寬）

君：居（宮）

厝：措（三・宮・磧・四・寬）

所諳聞：所諳聞也（三・宮・磧・四・寬）

【訓讀】

宋の釋慧嚴<sup>1</sup>は、京師東安寺<sup>2</sup>の僧なり。理思<sup>3</sup>は該暢<sup>4</sup>にして、道俗に器とせらる。嘗て大涅槃經の文字繁多なるを嫌い、遂に刊削を加え、就きて數卷を成し、兩三通を寫し、以て同好に示す。因りて寢寤の際に、忽ち一人を見る。身長二丈餘、形氣偉壯にして、之に謂いて曰く、「涅槃の尊經は、衆藏の宗なるに、何ぞ君の壞思<sup>5</sup>を以て輕々しく斟酌を加うるを得んや。」と。嚴悵然として釋かざれども、猶お以て意を發し、苟くも多知を覓む。明夕將に臥せんとするに、復た昨の人を見る。甚だ怒色有り、謂いて曰く、「過ちて改むるを知るは、是れ過に非ずと謂う。昨故に相告ぐれども、猶お

已<sup>11</sup>まざるか。此の經既に行理無し、且つ君の禍も亦た將に及ばんとす。」と。嚴驚き覺めて措くところを失<sup>12</sup>い、未だ旦に申るに及ばざるに、便ち信を馳せ還さんことを求め、悉く燒きて之を除く。塵外精舍釋道儀の具に詣聞する所なり。

## 【語釋】

1 慧嚴：①梁・沈約撰『宋書』卷九七「夷蠻」天竺迦毘黎國傳

又有慧嚴、慧議道人、竝住東安寺、學行精整、爲道俗所推。時

闕場寺多禪僧、京師爲之語曰、「闕場禪師窟、東安談義林。」

②梁・釋慧皎撰『高僧傳』卷七（義解四）「宋京師東安寺釋慧嚴」

（大正五〇・三六七b）

釋慧嚴、姓范、豫州人。年十二爲諸生、博曉詩書、十六出家、

又精錄佛理。迄甫立年、學洞群籍、風聲四遠、化治殊邦。聞什

公在關、復從受學、訪正音義、多所異聞。後還京師、止東安寺。

宋高祖素所知重。（中略）大涅槃經初至宋土、文言致善、而品數

疎簡、初學難以措懷。嚴迺共慧觀、謝靈運等依泥洹本加之品目。

文有過質、頗亦治改、始有數本流行。嚴迺夢見一人、形狀極偉、

厲聲謂嚴曰、「涅槃尊經、何以輕加斟酌。」嚴覺已惕然、迺更集

僧、欲收前本。時識者咸云、「此蓋欲誠厲後人耳、若必不應者、

何容即時方夢。」嚴以爲然。頃之、又夢神人告曰、「君以弘經之

力、必當見佛也。」嚴以宋元嘉二十年卒于東安寺、春秋八十有一矣。（後略）

③任繼愈主編『定本中國佛教史II』（柏書房、一九九四）第二

章第五節鳩摩羅什との譯經（鳩摩羅什の主要な弟子）

慧嚴（三六二～四四三）、俗姓は范、豫州の人。十二歳にして

儒學を學び、博く詩書を讀む。十六歳で出家して、佛教教理を詳しく述べて研究し、關中に入ってからは鳩摩羅什の弟子となる。のちに建康にいたり、東安寺に住んでいたが、劉祐（裕？）が長安を西伐するとき（四一六年）行動を共にするよう求められた。宋の文帝は即位すると、彼にさらなる敬意を表し、つねに

佛法について質問した。北涼の曇無讖譯の『大涅槃經』四十卷は、宋にいたると慧嚴、慧觀、謝靈運が整理して三十六卷に改編し、『南本涅槃經』と稱された。（注一一三：『高僧傳』卷七「大五〇・三六七中・三六八中」）※「三六三」の誤り。

2 東安寺：①の①②を參照。

3 理思：思辨。「敷說架乎當時、理思冠乎中世。」（齊・慧琳「新安寺釋玄運法師誄」「廣弘明集」卷二三）（大正五二・二六・八a）

4 談暢：綿密で流暢なこと。※〔諸暢〕調和がとれ流暢なさま。「彥回援琴奏別鵠之曲、宮商既調、風神諸暢」（『南史』卷二八褚裕之傳附褚彥回傳）なお底本は「諸暢」に作るが、いま諸

本により訂す。

5 形氣：形體と氣質。「雖然、形氣異也、性鈞已。無相易已。」（『列子』湯問篇）→姿形と氣配。

6 偉壯：大きくて力強い。「兄弟形皆偉壯、唯勤祖夫偃、長不滿

- 七尺。」（『後漢書』卷二六馮勤傳）
- 7 涅槃經：1 の②③を参照。※隋の費長房撰『歴代三寶紀』卷十に「沙門釋慧嚴一部 三十六卷經」（大正四九・八九a）とあり、1 の②と類似した記事を載せる。
- 8 瑞思：小さなつまらぬ考え。※瑞は瑣に同じ。瑞語（つまらない語・文心・諸子）
- 9 多知：多識に同じ。博學の意。
- 10 過而知改、是謂非過：「子曰、過而不改、是謂過矣」（『論語』衛靈公篇）
- 11 行理：理論を實践すること。あるいは實踐すべき理論。「能服日新、此謂行理。」（『管子』正第篇）
- 12 失措：狼狽する。「既而亮入、魏客神色失措。」（『蜀志』諸葛亮傳）
- 13 申旦：夜明けになる。申は至るの意。「申旦以舒中情兮、志沈蕪而莫達」（『楚辭』九章・思美人）
- 14 廉外精舍：寺名か？不詳。
- 15 道微：『高僧傳』卷十一（明律五）「宋彭城郡釋道微」（大正五〇・四〇一b）の釋道微のことか？「釋道微、雍立小黃人。少有戒行。善於毘尼、精研四部、融會衆家。又以律部東傳、梵漢異音、文頗左右、恐後人諸訪無所、乃會其旨歸、名曰決正四部毘尼論。後於彭城、弘通律藏、遂卒於彼、春秋七十有五。」
- 16 諸聞：うわさを聞いて知っていること。
- 【資料】
- ・ 同話・
  - ・ 『釋門自鏡錄』卷上「宋京師東安寺釋慧嚴神誠事」（大正五一・八〇五c）
  - ・ 參考資料・
  - 『高僧傳』卷第七（義解四）「宋京師東安寺釋慧嚴」（大正五〇・三六七b）
- （今場正美）
- 亮傳裴松之引『蜀記』）なお底本は「失厝」を作るが、いま諸本により訂す。

『法苑珠林』卷十九 敬僧篇第八 感應緣

晉廬山七嶺

【釋文】

晉廬山七嶺、同會於東、共成峰崿。其崖窮絕、莫有升者。晉太元中、豫章太守范甯將起學館、遣人伐材。其山見人、著沙門服、凌虛直上。既至則迴、身踞其峰良久、乃與雲氣俱滅。時有採藥數人、皆共瞻覩。當時能文之士、咸爲之興。  
沙門釋曇諦廬山賦曰、應真凌雲以踞峯、杪翳景而入冥者也。

【校異】

升・昇 (會・四・磧・寬)

杪・眇 (三・會・四・磧・寬)

【訓讀】

晉の廬山の七嶺は、同に東に會して、共に峰崿を成す。其の崖は窮絶にして、升る者有る莫し。晉の太元中、豫章太守の范甯將に學館を起こさんとし、人を遣わして材を伐らしむ。其の山に人を見るに、沙門の服を著て、虛を凌ぎて直ちに上る。既に至りて則ち廻り、身を其の峰に踞すること良久しくして、乃わち雲氣と俱に滅す。時に藥を採る數人有りて、皆な共に瞻覩す。當時の文を能くするの士、咸なこれが爲に興す。沙門釋曇諦の『廬山賦』に曰く、「應真は雲を

凌ぎて以て峯に踞し、杪として景を翳いて冥に入る」とある者なり。<sup>6</sup>

## 【語釋】

- 1 庐山：江西省北部、九江市の南に位置する山。景勝地として名高い。古くは『史記』「河渠書」に記載が見え、早い時代から知られていた。東晉の、道安の弟子の慧永（または後趙の竺曇）が西林寺を開き、次いで慧遠が太元九年（三八四）頃に東林寺を創建した。以後、江南佛教の中心地として榮える。地理などを詳述した物としては宋・陳舜俞に『廬山記』三卷（また五巻）がある。また慧遠に『廬山略記』があり、『廬山記』三巻の末尾に付載されている。
- 2 范甯：三三九～四〇一。晉の居士。字は武子。南陽順陽（現在の河南）の人、中書侍郎、豫章太守を歴任。著に『春秋穀梁傳集解』がある。『晉書』卷七十五に父・范汪の付傳として傳が收められているが、ここで述べられている逸話は見えない。
- 3 釋曇諭：支曇諭。晉の僧。康居の出身。義熙七年（四一）卒。『隋書』「經籍志」には「『支曇諭集』六巻」とある。『高僧傳』卷七に傳があるが（大正五〇・三七〇），ここでは宋の元嘉末に卒したと見える。しかし『支曇諭誄』を撰した丘道護が晉の人であること、および『隋書』「經籍志」が支曇諭を慧遠、僧肇の前に置いていることから、この記述は當たらない。陳垣は『釋氏疑年錄』卷一において、二人の僧の傳が合一したので
- 4 庐山賦：支曇諭の作として『藝文類聚』卷七（「廬山」）および『全晉文』卷一百六十五に收められている。いま前者より全文を引く。
 

昔哉壯麗，峻極氤氳。包靈奇以藏器，蘊絕峰乎青雲。景澄則巖岫開鏡，風生則芳林流芬。嶺奇故神明鱗萃，路絕故人跡自分。嚴清升山於玄崖，世高垂化於鄭亭。應真陵雲以踞峰，眇忽翳景而入冥。咸豫聞其清塵，妙無得之稱名也。若其南面巍崛，北背婦帶。懸溜分流以飛湍，七嶺重巒而疊勢。映以竹柏，蔚以樞松。縈以三湖，帶以九江。嗟四物之蕭森，爽獨秀於玄冬。美二流之潺湲，津百川之所衝。峭門百尋，峻闕千仞。香爐吐雲以像煙，甘泉涌雷而先潤。
- 5 應真：阿羅漢の舊譯。小乘の、悟りを極めた位の名。應に人の供養を受けるべき眞人の意。
- 6 「應真凌雲以踞峯，杪翳景而入冥」：ここで引かれる箇所は『藝文類聚』および『全晉文』所收の「廬山賦」では「應真凌雲以踞峯，眇忽翳景而入冥」に作つており、『法苑珠林』の引用では「忽」字を脱していることが分かる。

晉沙門竺僧朗

【釋文】

晉沙門竺僧朗者、戒行明嚴、華戎敬異。嘗與數人俱受法請。行至中途、忽告同輩曰、君等留寺衣物、似有竊者。同侶<sup>\*</sup>卽反、果乃盜焉。

晉太元中、於奉高縣金輿山谷、起立塔寺、造製形像。<sup>\*</sup>苻堅之末、降斥道人、唯敬朗一衆、不敢毀焉、于時道俗信奉。每有來者、人數多少、未至一日、輒已<sup>\*</sup>送知、使弟子爲具。必如言果到。

其谷舊多虎、常爲暴害、立寺之後、皆如家畜。<sup>\*</sup>鮮卑慕容德、以二縣粗調、充其朝中。至今號其谷爲朗公谷<sup>\*</sup>云。

【校異】

竺：釋（三・宮・四・磧・寬）  
侶：旅（三・宮・四・磧・寬）  
反：返（三・宮・四・磧・寬）  
乃：及（三・宮・四・磧・寬）  
苻：符（三・宮・四・磧・寬）  
送：逆（三・宮・四・磧・寬）  
鮮：解（明）※ただし四部叢刊本（嘉興藏）は「鮮」  
粗：租（三・四・磧・寬）祖（宮）  
調：課（三・宮・明・四・磧・寬）  
云：也（三・宮・四・磧・寬）

【訓讀】

晉の沙門竺僧朗なる者は、戒行明嚴にして、華戎敬異す。嘗て數人と俱に法の請を受く。中途に行き至りて、忽ち同輩に告げて曰く、「君等の寺に留めし衣物、竊む者有るが似し。」と。同じ侶卽ち反れば、果たして乃ち盜まれり。

晉の太元中(三七六～三九六)<sup>2</sup>に、奉高縣の金輿山谷に、塔寺を起立し、形像を造製す。苻堅の末に、道人を排斥すれども、唯だ朗の一衆を敬い、敢ては毀らざれば、時に道俗信奉す。來たる者有る毎に、人數の多少、未だ至らざるの一日、輒ち已に逆じめ知りて、弟子をして具えを爲さしむ。必ず言の如く果たして到る。<sup>4</sup>

其の谷は舊より虎多く、常に暴害を爲せども、立寺の後、皆な家畜の如し。鮮卑の慕容德は、二縣の粗調を以て、其の朝中に充つ。今に至るも其の谷を號して朗公谷と爲すと云う。

## 【語釋】

1 竜僧朗：京兆（陝西省西安市）の人。『集神州三寶感通錄』卷中によれば、本姓は李氏。少くして佛圖澄に師事し、のち太山（泰山）に移り、金輿谷に精舍を立てた。苻堅、慕容垂、慕容德、姚興等から重んぜられた。

一名、釋僧朗。宮川尙志氏は「晉の太山、竺僧朗の事蹟」（『東洋史研究』三卷三、東洋史研究會、一九三八）において『水經注』卷八「濟水」の記事を引用して竺佛圖澄に師事したことを指摘し、「僧朗の竺」という姓も佛圖澄の姓を嗣いだものである」という。

2 奉高縣：現在の山東省泰安市の中東漢代に置かれ、泰山郡に屬する。北齊の時に廢止され、岱山縣に編入された。

3 金輿山谷：金輿谷。『高僧傳』卷五・義解二「竺僧朗」に、「朗乃於金輿谷崑崙山中、別立精舍。猶是泰山西北之一巖也。峯岫高險、水石宏壯。」と見える。

金輿谷が「朗公谷」と稱されたことは本傳のほか、『水經注』卷八「濟水」、『魏書』卷一百十四「釋老志」、『高僧傳』卷五・義解二などに見える。

『高僧傳』卷五「義解二」、『集神州三寶感通錄』卷中、同卷下に傳が收められている。また『廣弘明集』卷二八「啓福篇」第八に「北代南晉前秦前燕南燕後秦諸帝與太山朗法師書」として、拓跋珪、司馬昌明、苻堅、慕容垂、慕容德、姚興からの書狀と、その返信（ある場合）が收められている。

なお参考としては前掲の宮川尙志「晉の太山、竺僧朗の事

<sup>4</sup> 苻堅：三三八～三八五。字、永固、文玉。五胡十六國・前秦第三代の王・世祖、在位三五七～三八五。諡は宣昭皇帝。三七〇年に前燕を、三七六年に前涼を滅ぼして華北を統一した。『晉書』卷一百十三、一百十四「載記第十三・十四」。

5 逆知・底本は「送知」に作る。いま諸本により訂す。

6 慕容德：三三六～四〇五。字、玄明。五胡十六國・南燕第一代の王・世宗、在位三五七～三八五。諡は獻武皇帝。『晉書』卷一百二十七「載記第二十七」。

慕容氏は前燕、後燕、西燕、南燕の四王朝を建てた鮮卑系の部族。兄の慕容垂は後燕第一代の王。

7 以二縣粗調、充其朝中・多くの版本が、「粗調」を「租課」に作るため（唐の制度で、「租」は穀物を納める税、「調」は絹や布を納める税）、王國良氏は「朝食、晝食の費用を指すのである」という（『冥祥記研究』文史哲出版社、一九九九）。また、安藤智信氏譯「冥祥記」では「その寺の食費」と解している（『中國古典文學大系』六〇『佛教文學集』、平凡社、一九七五）。しかしながら高麗本は「粗調」につくること、また「朝」「中」兩

字の字義よりも、食事の意とするこれらの解釋は、直ちに受け容れがたい。

8 『魏書』卷一百十四「釋老志」に、「帝遣使致書、以繪、素、旃罽、銀鉢爲禮」と見える。これに據る限り、慕容德が寄進した物は食糧ではない。また『廣弘明集』卷二八「啓福篇」には、慕容德の兄である慕容垂もまた僧朗に寄進を行っていたことが分かる。

したがって、いま慕容氏の燕朝（慕容垂は後燕、慕容德は南燕）が續く間中の長きにわたって寄進が行われたことを示す記載と解釋しておく。

8 朗公谷：金輿谷のこと。竺僧朗の事績にちなんでこう呼ばれる。語釋3を参照。

### 【資料】

#### ・ 同話

『高僧傳』卷五（義解二）「晉泰山崑崙巖竺僧朗」（大正五〇・三五四a）

『集神州三寶感通錄』卷三「沙門竺僧朗」（大正五一・四三三b）

#### ・ 參考資料

『集神州三寶感通錄』卷二（大正五一・四一四a）

『廣弘明集』卷二八（啓福篇第八）（大正五二・三一一a）「北代南晉前秦前燕、南燕後秦諸帝與太山朗法師書」

『魏書』卷一百十四「釋老志」

『水經注』卷八「濟水」

(稻垣淳央)

## 晉沙門法相

## 【釋文】

晉沙門梁法相、河東人也。常獨山居、精苦爲業。鳥獸集其左右、馴若家獸。<sup>\*</sup>太山祠大石函、以盛財寶。相時山行、宿于其廟。見一人玄衣武冠。令相開幽、言終不見。其幽石蓋、重過千鈞、相試提之、飄然而開。<sup>\*</sup>於是取其財寶、以施貧民。後渡江南、住越城寺。忽遨游放蕩、俳優滑稽。<sup>\*</sup>或時裸袒、干冒朝貴。鎮北將軍司馬恬、惡其不節、招而鳩之。<sup>\*</sup>頻傾三鍾、神氣清怡、恬然自若。年八十九、元興末卒。

## 【校異】

梁・釋	( <sup>三</sup> ・ <sup>會</sup> ・ <sup>磧</sup> ・ <sup>四</sup> ・ <sup>寬</sup> )	俳優・優俳	( <sup>三</sup> ・ <sup>會</sup> ・ <sup>磧</sup> ・ <sup>四</sup> ・ <sup>寬</sup> )
太・大	( <sup>磧</sup> )	滑・骨	( <sup>宋</sup> ・ <sup>元</sup> ・ <sup>磧</sup> )
飄・夥	( <sup>宋</sup> ・ <sup>元</sup> ・ <sup>會</sup> )	袒・袒	( <sup>卿</sup> )
於・于	( <sup>寬</sup> )	鳩・耽	( <sup>三</sup> ・ <sup>會</sup> ・ <sup>磧</sup> ・ <sup>四</sup> ・ <sup>寬</sup> )

## 【訓讀】

晉の沙門釋法相は、河東の人なり。<sup>2</sup> 常に獨り山居し、精苦を業と爲す。鳥獸其の左右に集まりて、馴ること家獸の若し。<sup>3</sup> 太山祠の大石函、以て財寶を盛る。相時に山行し、其の廟に宿す。一人の玄衣武冠なるを見る。相をして函を開けしめんとし、言い終りて見えず。其の幽の石蓋、重さ千鈞<sup>5</sup>を過ぎるも、相試みに之を提げるに、飄然<sup>6</sup>として開けり。

是に於いて其の財寶を取り、以て貧民に施す。後に江南に渡り、越城寺に住す。  
忽に遨游放蕩、俳優滑稽す。<sup>8</sup>或る時裸袒して、朝貴を干冒す。<sup>9</sup>鎮北將軍司馬恬<sup>10</sup>、其の節ならざるを惡み、招きて之を  
鳩せんとす。<sup>11</sup>頻りに三鍾を傾けるも、神氣清怡、恬然として自若たり。年八十九、元興の末に卒す。<sup>12</sup>

語釋

- 2 河東・地名。現在の山西省夏縣。東晉時代には河東郡が置かれた。

3 太山祠：『魏書』地理志に見える青州盤陽の「太山祠」を言うか。但し、王國良『冥祥記研究』は、「魏書」地理志と「風俗通義」を引き、兗州奉高の「岱嶽祠」をこれに充てる。

「齊郡（秦置）…、盤陽（前漢屬濟南、後漢晉屬。有朱虛城、大硯山。有鮑山、鉅平山、太山祠）」（『魏書』卷一〇六中・地形志第六・青州）

「泰山郡（漢高帝置）…、奉高（二漢、晉屬。有梁父山、岱嶽祠、玉符山、故明堂基）」（『魏書』卷一〇六中・地形志第六・兗州）

4 東方泰山。：（中略）…、岱宗廟在博縣西北三十里、山虞長守之。」（『風俗通義』卷一〇・山澤第一〇）

玄衣武冠：玄衣は黒に赤味を帯びた（一説には黄色味を帶びた）色の衣。武冠は武弁大冠のこと。古の縕布冠に象り、それぞれ寓意を込めた黄金・蟬・豹尾で飾る。

5 千鈞：漠然と重さを示すもの有るが、厳密には一鈞は三〇斤（二六六八一・九グラム）にあたり、千鈞は六六八一・九キログラムに相當する。

6 飄然：ひらりと軽いさま。かるがると。なお、「夥然」は同義であるが、「漂然」は遠高いさまを言う。「蟬蜎、乃吟詠而發嘆聲驛驛而響連。舒蓄思之徘徊、奮久結之纏綿。心淨蕩而無累、志離俗而飄然。」（『晉書』卷九二・成公綏傳）

7 越城寺：未詳。

8 遊遊：あそぶこと。遨游も同じ。

9 俳優：たわむれ、おどけること。  
「引內昌邑樂人、擊鼓歌吹作俳倡」（『漢書』卷六八・霍光傳）  
\* 「師古曰、俳優、諧戲也。倡、樂人也。俳音排」  
「索隱按、滑、亂也。稽、同也。言辨捷之人、言非若是、說是若非、言能亂異同也」（『史記』卷一二六・滑稽傳）

10 滑稽：辯舌滑らかで知恵が次々と出ること。おどけ。

11 朝貴：身分が高く、権勢のある朝臣。

「贊之歷官至五兵尚書、未嘗詣一朝貴」（『南齊書』卷四六・王秀之傳）

12 干冒 「干」は分限をこえる、また、亂すこと。「冒」は向こう見づに押し切ること、また、「干」に同じ（「冒、干也」『集韻』）。ここでは貴顯に對して分を超えたふるまいがあつたことを言うか。

「爾時女人作如是言。雖違王法得大義利。卽說偈言、：（中略）時諸宮人見此妓女干冒王法。心懷戰懼、恐同其罪。」（『大莊嚴論經』卷五 大正四・二八五C）

13 司馬恬：司馬無忌の子。字は元愾。はやくに散騎侍郎に任せられ、以後も散騎常侍、黃門郎、御史中丞などを歴任した。そ

の傳を傳える『晉書』卷三七に「恬忠正有幹局、在朝憚之」とあるように、正義感が強く、實務能力も高い人物であつて、宮廷にあつては煙たがられる向きもあつたらしいが、孝武帝の信賴は厚く、鎮北將軍・兗青二州刺史に至つた。太元一五年（三九〇）沒。死後、車騎將軍を追贈された。

14 鳩：鳶に同じ。毒鳥鳩の羽を浸した酒で人を毒殺すること。「溫之會、晉人執衛成公歸之于周、使醫鳩之、不死。鳩鳥名也。一名運日。其羽有毒。漬之酒而飲之、立死。」（『國語』卷四・魯語上）

15 鍾：元來は酒を貯藏する器、さかつばを言うが、俗にさかべきを指すこともある。ここでは後者か。

16 元興：西暦四〇二～四〇四年

（仁木夏實）

## 晉沙門釋法安

### 【釋文】

晉沙門釋法安者、廬山之僧遠法師弟子也。義熙末、陽新縣虎暴甚盛。縣有大社樹、下有築神廟。左右民居、以百數。遭虎死者、夕必一兩。法安嘗遊其縣、暮投此村。民以懼虎、早閉門閭、且不識法安、不肯受之。法安徑之樹下、坐禪通夜。向曉有虎、負人而至、投樹之北。見安如喜如跳、伏安前。安爲說法授戒、虎踞地不動、有頃而去。至旦、村人追死者至樹下。見安大驚、謂其神人故虎不害。自茲以後、而虎患遂息。衆益敬異、一縣士庶、略皆奉法。

後欲畫像山壁、不能得空青、欲用銅青、而又無銅。夜夢人<sup>\*</sup>迂其牀前云、此中有兩銅鐘、便可取之。安明卽掘得、遂以成像。後遠法師鑄像、安送一勸助。餘一、武昌太守熊無患借觀之、遂留不改。

## 【校異】

徑・遙(三・常・磧・四・寬)  
迂・逕(三・磧・四・寬)

## 【訓讀】

晉の沙門釋法安は、廬山の僧遠法師の弟子なり。義熙<sup>2</sup>の末、陽新縣虎暴すること甚だ盛んなり。縣に大社樹有り、下に神廟を築ける有り。左右の民居、百を以て數う。虎に遭いて死する者、夕に必ず一兩なり。法安嘗て其の縣に遊び、暮に此の村に投ず。民虎を懼るるを以て、早に門閭を閉じ、且つ法安を識らざれば、肯て之を受けず。法安徑<sup>3</sup>ちに樹下に之き、坐禪して通夜す。曉に向んとして虎有り、人を負いて至り、樹の北に投ず。安を見て喜ぶが如く跳ねるが如く、安の前に伏す。安爲に說法し授戒するに、虎地に踞りて動かず、頃有りて去る。旦に至り、村人死者を追いて樹下に至る。安を見て大いに驚き、其の神人なるが故に虎害せざるかと謂う。茲自り以後、虎患遂に息む。衆益ます敬異し、一縣の士庶、略皆法を奉ず。

後に像を山壁に畫かんと欲すれども、空青を得る能わず、銅青を用いんと欲すれども、又銅無し。夜夢みるに人其の牀前を迂りて云う、「此の中に兩銅鐘有り、便ち之を取るべし。」と。安明くるに即ち掘り得て、遂にして像を成す。後に遠法師像を鑄するに、安一を送りて勸助す。餘の一は、武昌太守熊無患之を借觀し、遂に留めて改めず。

【語釋】

- 1 法安：『高僧傳』卷六「晉新陽釋法安」に「釋法安、一名慈欽、未詳何許人、遠法師之弟子也。善戒行、講說衆經、兼習禪業、善能開化愚蒙、拔邪歸正」とあり、この話を載せる。
- 2 義熙：東晉安帝の年號（四〇五～四一八）。
- 3 陽新縣：現湖北省陽新縣西南にあり。『高僧傳』卷六「晉新陽釋法安」（大正五〇・三六二b）は「新陽縣」に作る。新陽も湖北省に屬す。
- 4 門閭：村里の入り口の門。「門閭毋閉、關市毋索」（『禮記』月令・仲夏）
- 5 徑：「徑」（ケイ・ただちに）は直の意。また、小路の意。『法苑珠林校注』（中華書局）は高麗藏本に據つて「徑」に改める。
- 6 敬異：尊敬する。「以淑宗室之賢、特加敬異、每有疑事、常密詣問之」（『後漢書』卷六七黨錫傳・劉淑傳）
- 7 空青：孔雀石の一種。また、楊梅青ともいう。球形で空洞、翠綠色をしており、繪畫の顔料に用いられる。
- 8 遷：「迂」（ウ・めぐる）は迂回の意。諸本の「遷」はもと「徑」に作る。

- 9 勸助：勵まし助ける。ここでは援助するの意か。「遵古道以遊豫兮、昭勸助乎農圃」（王粲『羽獵賦』）（『全後漢文』卷九〇）
- 10 借觀：借覧する。「齊武帝數閱武、僧祐獻講武賦、王儉借觀不與」（『南史』卷二二王弘傳附王僧祐傳）

【資料】

- ・同話・
- 『高僧傳』卷第六（義解三）「晉新陽釋法安」（大正五〇・三六二b）
- 『神僧傳』卷第二「晉新陽釋法安」（大正五〇・九五八b）
- 『法苑珠林』卷第八十九（受戒篇第八十七）惑應緣「釋法安」（大正五三・九四五b）
- 『釋氏通鑑』卷第三「釋法安」

（今場正美）

宋沙門慧遠

【釋文】

宋孝明<sup>\*</sup>、江陵長沙寺沙門慧遠者、本名黃遷。即禪師慧印之弟子也。印每入定見、遠是印之先師。雖應爲蒼頭、故度爲弟子。常寄江陵楊家、行般舟。勤苦歲餘、頗有感變。一日十會、通見遠身。而般舟之處、行道如故。自剋終日、至期果卒。久之現形多寶寺、僧曇珣曰、明年二月二十三日、當與天人相迎。言已不見。珣於是日、設大法會、建捨身齋。其日<sup>\*</sup>苦氣、自知必盡。三更中、聞空中樂聲、香煙甚異。珣曰、遠公之契至矣。尋爾神逝。<sup>\*</sup>

【校異】

明・文時 (三・宮・四・礪・寬)

日・明註曰、南藏作目 (大正藏の校勘)

樂・樂磬 (三・宮・四・礪・寬)

神逝・神遊 (三・宮・四・寬) 於遊 (礪)

【訓讀】

宋の孝明<sup>2</sup>に、江陵の長沙寺<sup>3</sup>の沙門慧遠なる者は、本名黃遷なり。即ち禪師慧印<sup>4</sup>の弟子なり。印毎に定に入りて見るに、遠は是れ印の先師なり。蒼頭たる應しと雖も、故に度して弟子と爲す。常に江陵の楊家<sup>5</sup>に寄り、般舟を行す。勤苦すること歲餘、頗る感變有り。一日十會し、通ねく遠の身を見る。而して般舟の處、行道故の如し。自ら終日を剋し、期に至りて果たして卒す。久しくして形を多寶寺に現わし、僧曇珣に謂いて曰く、「明年二月二十三日、當に天人と與に相迎うべし。」と。言い已りて見えず。珣是の日に於て、大法會を設け、捨身齋を建つ。其の日苦氣あり、自ら必ず盡

くを知る。三更の中に、空中に樂の聲を聞き、香煙甚だ異なり。珣曰く、「遠公の契至れり。」と。爾に尋りて神逝す。<sup>12</sup>

## 【語釋】

- 1 宋孝明：諸本は「宋孝文時」とするが、南朝宋の年號や帝號には「孝明」「孝文」ともに存在しない。『法苑珠林』卷九十七所收の逸話には「孝建二年（四五五）」の年號が見える。宋と時代的に重複する北魏には孝文帝（在位四六七～四九九）、孝明帝（在位五六二～五八五）ともに存在するが、いずれも在位期間が孝建二年より下るため、やや考えがたい。なお『集神州三寶感通錄』卷下では「宋孝武時」とし、宋の孝武帝（在位四五三～四六四）としている。「孝建」も孝武帝の年號である。
- 2 江陵：現在の湖北省荊州市。
- 3 長沙寺：『高僧傳』卷五（義解二）「釋曇翼」に「翼嘗隨安在檀溪寺。晉長沙太守騰舍，於江陵捨宅爲寺。告安求一僧爲綱領。安謂翼曰：荆楚士庶，始欲師宗。成其化者，非爾而誰。翼遂杖錫南征，締構寺宇。卽長沙寺是也。」と見え、長沙太守の騰舍が建てた寺に、騰舍の要請によって道安が弟子の曇翼を派遣して綱領としたのが起こりであることが分かる。
- 4 紙印：傳未詳。
- 5 蒼頭：しもべ、召使い。
- 6 楊家：『法苑珠林』卷九十七所收の逸話によれば、楊家の當主は楊道產という名であつたらし。この人物については、卷九十七に登場するほかは未詳。卷十九の逸話ではこの人物は直接登場しない。
- 7 般舟：般舟三昧（諸佛現前三昧）。行（修練）の一種で、諸佛を目の当たりにする事が出来るという。
- 8 多寶寺：南朝の建康にあつた佛寺。『冥祥記』中、王琰「自序」（『法苑珠林』卷十七）にもその名が見える。
- 9 僧曇珣に謂いて曰く…相迎う曇珣は傳未詳。この言葉、底本は「僧曇珣曰」とあるが、卷九十七では「謂曇珣道人云」となつており、また「言已不見」とあることからしても、慧遠の言葉であることが分かる。この箇所もおそらくは『集神州三寶感通錄』卷下に見える「謂僧曇珣曰」という形が本来の文章で、「謂」字が脱したのであろう。いま補う。
- 10 捨身：齋會を設けて自身の身を佛寺へ喜捨すること。
- 11 苦氣：語義未詳。苦しそうな様子、息苦しい様子の意か。
- 12 神逝：諸本の「神遊」は「亡くなるの意であるが、「神逝」も同義であろう。

## 【資料】

・同話・

『法苑珠林』卷九十七（送終篇九十七）「宋沙門慧遠」（大正五三・一〇〇三c）

・同文的同話・

『集神州三寶感通錄』卷中（大正五二・四三四a）

・参考資料・

『高僧傳』卷十（神異下）「釋慧遠」（釋僧慧附傳）（大正五〇・三九三c）

（稻垣淳央）

## 宋沙門釋慧全

【釋文】

宋沙門釋慧全，涼州禪師也。開訓教授門徒五百。有一弟子，性頗龜暴。全常不齒。後忽自云，得三道果。全以其無行永不信許。全後有疾。此弟子夜來問訊。時戶猶閉如故。全頗驚異、欲復驗之。乃語明夕更來。因密塞窓戶加以重關。弟子中宵而至。徑到牀前謂全曰、闍梨可見信來。因曰、闍梨過世當生婆羅門家。全曰、我坐禪積業。豈方生彼。弟子云、闍梨信道不篤。兼外學未絕。雖有福業不能超詣。若作一切會得飯一聖人、可成道果耳。全於是設會。弟子又曰、可以僧伽梨布施。若有須者、勿擇長幼。及會訖施衣。有一沙彌、就全求衣。全謂是其弟子。全云、吾欲擬奉聖僧。那得與汝。迴憶前言不得擇人、便以歡施。他日見此沙彌、問云、先與汝衣、著不大耶。沙彌曰、非徒不得衣。亦有緣事、愧不豫會。全方悟先沙彌者、聖所化也。弟子久乃過世。過世之時、無復餘異。唯塚四邊、時有白光。全元嘉二十年猶存、居在酒泉。

（右六驗出冥祥記）

【校異】

梨・黎（明）

切・勝（三・宮・磧・四・寬）

及・便（磧）

全・金（磧）  
記・記也（宋・元・官）

【訓讀】

宋の沙門釋慧全は、涼州の禪師なり。開訓教授し門徒五百あり。一弟子の、性頗る麁暴なるもの有り。全常に歯せず。後に忽として自ら云うに、「三道果を得たり」と。全其の行無きを以て永く信許せず。全後に疾有り。此の弟子夜に來たりて問訊す。時に戸猶お閉じて故の如し。全頗る驚異し、復た之を驗せんと欲す。乃ち語るらく「明夕更めて來たれ」と。因りて密かに窓戸を塞ぎ加うるに重關を以てす。弟子中宵にして至る。徑ち牀前に到りて全に謂いて曰く、「闍梨信に來たるを見るべし」と。因りて曰く、「闍梨世を過ぐれば當に婆羅門の家に生るるべし」と。全曰く、「我坐禪し業を積む。豈に方に彼に生れんや」と。弟子云う、「闍梨道を信ずること篤からず。兼て外學未だ絶えず。福業有りと雖も超詣する能わざ。若し一切會を作して一聖人を飯するを得れば、道果を成すべし」と。全 是に於いて會を設く。  
 弟子又た曰く、「以て僧伽梨を布施すべし。若し須むる者有れば、長幼を擇ぶ勿れ」と。會訖るに及びて衣を施す。一沙彌有りて、全に就きて衣を求む。全是れ其の弟子なりと謂えり。全云く、「吾れ聖僧に奉らんと欲擬す。那ぞ汝に與うるを得んや」と。廻りて前言の「人を擇ぶを得ざる」を憶い、便ち以て施を歡ぶ。他日此の沙彌を見て、聞いて云く、「先に汝に與えし衣は、著けて大ならざるか」と。沙彌曰く、「徒だに衣を得ざるに非ざるのみ。亦た縁事有りて、愧らくは會に豫らず」と。全方めて先の沙彌なる者は、聖の化する所なるを悟る。弟子久しくして乃ち世を過ぐ。世を過ぐるの時、復た餘異無し。唯だ塚の四邊、時に白光有り。全元嘉二十年（四四三）に猶お存して、酒泉（甘肅省酒泉縣）に

居在す。(右六驗冥祥記に出づ)

【語釋】

- 1 齒：同類として數える。『春秋左氏傳』隱公十一年「不敢與諸任齒。」
- 2 三道果：三道（見道・修道・無學道）の果。『三寶感通錄』は

- 3 「那含果」としている。  
婆羅門：インドの司祭階級。外道である。

(福井 敏)

『法苑珠林』卷十九 歸信篇第十 感應緣

宋袁炳

【釋文】

宋袁炳，字叔煥。陳郡人也。泰始末爲臨湘令。亡後積年。友人司馬遜於將曉閒、如夢見炳來陳敘闊別、訊問安否。既而謂遜曰、吾等平生立意置論。常言、生爲馳役、死爲休息。今日始知定不然矣。恆患在世有人務馳求金幣、共相贈遺。幽途此事亦復如之。遜問、罪福應報定實何如。炳曰、如我舊見、與經教所說不盡符同。將是聖人抑引之談耳。如今所見、善惡大科、略不異也。然殺生故最爲重禁、慎不可犯也。遜曰、卿此徵相示、良不可言。當以語白尙書也。炳曰、甚善。亦請卿敬情尙書。時司空簡穆王公爲吏部尙書。炳遜竝其游賓、故及之。往反可數百語辭去。遜曰、闊別已久常思敘集、相值甚難。何不小住。炳曰、止暫來耳、不可得久留。且此輩語亦不容得委悉。於是而去。初炳來闇夜。遜亦了不覺所以、

而明得観見。炳既去、遜下牀送之、始躡履而還闇。見炳脚閒、有光、可尺許、亦得照其兩足。餘地猶皆闇云。(此一驗出冥祥記)

## 【校異】

泰：泰（三・宮・磧・四・寬）  
知：□（三・宮・磧・四・寬）  
常：恆（三・宮・磧・四・寬）

以：□（三・宮・磧・四・寬）  
亦：示（三・宮・磧・四・寬）

## 【訓讀】

宋の袁炳、字は叔煥。陳郡の人なり。泰始の末に臨湘<sup>2</sup>の令と爲る。亡後積年す。<sup>3</sup>友人司馬遜曉に將んとする間に、炳が來たりて闊別を陳敍し、安否を訊問するを夢見るが如し。既にして遜に謂いて曰く、「吾等平生より意を立て論を置く。常に言く、『生は馳役たり、死は休息たり。』と。今日始めて定めて然らざるを知る。恆に世に在るに人の務めて金幣を馳せ求め、共に相贈遺すること有るを患う。幽途此の事亦復た之の如し。」と。遜問う、「罪福應報の定實は何如。」と。炳曰く、「我が舊見の如きは、經教の所説と盡くは符同せず。將た是れ聖人抑引の談なるのみ。今所見の如きは、善惡の大科、略ぼ異ならざるなり。然るに殺生故より最も重禁たれば、慎みて犯す可からざるなり。」と。遜曰く、「卿此の徵相示すは、良とに言う可からざるなり。當に語を以て尙書に白すべきなり。」と。炳曰く、「甚だ善し。亦た卿情を尙書に敬うを請う。」と。時に司空簡穆王公吏部尙書たり。炳・遜並びに其の游賓たれば、故に之に及ぶ。往反すること數百語なる可かりにして辭し去る。遜曰く、「闊別の久しきに常に敍集を思うも、相值うこと甚だ難し。何ぞ小らく住まらざるか。」と。炳曰く、「止だ暫らく來るのみ、久しく留まるを得可からず。且つ此の輩の語は亦た容に委悉を得べからず。」と。是に於いて去る。初め炳來るとき闇夜なり。遜亦た了らかに所以を覺らざれども、明きに観見するを

得たり。炳既に去らんとし、遜床を下りて之を送るに、始めて躡屐して闇に還る。炳が脚の間を見るに、光有り、尺許りなる可し、亦た其の兩足を照らすを得たり。餘地は猶お皆闇なると云う。（此の一験は冥祥記に出づ）

【語釋】

- 1 袁炳：『南齊書』卷五十二・列傳第三十三「文學」に、僅かに「先是陳郡袁炳、字叔明。有文學、亦爲袁粲所知。著晉書未成、卒。」と記される。字が「叔明」となっている。
- 2 泰始：南朝宋・明帝の年號で、西暦四六五～四七一。諸本の作る「泰始」という年號は存在せず、誤りである。
- 3 臨湘：現在の湖南省長沙市。

- 4 司馬遜：本文に據れば南朝宋の元徽年間頃に王僧虔に仕えていた人物らしいが、未詳。
- 5 抑引：壓縮することと引き伸ばすこと。
- 6 簡穆王公：南朝宋・齊の貴族官僚であった王僧虔（四二六～四八五）のこと。簡穆は諡。『南齊書』卷三十三・列傳第十のこと。
- 四、『南史』卷二十二・列傳第十二に列傳がある。

（稻垣淳央）

『法苑珠林』卷二十二 入道篇 感應緣

宋尼釋曇輝

【釋文】

宋尼釋曇輝、蜀郡成都人也。本姓青陽、名曰玉。<sup>\*\*</sup>年七歲便樂坐禪、每坐輒得境界、意未自了、亦謂是夢耳。曾與姊共寢。夜中入定、姊於屏風角得之。身如木石、亦無氣息。姊大驚怪、喚告家人、互共抱扶。至曉不覺、奔問巫覡。皆言、

鬼神所憑。至年十一、有外國禪師畠良耶舍者。來入蜀。輝請諸所見。耶舍・尼以輝禪旣有分、欲勸化令出家。時輝將嫁、已有定日。法育未展聞說其家、潛迎還寺。家旣知、將逼嫁之。輝遂不肯行。深立言誓、若我道心不果、遂被限逼者、便當投火飼虎、棄除穢形。願十方諸佛、證見至心。刺史甄法崇、信尚正法。聞輝志業、迎與相見。并召綱佐及有懷沙門、互加難問、輝敷演無屈、坐者歎之。崇乃許離夫家、聽其入道。元嘉十九年、臨川康王延致廣陵寺。<sup>\*</sup>

## 【校異】

曰：白（三・宮・磧・四・寬）

玉・王（磧）

尼・者（明・四・寬）

日・目（明）

召・石（三・磧・四・寬）

歎・難（三・宮・磧・四・寬）

致・攷（明註曰、致北藏作攷）

※『大正藏』の校勘

寺・□（三・宮・磧・四・寬）

## 【訓讀】

宋の尼釋曇輝は、蜀郡成都の人なり。本姓は青陽、名は白玉。<sup>2</sup> 年七歳にして便ち坐禪を樂い、坐するごとに輒く境界を得るも、意未だ自了せずして、亦た是れ夢なりと謂うのみ。曾て姉と共に寝す。夜中入定して、姉屏風の角に之を得たり。身は木石の如くして、亦た氣息無し。姊大いに驚き怪しみて、喚びて家人に告げ、互いに共に抱扶す。曉に至るも覺めずして、奔りて巫覡に問う。皆言う、「鬼神の憑く所なり」と。年十一に至りて、外國の禪師畠良耶舍なる者有り。來りて蜀に入る。輝請いて所見を諮う。耶舍と尼は輝の禪既に分有るを以て、勸化して出家せしめんと欲す。時に輝は將に嫁がんとして、已に定日有り。法育未だ其の家に聞説するを展べずして、潛かに迎えて寺に還る。家旣に知りて、將に逼りて之を嫁がしめんとす。輝遂に肯て行かず。深く言誓を立つ、「若し我が道心果たさずして、遂に限逼を被らば、便ち當に火に投じ虎に飼い、穢形を棄除すべし。願わくば十方諸佛、至心を證見せん」と。刺史甄法崇は、正

法を信向す。輝の志業を聞きて、迎えて與に相見ゆ。并びに綱佐及び有懷の沙門を召して、互いに難問を加うれども、

輝敷演して居する無し、坐する者之を歎す。崇乃ち夫の家を離するを許して、其の入道を聽す。元嘉十九年<sup>9</sup>、臨川康王延きて廣陵の寺に致す。<sup>10</sup>

### 【語釋】

- 1 尼釋雲輝：『比丘尼傳』によれば、宋の永初二年（四二二）に生まれ、梁の天監三年（五〇四）に八十三歳で卒した。
- 2 白玉：底本は「曰玉」に作るが、諸本および『比丘尼傳』により「白玉」に改める。
- 3 豊良耶舍：生沒年未詳。西域の出身。阿毘曇學を得意とし、律部を修めた。元嘉年間（四二四～四五三）の初め、流沙を渡つて建康に至り、文帝に迎えられて鐘山の道林精舍に入った。のち江陵に移り、元嘉十九年（四四二）には岷蜀（甘肃省・四川省の一帯を指す）に遊行し、再び江陵に歸つて、六十歳で卒した。『高僧傳』に傳あり。
- 4 耶舍・尼：諸本では「耶舍者」として豊良耶舍のみを指しているが、底本の「尼」は後出の「法育」および『比丘尼傳』の「法育尼」を指すと考え、底本のままでする。
- 5 勸化：人を説き勧めて佛教に歸依させること。
- 6 法育：比丘尼の名。傳未詳。『比丘尼傳』の「法育尼」「育尼」「昱」「昱尼」とあるのが、それにあたる。「昱」は『大正藏』の校勘によれば、三本では「育」を作つてゐる。
- 7 甄法崇：生沒年未詳。中山の人。『宋書』文帝紀によれば、宋・武帝の永年初間（四二〇～四二二）の初めに江陵令となり、文帝の元嘉九年（四三三）に益州刺史となつたとある。『南史』循吏列傳に傳あり。
- 8 綱佐：役人の責任者とその補佐人員を指す。
- 9 元嘉十九年：四四二年。
- 10 臨川康王：南朝宋の劉義慶（四〇三～四四四年）のこと。康王は諡。宋・武帝の弟である劉道憐の第二子で、臨川王を繼ぎ、丹陽尹、中書令をへて、荊州刺史、江州刺史、南兗州刺史などを歴任した。廣く文學の士を招集して、『世說新語』『宣驗記』『幽明錄』などを撰した。『宋書』宗室列傳および『南史』宋宗室及諸王列傳上に傳あり。
- 11 廣陵寺：未詳。寛文本の訓點によれば「廣陵を致す時なり（致廣陵時）」として、次の宋淮南趙智傳（『法苑珠林』卷二十三・入道篇）の初めにある「時」の字を、宋尼釋曇輝傳の末に附して解釋している。

【資料】

・同話・

『比丘尼傳』卷四・梁・成都長樂寺曇暉尼傳三（大正五〇・九四五c）

・参考資料・

『高僧傳』卷三・譯經下・畠良耶舍（大正五〇・三四三c）

『宋書』卷五・文帝本紀、卷五十一・宗室列傳

『南史』卷十三・宋宗室及諸王列傳上、卷七十・循吏列傳

宋趙習

（嘉村  
誠）

【釋文】

\* 宋淮南趙習、元嘉二十年、爲衛軍府佐。疾病經時、憂必不濟、常至心歸佛。夜夢一人、形貌秀異、若神人者。自屋梁上、以小裹物及剃刀、授習云、服此藥、用此刀、病必愈。習既驚覺、果得刀藥焉。登卽服藥疾除、出家名僧秀。年逾八十乃亡。

【校異】

宋・時宋（三・曾・穡・四・寬）

常・恆（三・曾・穡・四・寬）

必・必卽（三・曾・穡・四・寬）

【訓讀】

宋の淮南の趙習<sup>1</sup>は、元嘉二十年<sup>2</sup>に、衛軍府佐と爲る。疾病時を經、必ず濟わざることを憂い、常に至心に佛に歸す。夜に一人の、形貌秀異にして、神人の若きなる者を夢みる。屋梁の上より、小裏物及び剃刀を以て、習に授けて云く、「此の薬を服し、此の刀を用うれば、病必ず愈ゆ」と。習既に驚覺して、果たして刀と薬とを得たり。登即ち薬を服し疾除かれて、出家して僧秀と名づく。年八十を越えて乃ち亡す。

【語釋】

- 1 淮南：郡名。安徽省當塗縣。
- 2 趙習：未詳。のちに出家して名乗る「僧秀」も同じく未詳。
- 3 元嘉二十年：四四年。

(嘉村  
誠)

『法苑珠林』卷二十三 奬導篇 感應緣

宋邢懷明

【釋文】

宋邢懷明、河間人、宋大將軍參軍。嘗隨南郡太守朱循之北伐、俱見陷沒。於是伺候閒隙、俱得道歸。<sup>\*</sup>夜行晝伏、已經三日、猶懼追捕。乃遣人前覘虜候。旣數日不還。一夕將雨陰闇。所遣人將曉忽至。乃驚曰、向遙見火光甚明。故來投之。

那得至而反闇。循等怪愕。懷明先奉法、自征後頭上常戴觀世音經、轉讀不廢。爾夕亦正暗誦。咸疑是經神力。於是常共祈心、遂以得免、居于京師。元嘉十七年有沙門、詣懷明云、貧道見此巷中及君家、殊有血氣。宜移避之。語畢便去。懷明追而目之、出門便沒。意甚惡之。經二旬、鄰人張景秀、傷父及殺父妾。懷明以爲血氣之徵、庶得無事。時與劉斌劉敬文、比門連接、同在一巷。其年竝以劉湛之黨、同被誅夷云。

## 【校異】

道・遁（三・會・積・四・寬）乃・至・乃（三・會・積・四・寬）常・恆（三・會・積・四・寬）

## 【訓讀】

宋の邢懷明、河閒の人、宋の大將軍參軍なり。嘗て南郡太守朱循<sup>4</sup>の北伐に隨い、俱に陥没せらる。是に於いて閒隙を伺候し、俱に道の歸えるを得たり。夜は行き晝は伏し、已に經ること三日、猶お追捕を懼る。乃ち人を遣わして前に虜候を覗わしむ。既に數日なるも還らず。一夕將に雨ふらんとし陰闇なり。遣わす所の人將に曉にならんとして忽として至る。乃ち驚きて曰く、「向きに遙かに火光の甚だ明なるを見る。故に來たりて之に投ず。那得至り反て闇きや。」と。循等怪しみ愕く。懷明先に法を奉じ、征より後に頭上に常に觀世音經を戴き、轉讀することを廢せず。爾のタベ亦た正に暗誦す。咸な是れ經の神力かと疑う。是に於いて常に祈心を共にして、遂に以つて免ることを得、京師に居す。元嘉十七年（四四〇）に沙門有り、懷明に詣て云う、「貧道此の巷中及び君が家を見るに、殊に血氣有り。宜しく移りて之を避くべし。」と。語り畢て便ち去る。懷明追いて之を目に、門を出でて便ち沒す。意に甚だ之を惡む。二旬を經て、隣人の張景秀、父を傷し及び父の妾を殺す。懷明血氣の徵と爲以く、無事を得んと庶う。時に劉斌・劉敬文<sup>7</sup>と、比門連接

して、同じ一巷に在り。其の年竝な劉湛<sup>8</sup>の黨を以つて、同じ誅夷せらると云う。

### 【語釋】

1 邢懷明：列傳なし。『宋書』卷七六 朱脩之傳から、朱脩之の鮮卑討伐に従つたことがわかる。また、『宋書』卷六八の彭城王義康傳から、劉湛が誅された時邢懷明も共に誅されたことがわかる。

書』卷七六・『南史』卷十六にある。  
6 張景秀：未詳

7 劉斌・劉敬文：どちらも列傳はないが、『宋書』卷六八の彭城王義康傳によつて劉湛が誅されたときに共に誅されたことがわかる。

2 河間：現在の河北省河間縣の西南  
3 南郡：現在の湖北省江陵縣の東南  
5 朱脩之：朱脩之のこと。南朝宋の人。字は恭祖。司徒從事中郎であつた時、到彥之の北伐に従い北魏に破れたが、太武帝はその守節を喜んで雲中鎮將とし、自分の娘と結婚させた。傳は『宋

8 劉湛：南朝宋・涅陽の人。字は弘仁。才氣があり、史傳に詳しつた。官は王府長史。彭城王義康と結び、政務をほしいままにしたが、武帝はこれを快く思わず、遂に誅された。傳は『宋書』卷六九・『南史』三五にある。

### 【参考】

『宋書』卷七六 朱脩之傳「後鮮卑馮弘稱燕王、治黃龍城、託跋燾伐之、脩之與同沒人邢懷明竝從。又有徐卓者、復欲率南人竊發、事泄被誅。脩之・懷明懼奔馮弘、弘不禮。」

『宋書』卷六八 彭城王義康傳「(元嘉)十七年十月、乃收劉湛付廷尉、伏誅。又誅斌及大將軍錄事參軍劉敬文・賊曹參軍孔邵秀・中兵參軍邢懷明・主簿孔胤秀・丹陽丞孔文秀・司空從事中郎司馬

亮・烏程令盛曇泰等。徙尚書庫部郎何默子・餘姚令韓景之・永興令顧遜之・湛弟黃門侍郎素・斌弟給事中溫於廣州、王履廢於家。胤秀始以書記見任、漸預機密、文秀・邵秀、皆其兄也。司馬亮、孔氏中表・竝由胤秀而進。懷明・曇泰爲義康所遇。默子・景之・遜之・劉湛黨也。」

### 【資料】

・同話・

『太平廣記』卷一一〇 報應九（出『法苑珠林』）

・同文的同話・

『繫觀世音應驗記』

（一澤美帆）

## 宋王球

### 【釋文】

宋王球、字叔達、太原人也。爲涪陵太守。以元嘉九年於郡失守、繫在刑獄。著一重鎖、釘鏍堅固。球先精進。既有罔圈、用心尤至。獄中百餘人、竝多飢餓。球每食皆分施之。日自持齋、至心念觀世音。夜夢昇高座、見一沙門。以一卷經與之。題云、光明案行品、并諸菩薩名。球得而披讀。忘第一菩薩名、第二觀世音、第三大勢至。又見一車輪。沙門曰、此五道輪也。旣覺鎖皆斷脫。球心知神力、彌增專到。因自釘治其鎖。經三日而被原宥。（右此三驗出冥祥記）

### 【校異】

有：在（○・宮・磧・四・寬）  
案：安（○・宮・磧・四・寬）

### 【訓讀】

宋の王球<sup>1</sup>、字は叔達、太原の人なり。涪陵<sup>2</sup>太守と爲る。元嘉九年郡に於て守を失うを以て、繫がれて刑獄に在り。一

重鎖を著け、釘鑠堅固なり。球先に精進す。既に囹圄に有るも、心を用いること尤も至れり。獄中の百餘人、並に多く飢餓す。球食毎に皆な分けて之に施す。日びに自ら持齋し、至心に觀世音を念ず。夜に夢らく高座に昇りて、一沙門を見る。一卷の經を以て之に與う。題に云く、「光明安行品。」<sup>5</sup>と、并に諸菩薩名あり。球得て披き讀む。第一の菩薩名を忘るも、第二は觀世音、第三は大勢至なり。又た一車輪を見る。沙門の曰く、「此れ五道輪なり。」<sup>6</sup>と。既にして覺むるに鎖皆な斷脱しぬ。球心に神力なるを知り、彌よ專到するを増す。因て自ら釘さして其の鎖を治む。三日を経て原宥せらる。(右此の三驗は冥祥記に出づ)

## 【語釋】

- 1 宋王球：正史に傳記なし。『法華傳記』は「王珠字叔衍、大原人也」とし、『繫觀世音應驗記』には「玉球字叔衍」とある。
- 2 滔陵：現在の重慶市彭水縣。
- 3 元嘉九年：四三二年。『宋書』卷五・本紀第五・文帝の元嘉九年九月には、「妖賊趙廣寇益州、陷沒郡縣、州府討平之。」とある。また道濟傳に、趙廣が亂を起こし、滔陵を攻めたという記述がみられるが、王球の名は見えない。「滔陵太守阮惠・江陽太守杜玄起・遂寧太守馮遷聞滔城不守、竝委郡出奔。」(『宋書』卷四十五・列傳第五・道濟傳)
- 4 光明案行品。并に諸菩薩名：未詳。「案」字は諸本により「安」に改む。『正法華經』(大正九・一〇七a)卷七の「安行品第十三」を指すか。また『佛說佛名經』には、觀世音とともに大勢至が併記されることがある。「光明案行品。并諸菩薩名」は法華經安行品と佛名經を指すのであろうか。
- 5 大勢至：大勢至菩薩。極樂淨土において觀世音菩薩とともに阿彌陀如來の脇侍をつとめる。
- 6 五道輪：また五趣生死輪ともいう。衆生が地獄・餓鬼・畜生・人・天の五趣に生死輪廻する相をあらわしたもの。

## 【資料】

- ・ 同文的同話・
- 『太平廣記』卷第一一〇

『法華傳記』卷第五「大原王珠三十五」（大正五一・七一c）  
『繫觀世音應驗記』

（早川智美）

## 『法苑珠林』卷二十四 説聽篇第十六 感應緣

宋費崇先

### 【釋文】

宋費崇先者、吳興人也。少頗信法。至三十餘、精勤彌篤。至泰始三年、受菩薩戒。寄齋於謝慧遠家。二十四日晝夜不懈。每聽經、常爲鵠尾香爐置膝前。初齋三夕、見一人容服不凡。徑來舉爐將去。崇先視膝前爐、猶在其處。更詳視此人、見提去甚分明。崇先方悟是神異。自惟衣裳新濯、了無不淨。唯坐側有唾壺。旣使去壺、旣復見此人還爐坐前。未至席頃、猶見兩鑪、旣至卽合爲一。然則此神人所提者、蓋鑪影乎。

崇先又當聞人說福遠寺有僧欽尼、精勤得道、欣然願見。未及得往、屬意甚至。嘗齋於他家、夜三更中、忽見一尼容儀儼若、著赭布袈裟。正立齋席之前、食頃而滅。及崇先後觀此尼、色貌被服、卽窗前所覩者也。（右此驗、出冥祥記）

### 【校異】

餘：際（三・宮・四・磧・寬）  
篤：口（三・宮・四・磧・寬）

受：又（磧） ※磧砂大藏經は通常毎行十七字であるが、この行  
は十八字になつており、補刻された可能性がある。

慧・惠 (三・官・四・磧・寬)

爲・以 (四・磧・寬)

鑪・鑪 (四・寬)

徑・遙 (宋・官・磧) 遠 (四・寬)

至・□ (三・官・四・磧・寬)

### 【訓讀】

儀若・端儀 (官) 端徽 (磧) 端嚴 (三・四・寬)

觀・觀 (三・官・四・磧・寬)

貌・皂 (宋・官・磧)

此・此一 (官・四・磧・寬)

驗・馱 (宋) 腸 (磧)

宋の費崇先は、吳興の人なり。少くして頗る法を信す。三十餘に至りて、精勤彌いよ篤し。泰始三年（四六七）に至りて、菩薩戒を受く。謝慧遠<sup>3</sup>の家に寄り齋す。二十四日晝夜懈らず。經を聽く毎に、常に鵲尾の香鑪を以て膝前に置く。初めて齋すること三夕、一人の容服の凡ならざるを見る。徑ちに來りて鑪を擧げて將ちて去らんとす。崇先膝前の鑪を視るに、猶お其の處に在り。更に詳かに此の人を見るに、提げ去ること甚だ分明なるを見る。崇先方めて是れ神異なるを悟る。自ら惟るに衣裳新たに濯い、了いに不淨無し。唯だ坐側に唾壺有り。既に壺を去ら使むるに、即ち復た此の人の鑪を坐前に還すを見る。未だ席に至らざるの頃に、猶お兩つの鑪を見るに、既に至れば即ち合して一と爲る。然れば則ち此の神人の提ぐる所の者は、蓋し鑪の影か。

崇先また當に人の福遠寺に僧欽尼有りて、精勤し道を得たりと説くを聞き、欣然として見えんことを願う。未だ往くを得るに及ばざるに、意を屬すこと甚だ至れり。嘗て他家に齋すに、夜三更<sup>6</sup>の中に、忽ち一尼の容儀は儀若にして、赭布の袈裟を著くるを見る。正に齋席の前を立ち、食頃にして滅す。崇先後に此の尼を觀るに及ぶに、色貌被服は、即ち窓の前に観る所の者なり。（右の此の驗は、冥祥記に出づ）

### 【語釋】

1 費崇先：傳未詳。

吳興：現在の浙江省湖州市吳興區。

2 謝慧遠（謝惠遠）：未詳。

3 常以鵲尾香爐：爐は爐に同じ。香爐とは香を焚くための佛具。

ここに見える鵲尾の香爐は、柄香爐と呼ばれる長柄の付いた手に持つための香爐の一種。柄の末端が鵲尾（かささぎの尾）を象っている。

4 なお『初學記』卷二十五「器物部・香爐第八」に、「王琰宴祥記曰、費崇先少信佛法、常以鵲尾香爐置膝前。」と見える。このくだり、高麗藏本では「以」字を「爲」に作る。いま諸本および『初學記』卷二十五の佚文により訂す。

5 福遠寺・僧欽尼：いずれも未詳。

6 三更：更とは一夜を初更から五更までの五つに区分した時刻の制度で、三更は深夜零時から二時に相當する。

【資料】

- ・同文的同話・

『太平廣記』卷一百十四（報應十三）「費崇先」

（稻垣淳央）

『法苑珠林』卷第二十六 宿命篇第十八 感應緣

晉羊太傅祐

【釋文】

晉羊太傅祐<sup>\*</sup>、字叔子、泰山人也。西晉名臣、聲冠區夏。年五歲時、嘗令乳母取先所弄指環。乳母曰、汝本無此。於何取耶。祐曰、昔於東垣邊弄之、落桑樹中。乳母曰、汝可自覓。祐曰、此非先宅。兒不知處。後因出門游望、遙而東行。

乳母隨之、至李氏家。乃入至東垣樹中<sup>\*</sup>、探得小環。<sup>\*</sup>李家驚異曰、吾子昔有此環、常愛弄之。七歲暴亡<sup>\*</sup>。亡後不知環處。此亡兒之物也。云何持去。祐持環走。李氏逐問之、乳母既說祐言、李氏悲喜、遂欲求祐還爲其兒。里中解喻、然後得止。祐年長、常患頭風。醫欲政治。祐曰、吾生三日時、頭首北戶、覺風吹頂、意甚患之。但不能語耳。病源既久、不可治也。

祐後爲荊州都督、鎮襄陽。經給武當寺殊餘精舍。或問其故、祐默然。後因懺悔敘說因果。乃曰、前身承有諸罪、賴造此寺、故獲申濟。所以使供養之情偏殷勤重也。

【校異】

祐：祐（元・朗・磧・四・寬）  
遙：逕（三・宮・磧・四・寬）  
中：下（元・朗・磧・四・寬）  
家：氏（朗・四・寬）

異：悵（三・宮・磧・四・寬）  
逐：逐（宋・朗・宮・磧・四・寬）  
甚：其（三・宮・磧・四）

【訓讀】

晉の羊太傳祐、字は叔子、泰山<sup>2</sup>の人なり。西晉の名臣にして、聲區夏<sup>3</sup>に冠たり。年五歳の時に、嘗て乳母をして先に弄し所の指環を取らしむ。乳母曰わく、「汝本より此れ無かりき。<sup>いづく</sup>何より取らんや。」と。祐曰わく、「昔東垣の邊にて之を弄ぶに、桑の樹の中に落とせり。」と。乳母曰わく、「汝自ら覓むべし。」と。祐曰わく、「此れ先の宅にあらず。兒處を知らず。」と。後に因りて門を出でて游望し、遙いて東に行く。乳母之に隨うに、李氏の家に至る。乃ち入りて東垣の樹の中に至り、小さき環を探り得たり。李家驚き異て曰わく、「吾が子昔此の環有りて、常に之を愛み弄ぶ。七歳にして暴に亡せぬ。亡せし後環の處を知らず。此れ亡せし兒の物なり。云何ぞ持ち去るや。」と。祐環を持ち走る。

李氏 逐いて之に問うに、乳母 既にして祐の言を説くや、李氏 悲しみ喜て、遂に祐を求めて還た其の兒と爲さんことを欲す。里中 解喻し、然る後に止むを得たり。

祐 年長じて、常に頭風むかを患う。醫政治せんと欲す。祐 曰わく、「吾れ 生まれて三日の時、頭北の戸に首むかいて、風の頂を吹くと覺ゆ。意甚だ之を患う。但語る能はざるのみ。病源既に久しければ、治すべからざるなり。」と。

祐 後に荊州都督6たりて、襄陽7を鎮む。武當寺に經給8すること餘の精舍に殊なれり。或るひと其の故を問うに、祐 黙然たり。後に懺悔に因り因果を敍説す。乃ち曰わく、「前身に諸の罪有るを承くるも、賴に此の寺を造り、故に申濟を獲たり。所以に供養の情をして偏に殷勤に重からしむるなり。」と。

## 【語釋】

1 羊太傳祐：底本は「祐」字を「祐」とするが、元・明版は「祐」とし、「晉書」も「祐」であることから、訂す。ただし、『佛祖

2 泰山：兗州泰山郡。現在の山東省泰安縣。『晉書』には「泰山南城人也」とある。

統記』や『翻譯名義集』など、「祐」に作るものもある。羊祐（二

3 區夏：天下。中國全土をさす。

二一～二七八）の傳は『晉書』卷三十四列傳第四に詳しい。西

4 頭風：頭痛。

晉の武帝が吳を滅ぼすのに功があつた人物で、羊祐の死の二年後、晉が天下統一を果たした時に、武帝をして「これ羊太傅の功なり」と言わしめた。「太傅」の號は、その功を賞して追贈された。

5 政治：「政」「治」とともに、なおす、治療するの意。「遭遇良醫。政治得愈有氣力。」（『佛說梵網六十二見經』大正一・二六五c）

6 都督：『晉書』「帝將有滅吳之志、以祐爲都督荊州諸軍事。」

7 襄陽：荊州襄陽郡。現在の湖北省襄陽縣。襄陽の人々が羊祐を偲んで建てた「墮淚碑」は著名（『晉書』）。《参考》「王子晉之昇仙 後人立祠於緜嶺之月 羊太傅之早世 行客墮淚於峴山之雲」（源相規『安樂寺序』『和漢朗詠集』卷下 懷舊）

8

武當寺……未詳。襄陽にあつた寺と推測される。『法苑珠林』所收『冥祥記』宋沙門僧規條に「宋沙門僧規者。武當寺僧也。……永初元年（四二〇）十二月五日。無病忽暴死。……見一精舍。大有沙門。見武當寺主白法師弟子慧進。」（大正五三・九〇〇b）

とあるのと同じ寺か。南齊曇摩伽陀耶舍譯『無量義經』序には、「武當山比丘慧表」が『無量義經』を得て永明三年（四八五）に弘通させたことが書かれている（大正九・三八三c）。「晉康帝建元元年（三四三）。至襄陽止羊叔子寺。（『高僧傳』卷第十神異下竺法懸條、大正五〇・三八九a）にみえる「羊叔子寺」は羊祜が前世で建立したという傳承に基づいた通稱の可能性も。

9

經給……あれこれ整えて與える意か。『後漢書』鐘離意傳「經給醫藥」（注）經給、謂經營濟給之。」「兒年長大俱爲娶婦。經給所須無有乏短。」（『經律異相』卷第十八、大正五三・九五a）。『佛祖統紀』は「供給」とする。

◆『蒙求』の標題「羊祜識環」で著名な説話を筆頭に、羊祜が前生のことや、生後間もない頃のことを覚えていたという説話を計三話載せる。頭風の話は管見の限り同話・類話を見いだせない。『法苑珠林』は本話を筆頭に三話連續して『冥祥記』を引いている（『晉王練』・『晉向靖』）。

### 【資料】

『晉書』卷三十四列傳第四 「羊祜」  
祜年五歳時、令乳母取所弄金環。乳母曰、「汝先無此物」。祜卽詣隣人李氏、東垣桑樹中、探得之。主人驚曰、「此吾亡兒所失物也。云何持去」。乳母具言之。李氏悲惋。時人異之。謂李氏子則祜之前身也。

（本井牧子）

### 晉王練

#### 【釋文】

晉王練、字玄明、琅耶人也。宋侍中。父珉、字季琰、晉中書令。相識有一梵僧。每瞻珉風彩、甚敬悅之。輒語同學云、若我後生得爲此人作子、於近願亦足矣。珉聞而戲之曰、法師才行、正可爲弟子子耳。頃之沙門病亡。亡後歲餘而練生焉。

始生能言、便解外國語。及絕國奇珍銅器珠貝、生所不見、未聞其名、卽而名之、識其產出。又自然親愛諸梵、過於漢人。咸謂沙門審其先身。故珉字之曰阿練、遂爲大名云。

## 【校異】

琅耶	瑯琊	(宋・元・宮)	瑯琊	(明・礦・四・寬)
梵	胡	(宋・宮・礦)		
僧	沙門	(三・宮・礦・四・寬)		
彩	采	(宋・元・宮・礦・四・寬)		
珉	切	(宋・礦砂)		

生 □ (三・宮・礦・寬)

國：國之 (三・宮・礦・寬)

銅：銀 (宋・明・礦・四・寬)

梵：胡 (宋・宮・礦)

云：云云 (宋・明・宮・礦・四・寬)

## 【訓讀】

晉の王練<sup>1</sup>、字は玄明、琅耶<sup>2</sup>の人なり。宋の侍中たり。父は珉<sup>3</sup>、字は季琰、晉の中書令たり。相い識れるものに一梵僧有り。珉の風彩を瞻る毎びに、甚だ之を敬悅す。輒ち同學に語りて云く、「若し我れ後生に此人の爲に子と作るを得ば、近頤に於いても亦た足れり」と。珉は聞きて之に戯れて曰く、「法師の才行、正に弟子の子と爲るべきのみ」と。頃くして沙門は病亡す。亡後歲餘にして練生る。始生より言を能くし、便ち外國の語を解す。絶國の奇珍・銅器・珠貝に及んでは、生れしより見ざる所、未だ其の名を聞かざるも、即<sup>すなわち</sup>ち之を名づけて、其の產出を識る。又た自然に諸梵を親愛すること、漢人より過ぐ。咸な謂へらく「沙門 其の先身を審らかにす」と。故に珉は之に字して阿練<sup>4</sup>と曰い、遂に大名と爲ると云う。

## 【語釋】

1 王練：王導の曾孫。宋の文帝の元嘉中に、侍中、度支尚書を歴任した。『宋書』卷四三に立傳される。

2 琅耶：山東省臨沂市のあたり。

3 王珉：王導の孫。『晉書』卷六五に立傳される。王珉は州主簿に辟され、秀才に擧げられたが行かず、後、著作・散騎郎・國子博士・黃門侍郎・侍中を歴て、王獻之に代わって中書令に任命されている。幼いころより才藝があつて、行書を善くし、提婆という名の外國沙門との交流があつた。本文にいう「一梵僧」は、提婆の可能性がある。提婆が『毘曇經』を講じた際、まだ

半分も聞かない内に内容を理解し、別室で沙門法綱等數人とともに自ら講義するなど、提婆以外の僧侶との交流もみられる。

4 始生：生まれた時。『春秋左氏傳』昭公二八年「伯石始生、子容之母、走謁諸姑。曰、長叔姒生男。」

5 阿練：阿練は阿練若の略で、阿蘭若ともいう。山林或いは荒野と譯し、比丘が居住して修行するのに適當な人里はなれた静かな場所を意味する。そこに住むこと、或いは住む者を阿蘭若迦というが、この語は阿蘭若と同義にも用いられる。

（藤井政彦）

### 【資料】

#### ・同話・

『辯正論』卷七 信毀交報篇第八 陳子良注引く冥祥記（大正五二・五三七c）

#### ・同文の同話・

『太平廣記』卷三八七 悟前生一

（藤井政彦）

### 晉向靖

### 【釋文】

晉向靖、字奉仁、河内人也。在吳興郡、喪數歲女。女始病時、弄小刀子、母奪取不與、傷母手。喪後一年、母又產一女。女年四歲謂母曰、前時刀子何在。母曰無也。女曰、昔爭刀子、故傷母手。云何無耶。母甚驚怪、具以告靖。靖曰、

先刀子猶在不。母曰、痛念前女、故不錄之。靖曰、可更覓數箇刀子、合置一處、令女自擇。女見大喜、卽取先者曰、此是兒許。父母大小、乃知前女、審其先身。(右三驗出自冥祥記)\*

## 【校異】

更・便(元)

自・□(●・●・穢・四)

## 【訓讀】

晉の向靖、字は奉仁、河内<sup>2</sup>の人なり。吳興郡<sup>3</sup>に在りしとき、數歳の娘を喪う。女始めて病む時、小の刀子を弄ぶに、母奪い取りて與えず、母の手を傷つく。喪する後一年、母又た一女を産む。女年四歳にして母に謂いて曰く、「前時の刀子何くに在るや。」と。母曰く、「無し。」と。女曰く、「昔刀子を争い、故に母の手を傷つく。云何ぞ無きや。」と。母甚だ驚き怪しみ、具に以つて靖に告ぐ。靖曰く、「先の刀子猶お在りや不や。」と。母曰く、「前女を痛念す、故に之を錄せず。」と。靖曰く、「更に數箇の刀子を覗め、合わせて一處に置き、女をして自ら擇ばしめよ。」と。女見て大いに喜び、即ち先の者を取りて曰く、「此れは是れ兒の許なり。」と。父母大小、乃ち前女なるを知りて、其の先身を審らかにする。(右三驗冥祥記より出づ)

## 【語釋】

1 向靖：南朝宋の人。小字は彌。武帝受禪の後、佐命の功を以つて曲江縣侯となる。官は散騎常侍。『宋書』卷四十五、『南史』卷十七に傳あり。

2 河内：河南省沁陽縣のあたり。  
3 吳興郡：浙江省吳興郡のあたり。

4 許：「もの」。所有物としての「もの」の意で解釋した。

5 父母大小・家族の中の老いも若きも。家族の皆。

『賢愚經』卷第三 微妙比丘尼品 第十六（大正四・三六八b）

「若殺汝子、使我世世夫、爲毒蛇所殺、有兒子者、水漂狼食、身見生埋、自噉其子。父母大小、失火而死。」

（大角絃一）

『法苑珠林』卷二十七 至誠篇 感應緣

宋伏萬壽

【釋文】

宋伏萬壽、平昌人也。元嘉十九年、在廣陵爲衛府行參軍。假說反州。四更初、過初江、濟之時、長波安流。<sup>\*</sup>至中江、而風起如箭。時又極暗、莫知所向。萬壽先奉法對至、唯一心歸命觀世音、念無閒息。俄爾與船中數人、同覩北岸有光、狀如村火。相與喜曰、此必是歐陽火也。迴船趣之、未旦而至。問彼人皆云、昨夜無然火者。方悟神力、至乃設齋。

【校異】

說訖（三・宮・磧・四・寬）  
反返（三・宮・磧・四・寬）  
初江（江初（三・宮・磧・四・寬）  
至□（三・宮・磧・四・寬）  
齋齊（磧） 齋會（元・明・四・寬）

## 【訓讀】

宋の伏萬壽は、平昌の人なり。元嘉十九年<sup>3</sup>、廣陵<sup>4</sup>に在りて衛府行參軍と爲る。假訖<sup>5</sup>わりて州に反る。四更の初め、初江を過ぎ、之を濟る時、長波安流なり。中江に至りて、風起ること箭の如し。時に又極めて暗く、向かう所を知る莫し。萬壽先に法を奉ずること對至<sup>6</sup>にして、唯だ一心に觀世音に歸命するのみにして、念するに閒息無し。俄爾として船中の數人と、同に北岸に光有るを観、狀は村火の如し。相與に喜びて曰く、「此れ必ず是れ歐陽の火なり」と。舡を廻らして之に趣き、未だ旦けずして至る。彼の人に問うに皆云う、「昨夜火を然やす者無し」と。方めて神力なるを悟り、至りて乃ち齋を設く。

## 【語釋】

1 伏萬壽：傳無し。『隋書』經籍志に「周易集林十二卷。(京房撰。七錄云、伏萬壽撰。)」とあり、梁の阮孝緒撰『七錄』に伏萬壽が撰した『周易集林』が所載されていることが記されている。

6 對至：心から信仰する。歸依する。  
『弘明集』卷二「但因緣有先後、故對至有遲速。猶一生禍福之早晚者耳。」(大正五二・一四〇)

2 平昌：郡名。山東省安丘縣の西南に位置する。  
3 元嘉十九年：四四二年。  
4 廣陵：江蘇省揚州市。  
5 訖：底本では「說」を作るが、『繫觀世音應驗記』にある「萬

壽請暇還都。暇盡反州』の記載と、諸本によつて「訖」に改める。  
『弘明集』卷二「但因緣有先後、故對至有遲速。猶一生禍福之早晚者耳。」(大正五二・一四〇)  
6 對至：心から信仰する。歸依すること。  
7 歸命：己の身命を投げ出して佛に歸依すること。  
8 歐陽：江蘇省儀徵縣の東北に位置する。

## 【資料】

- ・ 同文的同語・

『太平廣記』卷一百十一・報應十

・参考資料・

『隋書』卷三十四・經籍志三

(嘉村  
誠)

## 宋顧邁

### 【釋文】

宋顧邁、吳郡人也。奉法甚謹。爲衛府行參軍。元嘉十九年、亦自都還廣陵。發石頭城、便逆湖。朔風至橫決、風勢未弭、而舟人務進。旣至中江、波浪方壯、邁單船孤征、憂危無計。誦觀世音經、得十許偈、風勢漸歇、浪亦稍小。旣而中流、屢聞奇香、芬馥不歇。邁心獨嘉。故歸誦不輟、遂以安濟。

### 【校異】

逆：逆（磧）

### 【訓讀】

宋の顧邁は、<sup>1</sup>吳郡の人なり。法を奉ずること甚だ謹む。衛府行參軍と爲る。<sup>2</sup>元嘉十九年、<sup>3</sup>亦都自り廣陵に還る。石頭城を發して、便ち湖に逆らう。朔風至りて横決し、風勢未だ弭まざるも、舟人務めて進む。旣に中江に至りて、波浪方に壯んにして、邁の單船孤り征き、憂危計る無し。觀世音經を誦して、十許偈を得て、風勢漸く歇み、浪も亦稍やや小さし。既にして流れに中たりて、屢しば奇香を聞き、芬馥歇まず。邁心に獨り嘉す。故に歸誦すること輟めずして、遂に以て

安濟す。

【語釋】

1 顧邁：生沒年未詳。官は征北府行參軍。輕薄で才能があり、始興王濬に重んじられた。顧邁に仕えていた瑀（劉穆之の次男劉式之の子）によつて、簡単に機密を漏らすことを始興王濬に讒言され、廣州に左遷された。そこで蕭簡の亂に遭い、戦つて死んだ。『宋書』劉穆之傳および沈慶之傳、『南史』劉穆之傳に、その名が見える。『繫觀世音應驗記』竺法純傳にも、「臨川康王宣驗記又載竺慧慶・釋道聽・康茲・顧邁・俞文・徐廣等遭風。

果謂事不及此、故不取」とあり、名のみ記載されている。なお、『隋書』經籍志に所載の「宋祕書監王徽集十卷」の注に「征北行參軍顧邁集二十卷」とある。

2 吳郡：江蘇省蘇州市。

3 元嘉十九年：四二年。

4 石頭城：舊跡は江蘇省南京市清涼山上にあり。

【資料】

・参考資料・

- 『繫觀世音應驗記』八・山陰縣顯義寺竺法純
- 『宋書』卷四十二・劉穆之傳、卷七十七・沈慶之傳
- 『南史』卷十五・劉穆之傳
- 『隋書』卷三十五・經籍志四

(嘉村  
誠)

宋沙門慧和

【釋文】

宋慧和沙門者、京師衆造寺僧也。宋義嘉<sup>\*</sup>之難、和猶爲白衣。<sup>\*</sup>疑劉胡部下。胡嘗遣將士數十人、值謀東下。和亦預行。行至鵠渚、而值臺軍西上。謀衆離散、各逃草澤。和得竄下、至新林外。會見野老衣服縷弊。和乃以完整袴褶易其衣、提籃負擔、若類田人。時諸游軍、捕此散謀。視和形色、疑而問之。和答對謬略、因被笞掠。登將見斬。和自散走、便常誦念觀世音經。至將斬時、祈懇彌篤。既而軍人揮刃屢跌、三舉三折。竝驚而釋之。和於是出家、遂成精業。

## 【校異】

慧和沙門：沙門慧和（元・明・四・寬）  
之：□（元・當・磧・四・寬）  
疑：隸（元・當・四・寬）  
籃：藍（元・當・磧・四・寬）  
便：但（明・磧・四・寬）  
常：恆（元・當・磧・四・寬）  
篤：至（元・當・磧・四・寬）  
刃：刀（磧）

## 【訓讀】

宋の慧和沙門なる者、京師の衆造寺の僧なり。宋の義嘉<sup>2</sup>の難に、和猶お白衣爲り。疑うらくは劉胡の部下ならん。胡嘗て將士數十人を遣わして、謀に値り東に下らしむ。和も亦た預り行く。行くに鵠渚に至り、臺軍の西に上がるに値る。謀衆離散し、各おの草澤に逃る。和竊れ下るを得て、新林<sup>5</sup>の外に至る。會たま野老の衣服縷弊なるを見る。和乃ち以つて完整の袴褶を其の衣に易え、籃を提げ擔を負い、田人に類せるが若し。時に諸もろの游軍、此の散謀を捕らえんとす。和の形色を覗て、疑いて之に問う。和答對謬略し、因て笞掠せらる。登將<sup>4</sup>ち斬られんとす。和散走して自り、便ち常に觀世音經を誦念す。將に斬られんとする時に至りて、祈懇彌篤し。既にして軍人刃を揮うも屢しば跌き、三たび擧げて三たび折る。竝驚きて之れを釋す。和是に於いて出家し、遂に精業を成す。

## 【語釋】

1 衆造寺：未詳

『高僧傳』卷八 穎僧遠十「藉甚遠風素延止衆造寺。遠曠貧濟乏身無留財。」（大正五〇・三七七c）

『續高僧傳』卷二十 萍州雙峰山釋道信傳十九「萍州道俗請度江北黃梅縣衆造寺。依然山行。遂見雙峰有好泉石。卽住終志。」

（大正五〇・六〇六b）

『宋高僧傳』卷二十七 唐鄆州寶臺寺法藏傳「嘗於葦川化衆造寺。佛殿僧坊一皆嚴麗。」（大正五〇・八八二b）

2 義嘉之難：孝武帝の第三子であった晉安王子勛が泰始二年（四六六）に鄧琬に奉じられ尋陽（江西省九江縣）で帝位につき元號を義嘉と改めた。

『宋書』卷八十 晉安王子勛傳「泰始二年正月七日、奉子勛爲

帝、卽僞位於尋陽城、年號義嘉元年、備置百官、四方竝響應、威震天下。是歲四方貢計、竝詣尋陽。遣左將軍孫沖之等下據赭圻、又遣豫州刺史劉胡率大衆來屯鵠尾、又遣安北將軍袁顥總統衆軍。臺軍屯據錢谿、斷頸等糧援、胡遣將攻之、大敗、於是焚營遁走。顥聞胡去、亦棄衆南奔。沈攸之諸軍至尋陽、誅子勛及其母、同逆皆夷滅。子勛死時年十一、卽葬尋陽廬山」

3 劉胡：涅陽の人。顏が黝黒で胡に似ていたので黝胡と名づけられ、後に胡とした。諸蠻を討伐して功多く、蠻人に畏怖された。傳は『宋書』卷八十四・『南史』卷四十に鄧琬の付傳としてみられる。

4 鵠渚：鵠尾渚のこと。安徽省無爲縣  
新林：江蘇省南京市の南

## 【資料】

## ・ 同話・

『太平廣記』卷百十一 報應十（出『法苑珠林』）

『繫觀世音應驗記』

『法華傳記』（大正五一・六九a）

（一澤美帆）

## 【釋文】

宋韓徽者、未詳何許人也、居于枝江。其叔幼宗、宋末爲湘州府中兵。昇明元年、荊州刺史沈攸之、舉兵東下。湘府長史庾佩玉、阻甲自守、未知所赴。以幼宗猜貳殺之、戮及妻孥<sup>\*</sup>。徽以兄子繫于郡獄、鐵木竟體、鉗梏甚嚴。須考畢情黨、將悉誅滅。徽惶迫無計、待期而已。徽本嘗事佛、頗諷誦觀世音經。於是晝夜誦經、至數百遍。方晝而鎖忽自鳴、若燒炮石瓦、爆燬之聲。已而視其鎖、灌然自解。徽懼獄司謂其解截、遽呼告之。吏雖驚異、而猶更釘鏁。徽如常諷誦。又經一日、鎖復鳴解、狀如初時。吏乃具告佩玉。玉取鎖詳視、服其通感、卽免釋之。徽今尚在、勤業殊至。

## 【校異】

于枝：支（明）　於支（四・寬）

攀：帑（宣）

期：斯（三・宮・磧・寬）

誦：讀（三・宮・磧・四・寬）

燬：咤（三・宮・磧・四・寬）

灌：鍾（宋・明・宮・磧・四・寬）

## 【訓讀】

宋の韓徽なる者、未だ何許の人なるかを詳らかにせず、枝江に居す。其の叔幼宗、宋末に湘州府中兵と爲る。昇明元年(四七七)、荊州刺史沈攸之<sup>4</sup>、兵を擧げて東下す。湘府長史庾佩玉、甲を阻みて自らを守り、未だ赴く所を知らず。幼宗の猜貳するを以い之を殺し、戮妻孥に及ぶ<sup>5</sup>。徽兄子を以て郡獄に繫がれ、鐵木<sup>6</sup>體に竟ぐ、鉗梏甚だ厳し。情黨を考畢するを須ちて、將に悉く誅滅せられんとす。徽惶迫して計ること無く、期を待つのみ。徽本と嘗に佛に事え、頗る觀

世音經を諷誦す。是に於いて晝夜經を誦して、數百遍に至る。晝に方つて鎖 忽ち自から鳴り、石瓦を燒炮するが若くにして、爆燐の聲なり。已にして其の鎖を視るに、灌然として自から解けり。徽 獄司の其の解截すと謂うを懼れて、遽かに呼びて之を告ぐ。吏は驚異すると雖も、而れども猶お更めて釘鏃す。徽 常の如く諷誦す。又た一日を経て、鎖復た鳴りて解け、狀 初の時の如し。吏乃ち具さに佩玉に告ぐ。玉鎖を取りて詳視し、其の通感に服して、即ち之を免釋す。

徽 今尙お在り、勤業殊に至れり。

### 【語釋】

1 枝江：湖北省枝江縣のあたり。

2 幼宗：史書には立傳されず未詳。昇明元年の沈攸之の反亂の直前に南中郎將・中兵參軍・臨湘令として幼宗が湘州に赴任している。反亂時には、不和の仲であった庾佩玉と争いを演じた。

『宋書』卷八三 黃回傳、『南齊書』卷二九 吕安國傳。

3 湘州府中兵：湘州府の中兵參軍のこと。中兵參軍は兩晉南北朝時代の諸公、軍府の屬僚の一つ。府中の兵曹の事務を掌り、參謀諮詢を兼ねた。

4 沈攸之：吳興武康の人。沈慶之の從父兄の子。武人として身

を立てたが、とくに顯著な軍功として、明帝の初期に晉安王劉子勳を中心とした反亂を平定したことが挙げられる。東興縣侯、ついで貞陽縣公に封ぜられた。彼は郢州・荊州刺史として軍備

の充實につとめたが、昇明元年、車騎大將軍・荊州刺史のとき朝廷に叛いて敗死した。『宋書』卷七四 沈攸之傳、『南史』卷

三七 沈攸之傳。

5 庾佩玉：史書潁川の人。庾冰の五世孫。沈攸之の反亂の際に、沈攸之が使者を派遣して共に起義することを要請されると、佩玉はこれに應じて密通したが、幼宗を殺した後に、その二心あるを以つて黃回より派遣された任候伯に殺された。『宋書』卷七

四 沈攸之傳、同書卷八三 黃回傳、『南史』卷七三 孝義上 庾沙彌傳。

6 鐵木：鐵製或いは木製の刑具。

7 鉗梏：鐵の首かせと手かせ。

### 【資料】

・ 同話・

(藤井政彥)

## 宋彭子喬

### 【釋文】

宋彭子喬者、益陽縣人也。任本郡主簿、事太子沈文龍。建元元年、以罪被繫。<sup>\*</sup>子喬少年、嘗經出家、未雖還俗、猶常誦習觀世音經。時文龍盛怒、防械稍急、必欲殺之。子喬憂懼、無復餘計。唯至誠誦經、至百餘遍、疲而晝寢。時同繫者有十許人、亦俱睡臥。有湘西縣吏杜道榮<sup>\*</sup>、亦繫在獄。乍寐乍寤、不甚得熟。忽有雙白鶴、集于子喬屏風上。有頃一鶴下、至子喬邊。時復覺如美麗人形而已。道榮起見子喬、雙械脫在腳外、而械癱猶在焉。道榮驚視始畢、子喬亦寤、共視械咨嗟。問子喬、有所夢不。喬曰、不夢。道榮如向所見說之。子喬雖知必已、尙慮獄家、疑其欲叛乃解脫、械癱更著。經四五日、而蒙釋放。琰族兄璉、親識子喬及道榮。聞二人說、皆同如此。

### 【校異】

簿・薄(磧)

末・未(篆・元)

榮・策(三・當・磧・四・寬)

癱・雍(磧・四・寬)

二・三(三・當)

### 【訓讀】

宋の彭子喬、益陽縣の人なり。本郡の主簿に任せられ、太子沈文龍に事う。建元元年(四七九)、罪を以つて繫がる。子

喬少年のとき、嘗て出家するを経て、末に還俗すと雖も、猶お常に觀世音經を誦習す。時に文龍盛んに怒り、防械稍急、必ず之を殺さんと欲す。子喬憂懼すれども、復た餘計無し。唯だ至誠に經を誦し、百餘偈に至り、疲れて晝寝す。時に同に繫がる者十許人有り、亦た俱に睡臥す。湘西縣吏杜道榮有り、亦た繫がれて獄に在り。乍ち寐て乍ち寤め、甚だ熟するを得ず。忽ち雙の白鶴有り、子喬の屏風上に集す。頃に有りて一鶴下り、子喬の邊に至る。時に復た美麗の人形の如く見えるのみ。道榮起きて子喬を見るに、雙械脱げて脚外に在り、械癱<sup>\*</sup>猶お在り。道榮驚き視て始めて畢わるに、子喬も亦た寤め、共に械を視て咨嗟す。子喬に問う、「夢みる所に有りや不や。」と。喬曰く、「夢みず。」と。道榮向きて見る所の如く之を説く。子喬必ず已みなんことを知ると雖も、尚お獄家<sup>7</sup>其れ叛して乃ち解脱せんことを欲するを疑うを慮し、械癱更に著す。四五日を経て、釋放せらることを蒙る。琰の族兄璉<sup>8</sup>、親しく子喬及び道榮を識る。二人の説を聞くに、皆同じく此の如し。

## 【語釋】

- 1 益陽縣：今湖南省漢壽縣のあたり。
- 2 本郡：もといた所在。本籍地。
- 3 主簿：官名。各署にあり、文書帳簿を管理する官。
- 4 沈文龍：未詳。
- 5 湘西縣：湖南省衡山縣のあたり。
- 6 杜道榮：未詳。
- 7 獄家：未詳。ここでは牢獄の役人の意か。
- 8 族兄璉：王琰の一族の璉。

## 【資料】

## ・同話・

『觀音慈林集』卷中 彭子喬（新纂大日本續藏經八八・九〇c）

・同文の同話・

『法華傳記』卷六 宋益陽彭子喬（大正五一・七二a）

## 趙沙門單道開

### 【釋文】

趙沙門單、或作善、字道開。不知何許人也。別傳云、燉煌人、本姓孟。少出家、欲窮栖巖谷、故先斷穀食。初進麵三年、後服鍊松脂、三十年後唯時吞小石子、石子下輒復斷酒脯雜菓。體畏風寒、唯噉椒薑。氣力微弱、而膚色潤澤、行步如飛。山神數試、未曾傾動。仙人常來、意亦不耐、每齧蒜以却之。端坐靜念、晝夜不眠。

久在抱牢、石虎建武二年自西平迎來至鄴下。不乘舟車、日行七百餘里。過南安、度一童子爲沙彌。年十三四、行亦及開。

旣至居于照德佛圖。裳服縷弊、背膊常袒。於屋內作棚閣。高八九尺、上織菅爲帳、禪于其中。絕穀七載、常御雜藥、藥有松脂<sup>\*</sup>茯苓<sup>\*</sup>之氣。善能治目疾、常周行墟野救療百姓。王公遠近贈遺累積、皆受而施散、一毫無餘。

石虎之末、逆知其亂、乃與弟子南之許昌。升平三年來至建業。復適番禺、住羅浮山、蔭臥林薄、邈然自怡。以其年七月卒。遺言露屍林裏、弟子從之。陳郡袁彥伯、興寧元年爲南海太守、與弟顥升<sup>\*</sup>、登游此嶽、致敬其骸、燒香作禮。（右六驗出冥祥記）

### 【校異】

鍊・練（三・四・碩・寬）

常・恆（三・四・碩・寬）

在・住(三・宮・四・磧・寬)  
牢・罕(三・宮・四・磧・寬)  
照・昭(三・宮・四・磧・寬)

裳服縷・裳縷龜(三・四・磧・寬) 裳縷龜(磧) 服縷(宮)

膊・嘗(三・宮・四・磧・寬)  
茯・伏(三・宮・四・磧・寬)  
升・※『晉書』卷九五「單道開傳」等は「叔」(語釋13参照)

### 【訓讀】

趙の沙門單、或いは善に作る、字は道開。何許の人なるかを知らざるなり。別傳に云う、「燉煌の人、本姓は孟なり。」と。少くして出家し、巖谷に窮栖せんと欲し、故に先ず穀食を斷つ。初め麵を進ずること三年、後に鍊松脂を服し、三十年後には唯だ時に小石子を呑み、石子下れば輒ち復た酒脯雜菓を斷つ。體風寒を畏れ、唯だ椒薑を噉う。氣力微弱にして、膚色潤澤なり、行歩は飛ぶが如し。山神數しば試すも、未だ曾て傾動せず。仙人常に來るも、意亦た耐えず、毎に蒜を齶りて以てこれを却く。端坐して念を靜め、晝夜眠らず。

久しく抱罕<sup>2</sup>に在るも、石虎が建武二年(三三六)西平<sup>3</sup>より迎え來りて鄴下<sup>4</sup>に至る。舟車に乗らず、日に行くこと七百餘里。南安<sup>6</sup>を過りて、一童子を度して沙彌と爲す。年十三四、行いも亦た開に及ぶ。

既に至りて昭徳の佛圖<sup>7</sup>に居す。裳服縷弊にして、背膊常に袒なり。屋内に棚閣を作る。高さ八九尺、上に菅を織りて帳を爲り、其の中に禪す。穀を絶つこと七載、常に雜藥を御す、藥に松脂茯苓の氣有り。善能く目疾を治し、常に墟野に周行して百姓を救療す。王公・遠近より贈遺累積するに、皆受けて施散し、一毫も餘すこと無し。

石虎の末に、逆じめ其の亂を知り、乃ち弟子と與に南のかた許昌へ之く。升平三年(三五九)來りて建業に至る。復た番禺に適き、羅浮山に住し、林薄に蘊臥して、邈然として自怡す。其の年七月を以て卒す。遺言して屍を林裏に露さしむ、弟子これに從う。陳郡の袁彥伯<sup>11</sup>、興寧元年(三六三)に南海太守と爲り、弟の顥叔<sup>13</sup>と與に、登りて此の嶽に遊び、其

の骸に致敬して、  
燒香作禮す。（右の六驗は冥祥記に出づく）

詣釋

1 別傳：『高僧傳』卷九・神異上「單道開傳」に、「單道開姓孟，燉煌人」と見え、魯迅『古小說鈎沈』は「高僧傳在佛圖調之前」と注記している。『高僧傳』は王琰以後の書物であるから、いずれにしても『高僧傳』そのものを指しているのではない。

「隋書」・「經籍志」・「史部」・「雜傳類」に「康泓撰『道人善道開傳』」が著録されており、王國良『冥祥記研究』（文史哲出版）

「九十九」にこの書を批するが、「道人喜道開傳」に即して、その著者である康泓が單道開の弟子に依しているため断定し得ない。なお、康泓が單道開の弟子に面會して行狀を聞き作つた讀が、上記『高僧傳』卷九「單道開傳」、および『法苑珠林』卷四十六・儉約篇・感應緣「單道開」に收められている。

抱罕…抱罕。現在の甘肅省臨夏市。なお底本は「抱罕」に作るが、いま諸本により訂す。

3  
石虎：後趙第三代皇帝。在位三三四—三四九。《晉書》卷一〇六·一〇七、載記第六·第七「石季龍」上·下。石勒の建國に

功を成したか  
石勒の没後  
太子・石弘を廢して自ら天王を稱  
し、延熙二年(三三五)、鄆に遷都した。性格は殘忍で豪遊を好み、土木建築や外征によって國民は疲弊し、晩年には反亂が起  
こつた。

真宗総合研究所研究紀要 第25号

4 西平：現在の青海省西寧市

の箇所が三字句と五字句になつてゐることを考えあわせても、

13 顥叔……このくだり、高麗藏を含む全てのテキストが、與弟顥升登游此獄」に作る。しかし、「晉書」卷九五（藝術）「單道開傳」、「高僧傳」卷九（神異上）「單道開傳」、「法苑珠林」卷四十六（僧行篇・感應緣）「單道開」では、「顥叔」を作っている。こ

宏傳」。『後漢紀』三十卷の著者として知られる  
興寧・興寧は東晉の年號。三六三～三六五。

袁彥伯……袁宏、彥伯是字。三二八、三七六。【晉書】卷九二袁

羅浮山：現在の廣東省廣州市增城市東北。

9 8  
番禺 : 現在の廣東省廣州市番禺區。  
升平 : 升平は東晉の年號。三五七〇三六一。  
「照德佛圖」に作るが、いま諸本により訂す。  
のことと、鄆城（現在の邯鄲市臨漳縣）にあつた。なお底本は

6  
南安：現在の甘肅省定西市隴西縣。

5  
類：現在の河北省邯鄲市臨漳縣西南部。かつて魏郡の代表的都市として榮えた。春秋時代、齊の桓公が築いたといわれ、三國魏では曹操が魏王に封ぜられ五都の一つに數えられる。後趙の石虎がこの地に遷都したほか、前燕、東魏、北齊が都としたが、北周以後は廢れた。

「升」字は「叔」字の誤寫である可能性が疑われる。よって、いま『晉書』および『高僧傳』に依つて改めた。なおこれらの

傳では弟の穎叔だけでなく、支法防という沙門も同行している。

【資料】

・同話・

『晉書』卷九十五（藝術）「單道開傳」

『高僧傳』卷九（神異上）「單道開傳」（大正五〇・三八七b）

『法苑珠林』卷十九（數僧篇・感應緣）（大正五三・四二八b）

『法苑珠林』卷四十六（儉約篇・感應緣）（大正五三・六四二a）

（稻垣淳央）

『法苑珠林』卷第二十八 神異篇第二十 感應緣

晉沙門仕行

【釋文】

晉沙門仕行者、潁川人也、姓朱氏。氣志方遠、識宇沈正、循心直詣、榮辱不能動焉。時經典未備、唯有小品。而章句闕略、義致弗顯。魏甘露五年、發迹雍州、西至于闐、尋求經藏、踰歷諸國。西域僧徒多小乘學、聞仕行求方等諸經、咸駭怪不與、曰、邊人不識正法、將多惑亂。仕行曰、經云、千載後將末、法當東流。若疑非佛說、請以至誠驗之。乃焚柴灌油、煙燄方盛。仕行捧經湊流、稽願誓曰、若果出金口、應宣布漢地。諸佛菩薩、宜爲證明。於是投經火中、騰燎移景、

既而一積煨燼、文字無毀、皮牒若故。舉國欣敬、因留供養。遣弟子法饒齋送梵本、還至陳留浚儀倉垣諸寺。出之凡九  
篇、二十萬言。河南居士竺<sup>22</sup>叔蘭、練解方俗、深善法味、親共傳譯。今放光首品是也。仕行八十乃亡、依闍維之。火滅經  
日、屍形猶全。國人驚異、皆曰、若真得道、法當毀壞。應聲碎散、乃斂骨起塔。慧志道人先師相傳、釋公亦具載其事。<sup>\*</sup>

## 【校異】

仕行沙門：沙門仕行（元・明・四）

循修（三・宮・磧・四）

千載後・千載（三・宮・磧）

淚流：涕淚（三・宮・磧）

梵胡（宋・宮・磧）

事：事也（宮・磧・四）

## 【訓讀】

晉の仕行沙門は、穎川の人なり、姓は朱氏なり。氣志方遠にして、識字沈正、修心して直ちに詣り、榮辱も動かす能  
わざ。時に經典未だ備わらず、唯だ小品有るのみ。而れども章句闕略して、義致顯らかならず。魏の甘露五年、迹を雍  
州に發し、西のかた于闐<sup>8</sup>に至り、經藏<sup>9</sup>を尋求し、諸國を踰歷す。西域の僧徒小乘學多し、仕行の方等の諸經を求むるを  
聞くに、咸な駭怪して與えず、曰く、「邊人正法を識らず、將て惑亂多し」と。仕行曰く、「經に云う、『千載の後將に末  
ならんとす、法當に東流すべし』と。若し佛說にあらざるを疑わば、至誠を以て之を驗さんことを請う」と。乃ち柴を  
焚きて油を灌ぐ、煙焰方に盛んなり。仕行 經を捧じて湧流し、稽顙して誓いて曰く、「若し果して金口<sup>18</sup>より出づれば、  
應に漢地に宣布せん。諸佛菩薩、宜しく證明を爲すべし」と。是に於て經を火中に投じ、騰燎すること景を移し、既に  
して一積の煨燼たるも、文字毀つ無く、皮牒故の若し。國を擧げて欣敬し、因て留めて供養す。弟子の法饒をして梵本<sup>20</sup>  
を齋送せしむ、還りて陳留浚儀倉垣<sup>23</sup>の諸寺に至る。之を出すこと凡そ九十篇、二十萬言なり。河南居士竺<sup>22</sup>叔蘭、方俗を  
練解し、深く法味を善くし、親ら共に傳譯す。今の放光首品是なり。仕行 八十にして乃ち亡す、依りて之を闍維す。火

滅して日を経るも、屍形猶お全し。<sup>31</sup>國人驚異して、皆曰く、「若し眞に道を得れば、法として當に毀壞すべし」と。聲に應じて碎け散る、乃ち骨を收めて塔を起つ。慧志道人先師相い傳え、釋公も亦た具に其事を載す。

## 【語釋】

- 1 晉沙門仕行者：諸本名前が異なる（附表参照）。僧講を始めた人物といわれる。（『大宋僧史略』卷上）
- 2 順川：現在の河南省許昌市あたり。
- 3 修心：心性を修養すること。諸本に従い、「循」を「修」に改めた。
- 『魏書』卷百十四 釋老志「故其始修心則依佛、法、僧、謂之三歸、若君子之三畏也」
- 4 榮辱：さかえとはずかしめ。名譽と恥辱。『易經』繫辭上「言行、君子之樞機、樞機之發、榮辱之主也」
- 5 小品：小品般若經。支婁迦讖譯（七九年）の道行般若經（十卷三十品）のこと。（大正八・四二五a）
- 6 魏甘露五年：魏の高貴鄉公（在位二五四～二五九）の年號。西暦二六〇年。
- 7 雍州：現在の陝西・甘肅省の大部分を占める地域をさす。
- 8 于闐：西域の國名。ホータン。今的新疆ウイグル族自治區の和田市。
- 9 經藏：佛所説の經典を該攝していく。「道行般若經」卷第十「當持授與菩薩摩訶薩是諸佛經藏」（大正八・四七八a）
- 10 西域僧徒多小乘學：いつからかはつきりしないが、この地方
- 11 ○『定本中國佛教史』I 任繼愈主編 柏書房 一九九二年 第三章 後漢・三國時代の佛教 二二九頁
- 12 方等：方は方正、等は平等。大乘經の通名。
- 13 駭怪：おどろく。
- 14 正法：正しい教義。
- 15 經云、千載將末、法當東流：『辯正論』卷第五に「須那經云。吾後千歲法當東流。王及人民奉戒修善」（大正五一・五一四b）とある。「須那經」は不詳。
- 16 渚流：渚は涕に同じ。なみだ。
- 17 稽額：額を地につけて敬禮する。ぬかづく。喪時や賓客を拜する場合におこなう。『禮記』檀弓下第四「拜稽額、哀戚之至隱

- 18 金口：如來の口舌。また、その説いた教え。如來の身相は金色なればその口舌を金口といい、また如來の口舌は金剛の如く堅固不壞なれば金口という。『大方廣佛華嚴經』卷第六十六「受持一切如來正法。」（略）：何況如來金口所說。爾所劫中。受持一切如來法海。」（大正一〇・三五九a-b）
- 19 移景：一定の時間がすぎること。移影。『魏書』卷六十三 王肅傳「高祖嗟納之、促席移景、不覺坐之疲淹也」
- 20 法饑：弗如檀のこと。弗は不ともかく。晉名が法饑という。太康三（二八二）年に胡本を他の十人と共に、中國にもたらした。（『出三藏記集』卷第七 放光經記第三（大正五五・四七c）
- 21 梵本：梵本とは梵字で書かれた書物をいう。于闐・龜茲・焉耆などの地方の遺跡から、梵語で書かれた佛典のほか、それぞれその地方の言語に翻譯された經典が發見されている。このことからこの地方における佛教の經典は、決して梵語の原典のままでおこなわれたものではなく、それぞれ西域の諸地方の言葉に翻譯され、讀誦されていたと考えられる。（參照・前出、羽田亨著『西域文明史概論・西域文化史』三三二頁）
- 22 陳留：現在の河南省開封市と新鄉市との東南地域。
- 23 渤儀：現在の河南省開封市。
- 24 倉垣：現在の河南省開封市の東北あたりに倉垣城があった。
- 25 諸寺：『出三藏記集』『高僧傳』『歷代三寶紀』『古今譯經圖紀』には「水南寺」とある。『出三藏記集』卷七に水南寺とは別に「至
- 18 也、稽類隱之甚也」
- 26 凡九十篇、二十萬言：諸本篇數等が若干異なる。次頁の附表とあり、宋には「開寶寺」となつてゐたようである。
- 27 參照。
- 28 河南居士竺叔蘭：祖父の婁陀はもと天竺の人。父の達摩戶羅の時河南に居し、竺叔蘭が生まれる。漢語と胡語に通じていたといふ。竺叔蘭が水南寺で放光般若經を譯出したのは元康元（二九一）年。『出三藏記集』卷第十三に傳あり。
- 29 法味：佛教のおもむき。妙法の滋味。『大般涅槃經』卷二十四欲服無上甘露法味般若波羅蜜（大正一二・五〇八b）
- a) 放光首品：大品般若經ともいう。二十卷九十品（大正八・一
- 30 閻維：荼毘に同じ。僧の死骸を火葬に附すこと。
- 31 依闍維之。火滅經日、屍形猶全：『古小說鈎沈』では「依闍維之火滅。經日屍形猶全（闍維の火滅に依れども、日を経て屍形猶お全し）」としているが、『出三藏記集』卷十三には「依西方闍維法。薪盡火滅而尸骸猶全」とあり、『高僧傳』卷四では「依西方法闍維之。薪盡火滅。屍猶能全」とあるので、この場合「依闍維之（依りて之を闍維す）」と読み、「（西域の方法に）依つて土行の死體を荼毘に附した」と解釋するのが適當であろう。

## 『法苑珠林』の総合的研究

(語釋 26 附表)

慧志道人：不詳  
33 32

釋公：釋道安（三一二～三八五）のことか。姓は衛氏、常山扶柳の人。十二歳の時に出家し、一生を通じて般若經を研究した。放光般若經を講じていたこと也有った。晉の太元十年に七十二歳で卒す。『綜理衆經目錄』一卷を選述。『高僧傳』卷第五

義解二に傳あり。（大正五〇・三五一c～三五四a）  
また『北山錄』卷第三に「先是釋公亡（釋公即道安）堅臨慟（哀過曰慟）曰。吾其未濟也」（大正五二・五八九a）とある。唐中期（九世紀初めごろ）神清選述 慧寶注

【資料】

・参考資料・

- 『出三藏記集』卷第二「放光經」、卷第七「放光經記第三」「朱士行」、卷第十三「朱士行傳第五」  
『高僧傳』卷第四 義解一「朱士行傳」  
『歷代三寶紀』卷第六「放光般若經」「朱士行」  
『集神州三寶感通錄』卷下「沙門朱士行」（三本は朱士衡につくる）  
『古今譯經圖紀』第二  
『法苑珠林校注』卷第十八「沙門朱士行」  
『開元釋教錄』卷第二  
『大品經遊意』  
『貞元新定釋教目錄』卷第四  
『大宋僧史略』卷上  
『佛祖統紀』卷第三十五  
『三寶感應要略錄』卷中  
『釋氏稽古略』卷第一「朱士衡」  
『神僧傳』卷第一「朱士行」  
『隋書』卷三十五 經籍志四

(早川智美)

## 晉沙門耆域

## 【釋文】

晉沙門耆域者、天竺人也。自西域浮海而來。將游關雒、達舊襄陽、欲寄載船北渡。船人見梵沙門衣服弊陋、輕而不載。比船達北岸、耆域亦上、舉船皆驚。域前行、兩虎迎之、弭耳掉尾、域手摩其頭、虎便入草。於是南北岸奔往請問、域曰、無所應答。及去、有數百人追之、見域徐行、而衆走猶不及。

惠帝末、域至雒陽、雒陽道士悉往禮焉、域不爲起。譯語譏其服章曰、汝曹分流佛法、不以真誠、但爲浮華、求供養耳。  
見雒陽宮、曰、忉利天宮、旁鬢似此。當以道力成就、而生死力爲之、不亦勤苦乎。沙門支法淵竺法興並年少後至、域爲  
起立。法淵作禮訖、域以手摩其頭曰、好菩薩、羊中來。見法興入門、域大欣笑、往迎作禮、捉法興手、舉著頭上曰、好  
菩薩、從天人中來。

尚方中有一人廢病數年垂死、域往視之、謂曰、何以墮落、生此憂苦。下病人於地、臥單席上、以應器置腹上、紵布覆  
之。梵唄三偈訖、爲梵呪可數千語。尋有臭氣滿屋、病人曰、活矣。域令人舉布、見應器中如汙泥者。病人遂差。

長沙太守滕永文先頗精進。時在雒陽、兩脚風攀經年。域爲呪、應時得申、數日起行。雨水寺中有思惟樹、先枯死、域  
向之呪、旬日樹還生茂。時寺中有竺法行、善談論、時以比樂令。見域稽首曰、已見得道證、願當稟法。域曰、守口攝意  
身莫犯、如是行者度世去。法行曰、得道者當授所未聞。斯言八歲沙彌亦以之誦、非所望於得道者。域笑曰、如子之言、  
八歲而致誦、百歲不能行。人皆知敬得道者、不知行之卽自得。以我觀之易耳。妙當在君、豈惱未聞。

京師貴賤贈遺衣物、以數千萬億、悉受之。臨去、封而留之、唯作幡八百枚、以駱駝負之、先遣隨估客、西歸天竺。又

持法興一納袈裟隨身、謂法興曰、此地方大爲造新之罪、可哀如何。域發、送者數千人。於雒陽寺中中食訖、取道。人有期日發長安來、見域在長安寺中。又域所遣估客及駱駝奴達燉煌河上、逢估客弟於天竺來、云、近燉煌寺中見域。弟子濕<sup>\*</sup>登者、云、於流沙北邊域、言語款曲。計其旬日、又域發雒陽時也。而其所行蓋已萬里矣。

## 【校異】

雒：洛（三・宮・四・寬・磧）

渡：度（磧）

梵：胡（磧）

船：般（磧）

兩虎：有兩虎（三・宮・四・寬・磧）

著：箬（明・四・寬）

差：瘥（三・宮・四・寬・磧）

雨：滿（元・明・四・寬）

萬億：億萬（三・宮・四・寬・磧）

幡：旛（四・寬）

期：其（元・明・四・寬）

日：臼（磧）

濕：潔（三・宮・四・寬・磧）

## 【訓讀】

晉の沙門耆域なる者は、天竺の人なり。西域より海に浮かびて來たる。將に關雒に游ばんとして、舊襄陽に達り、船に寄載して北渡せんと欲す。船人 梵沙門の衣服弊陋なるを見、輕んじて載せず。船の北岸に達るに比びて、耆域亦た上る、船を擧げて皆驚く。域前行するに、兩虎之を迎え、耳を弭れ尾を掉う、域手ずから其の頭を摩すれば、虎便ち草に入る。是に於て南北岸奔往して請問するも、域曰く、「應答する所無し。」と。去るに及びて、數百人之を追う有り、域徐行するを見、衆走れども猶お及ばず。

惠帝の末、域雒陽に至り、雒陽の道士悉く往きて焉に禮するも、域爲に起たず。譯語もて其の服章を譏りて曰く、<sup>1</sup>

「汝曹 佛法を分流するに、眞誠を以てせず、但だ浮華を爲し、供養を求むるのみ。」と。雒陽宮を見て、曰く、「忉利天の宮、髪鬢として此に似たり。當に道力を以て成就すべけんも、而るに生死力もて之を爲すは、亦た勤苦ならざるか。」と。沙門支法淵・竺法興<sup>2</sup> 竝びに年少にして後に至る、域爲に起立す。法淵 禮を作し訖りて、域 手を以て其の頭を摩でて曰く、「好菩薩、羊中より來たる。」と。法興 門に入るを見るや、域大いに欣び笑い、往きて迎え禮を作し、法興の手を捉え、頭上に舉著して曰く、「好菩薩、天人中從り來たる。」と。

尙方中<sup>3</sup> 一人の廢病すること數年 死に垂とする有り、域 往きて之を視、謂いて曰く、「何を以て墮落して、此の憂苦を生ぜし。」と。病人を地に下し、單席上に臥せしめ、應器<sup>4</sup> を以て腹上に置き、紵布もて之を覆う。梵唄三偈訖わり、梵呪を爲すこと數千語ばかり。尋いで臭氣屋に満つる有り、病人曰く、「活きたり。」と。域 人をして布を擧げしむれば、應器中に汙泥の如き者を見る。病人遂に差ゆ。

長沙太守膝永文<sup>5</sup> 先に頗る精進す。時に雒陽に在り、兩脚風じゆれ撃かまりて年を経たり。域 呪を爲せば、時に應じて申ぶるを得、數日にして起ちて行く。雨水寺中に思惟樹有り、先に枯死せるも、域 之に向いて呪するに、旬日にして樹還た生茂す。時に寺中に竺法行<sup>7</sup> 有り、善く談論す、時に以て樂令<sup>8</sup> に比ぶ。域を見るに稽首して曰く、「已に得道の證を見る、願わくは當に法を稟くべし。」と。域 曰く、「口を守り意を攝め身犯す莫れ、是の如く行う者は世を度し去らん。」と。法行曰く、「得道の者は當に未だ聞かざる所を授くべし。斯の言は八歳の沙彌も亦た之を以て誦す、得道の者に望む所には非ず。」と。域 笑いて曰く、「子の言の如く、八歳にして誦を致すとも、百歳にして行う能わづ。人皆得道の者を敬うを知るも、之を行わば即ち自得するを知らず。我を以て之を觀るに易なるのみ。妙は當に君に在るべし、豈に未だ聞かざるを懼うらまんや。」と。

京師の貴賤 衣物を贈遺すること、數千萬億を以てし、悉く之を受く。去るに臨みて、封して之を留め、唯だ幡八百枚を作りて、駱駝を以て之を負わしめ、先ず估客に隨わしめて、西のかた天竺に歸る。又た法興が一納の袈裟をして身

に隨え、法興に謂いて曰く、「此の地方に大いに造新の罪を爲す、哀しむべきこと如何。」と。域發つに、送る者數千人なり。雒陽寺中に於て中食訖わり、道を取る。人の日を期して長安を發ち来る有り、域の長安寺中に在るを見る。又た遣る所の估客及び駱駝奴 燉煌河上に達り、估客の弟 天竺より來たるに逢えり、云う、「近ごろ燉煌寺中に域を見る。」と。弟子濕登なる者、云う、「流沙の北に域と逢えり、言語すること款曲なり。」と。其の旬日を計るに、又た域 離陽を發ちし時なり。而わち其の行く所 蓋し已に萬里なり。

## 【語釋】

譯語：異域の言語。

- 1 支法淵・竺法興：ともに「高僧傳」于法蘭傳に名が見える。
- 2 「又有竺法興・支法淵・于法道。與蘭同時比德。興以治見知名、淵以才華著稱、道以義解馳聲矣。」（『高僧傳』卷四、于法蘭、大正五〇・三五〇a）
- 3 尚方：宮廷において、刀劍や器物、寶玉を扱う部署。「中尚署、周官爲玉府。秦置尚方令、漢因之。後漢主作手工作、御刀劍、玩好器物及寶玉作器。」（漢末分尚方爲中左右三尚方。魏晉因之。）（『通典』卷二七、職官典、諸卿下、少府監）
- 4 應器：鉢のこと。「鉢多羅、此云應器。發軫云、應法之器也。」（『翻譯名義集』卷七）
- 5 滕永文：『晉書』杜弢傳に名が見える。「元帝命征南將軍王敦、荊州刺史陶侃等討之、前後數十戰、弢將士多物故、於是請降。帝不許。弢乃遺應齋書曰、『欲遣滕永文、張休豫詣大府備列
- 6 思惟樹：菩提樹のこと。「菩提樹、出摩伽陀國、在摩訶菩提樹寺、蓋釋迦如來成道時樹、一名思惟樹。」（『太平廣記』卷四〇六、引『酉陽雜俎』）
- 7 竺法行：「高僧傳」竺法乘傳、于道邃傳等に名が見える。「乘同學竺法行・竺法存、並山棲履操、知名當世矣。」（『高僧傳』卷四、竺法乘、大正五〇・三四七c）「近洛中有竺法行、談者以方樂令。」（『高僧傳』卷四、于道邃、大正五〇・三五〇b）
- 8 樂令：樂廣のこと。「王隱晉書曰、樂廣爲尚書令。」（『藝文類聚』卷四八、職官部四、尚書令）「樂廣字彥輔、南陽淯陽人也。」（性沖約、有遠識、寡嗜慾、與物無競。尤善談論、每以約言析理、以厭人之心、其所不知、默如也。」（『晉書』卷四三、樂廣傳）

【資料】

・同話・

『集神州三寶感通錄』卷下（大正五二・四三一c）

・同文的同話・

『高僧傳』卷九（神異上）「耆域」（大正五〇・三八八a）

（乾  
源俊）

晉沙門佛調

【釋文】

晉沙門佛調、不知何國人。往來常山積年、業尙純朴、不表辭飾、時咸以此重之。

常山有奉法者兄弟二人、居去寺百里、兄嫂病甚篤、載出寺側、以近醫藥。兄旣奉調爲師、朝晝常在寺中、諮詢行道。

異日、調忽往其家、弟具問嫂所苦、并審兄安否。調曰、病者粗可、卿兄如常。調去後、弟亦策馬繼往、言及調且來。兄驚曰、和尚旦初不出寺、汝何容相見。兄弟爭問調、調笑而不答、咸共異焉。

調或獨入深山、一年餘半、齋乾飯數斗、還常有餘。

有人。常隨調山行數十里、天暮大雪。調入石穴虎窟中宿。虎還橫臥窟前。調語曰、我奪汝居處、有愧如何。虎弭耳下山。隨者駭懼。

調自剋亡期、遠近悉至。乃興訣曰、天地長久、尙有崩壞、豈況人物、而欲永存。若能盡除三垢、專心真淨、形數雖乖、而神會必同。衆咸淚流。調還房端坐、以衣蒙頭、奄然而終。

終後數年、調白衣弟子八人、入西山伐材、忽見調在高巖上、衣服鮮明、姿儀暢悅。皆驚喜作禮問、和尚尙在此耶。答

曰、吾常自在耳。具問知故消息、良久乃去。八人便捨事還家、向同法者說、衆無以驗之。共發塚開棺、不見其屍。<sup>\*</sup>

【校異】

飾：飭（四・寬・磧）

嫂：婦（三・宮・四・寬・磧）

嫂：姪（三・宮・四・寬・磧）

粗：麤（四・寬）

和尚：和上（宋・元・宮・磧）

餘半：半歲（三・宮・四・寬・磧）

費：齋（天正・四・寬）※異體字か

斗：升（三・宮・四・寬・磧）

常：恆（四・寬・磧）

常：嘗（三・宮・四・寬・磧）

興：與（朗・四・寬）

湊：涕（三・宮・四・寬・磧）

材：林（宋・元・宮・磧）木（朗・四・寬）

和尚：和尙（朗・四・寬）

塚：冢（磧）

【訓讀】

晉の沙門佛調は、<sup>いざこ</sup>何の國の人なるかを知らず。常山に往來すること積年、業は純朴を尙び、辭飾を表さず、時に感此を以て之を重んず。

常山に奉法の者の兄弟二人有りて、居は寺を去ること百里、兄の嫂病甚はだ篤く、寺の側に載出し、以て醫藥に近づかしむ。兄既に調を奉じて師と爲し、朝晝常に寺中に在りて、諮詢行道す。異日、調忽として其の家に往き、弟具に嫂の苦しむ所を問い合わせ、并せて兄の安否を審かにせんとす。調曰く、「病は粗ぼ可にして、卿の兄は常の如し。」と。調去りて後、弟亦た馬に策ちて繼いで往き、言調の旦に來たるに及ぶ。兄驚きて曰く、「和尚旦初より寺を出でず、汝何ぞ容に相い見るべけんや。」と。兄弟争い調に問うに、調笑いて答えず、咸共に焉を異とす。

調或いは獨り深山に入り、一年餘半に、乾飯數斗を賣つのみなるに、還りては常に餘り有り。

人有り。常に調に隨い山行すること數十里にして、天暮れ大いに雪ふる。調石穴の虎窟中に入りて宿す。虎還りて窟前に横臥す。調語りて曰く、「我汝の居處を奪う、愧有ること如何。」と。虎耳を弭れ山を下る。隨う者駭懼す。

調自ら亡期を剋すに、遠近悉く至る。乃ち與に訣して曰く、「天地長久なるも、尙お崩壊する有り、豈に況んや人物をや、而るに永く存するを欲するか。若し能く三垢<sup>7</sup>を盡除し、心を眞淨に専らにせば、形數乖くと雖も、神會すること必ず同じうせん。」と。衆咸涙（涕）流す。調房に還り端坐し、衣を以て頭を蒙い、奄然として終る。

終りて後數年、調の白衣の弟子八人、西山に入りて材を伐るに、忽として調の高巖上に在りて、衣服鮮明にして、姿儀暢悅なるを見る。皆驚き喜び禮を作して問う、「和上尙お此に在りや。」と。答えて曰く、「吾常に自ずから在るのみ。」と。具に知故の消息を問い合わせ、良や久しくして乃ち去る。八人便ち事を捨て家に還り、同法の者に向かいて説くに、衆以て之を驗する無し。共に塚を發<sup>あば</sup>き棺を開くに、其の屍を見ず。

## 【語釋】

- 1 佛調：『梁高僧傳』によれば、竺<sup>1</sup>佛調。佛圖澄の弟子。漢に嚴佛調なる人物がいるが別人。『梁高僧傳』以外の傳記資料は以下とのおり。『感通錄』卷三、『釋氏六帖』卷十一、『神僧傳』卷一、『六學僧傳』卷二十九、『佛祖綱目』卷二十四。
- 2 不知何國人：『梁高僧傳』によれば、天竺の人。
- 3 常山：郡名。漢、置く。今、河北省正定縣の南。
- 4 諮詢…といはかる。ばかりとう。意見をたずねる。咨詢。諮詢。
- 5 行道：道を行ふをいう。『無量壽經』下「行道進德」。
- 6 天地長久（以下）：参考 宋・袁文撰『甕牖閒評』卷八（『叢書集成新編』第十一冊總類考據）
- 7 三垢：三毒の異名。貪瞋癡なり。『無量壽經』下「消除三垢冥。廣濟衆厄難。」
- 8 專心：心を専らにする。心を一つのことに向ける。専念。心を專一にして餘念を雜えざること。『孟子』告子・上「不專心致志、則不得也。」、『教行信證』二「云專心者卽一心。形無二心也。」
- 9 白衣：在家のこと。インドでは一般に鮮白の衣を貴び僧侶以外の人はすべて白衣を用いたことから在家の人を指して白衣といい、これに對して佛教沙門を縉衣、染衣という。

## 【資料】

同文的同話・

『高僧傳』(卷九・神異上)「晉常山竺佛調」(大正五〇・三八七c)

『集神州三寶感通錄』(卷下)「竺佛調」(大正五二・四三一c)

『釋氏六帖』(卷十一)

『神僧傳』(卷一)「佛調」(大正五〇・九五四a)

『六學僧傳』(卷二十九)

『佛祖綱目』(卷二十四)

(佐藤義寛)

## 晉捷陀勒

## 【釋文】

晉捷陀勒、不知何國人也。嘗游雒邑、周歷數年。雖敬其風操、而莫能測焉。後語人曰、盤鷗山中有古塔寺。若能修建、其福無量。衆人許之、與俱入山。既至、唯草木深蕪、莫知基朕。勒指示曰、此是寺基也。衆試掘之、果得塔下石礎。復示講堂、僧房、井竈。開鑿尋求、皆如其言。於是始疑其異。寺既修復、勒爲僧主。去雒百里、每朝至雒邑、赴會聽講、竟輒乞油一鉢、擎之還寺。雖復去來早晚、未曾失中哺之期。有人日能行數百里者。欲隨而驗之、乃與俱發<sup>\*</sup>。此人馳而不及、勒顧笑曰、汝執吾袈裟、可以不倦。既持衣後、不及移晷、便已至寺。其人休息、數日乃還、方悟神人。後不知終。

## 【校異】

雒・洛(三・音・四・寬)

鷗・組(磧・四・寬)

復：□（眞・當・磧・四・寬）  
哺・脯（宋・當・磧）

發：□（宋・當・磧・四・寬）

### 【訓讀】

晉の捷陀勒<sup>1</sup>は、何れの國の人かを知らざるなり。嘗て雒邑に遊び、周歷すること數年。其の風操を敬うと雖も、能く焉れを測ることなし。後に人に語りて曰く、「盤鷗山中に古塔寺有り。若し能く修建すれば、其の福無量なり。」と。衆人之れを許し、與俱に入山す。既に至るも、唯だ草木のみ深蕪<sup>3</sup>たりて、基朕<sup>4</sup>を知るなし。勒<sup>5</sup>指示して曰く、「此れは是れ寺基なり。」と。衆試みに之れを掘れば、果して塔下の石礎<sup>4</sup>を得たり。復た講堂、僧房、井籠を示す。開鑿し尋求するに、皆其の言の如し。是に於いて始めて其の異なるを疑う。

寺既に修復し、勒<sup>5</sup>僧主と爲る。雒を去ること百里、毎朝雒邑に至りて、會に赴き<sup>6</sup>講を聽き、竟りて輒ち油一鉢を乞いて、之れを擎げて寺に還る。復た去來早晚ありと雖も、未だ曾て中哺の期を失わず。人の日に能く數百里を行く者有り。隨いて之れを驗せんと欲し、乃ち與俱に發す。此の人馳すも及ばず、勒顧みて笑いて曰く、「汝<sup>7</sup>吾が袈裟を執れば、以て倦れざる可し。」と。既に衣の後を持てば、移晷<sup>7</sup>に及ばず、便ち已に寺に至れり。其の人休息し、數日にして乃ち還り、方めて神人なるを悟る。後終るところを知らず。

### 【語釋】

1 捷陀勒：『高僧傳』卷十に傳あり。『高僧傳』に記載されるものと『法苑珠林』の本文とは、細かな文字の異同を除けば、同一のものである。

2 盤鷗山：未詳。『高僧傳』は山の名を「槃鷗山」とするが、や

はり未詳。

3 深蕪：深く雑草が茂つて荒れること。『北史』儒林傳序に「南人約簡、得其英華。北學深蕪、窮其枝葉。」とある。

4 石礎：房柱の下の基石。『抱朴子』自敍に「受爵即第、爲驃騎

【訓讀】

【校異】

大・太(三・當・磧・四・寬)  
現・見(宋・明・當・磧・四・寬)

嘆・歎(大正・四・寬)  
矣・□(三・當・磧・四・寬)

【釋文】

晉抵世常、中山人也。家道殷富。<sup>\*</sup>大康中、禁晉人作沙門。世常奉法精進、潛於宅中起立精舍、供養沙門。于法蘭亦在焉。僧衆來者、無所辭却。有一比丘。姿形頑陋、衣服塵弊、跋涉塗濘、來造世常。常出爲作禮、命奴取水、爲其洗足。比丘曰、世常應自洗我足。常曰、年老疲瘞、以奴自代。比丘不聽。世常竊罵而去。比丘便現神足、變身八尺、顏容瓌偉、飛行而去。世常撫膺悔嘆<sup>\*</sup>、自撲泥中。時抵家僧尼及行路者五六十人、俱得望視、見在空中數十丈上、了了分明。奇芬異氣、經月不歇。法蘭卽名理法師見宗者也。有記在後卷傳。蘭以語於弟子法階。階每說之、道俗多聞矣。

晉抵世常

5 僧主：『高僧傳』では「寺主」とするので、ここでは「住職」と解釋する。  
6 赴會：會合に出席する。蔡邕「陳太丘碑文」に「前後赴會。」

7 移晷：多くの時間を経ること。班固「西京賦」に「自日未及移其晷、已彌其十七八。」とある。  
(福井 敏)

晉の抵世常<sup>1</sup>は、中山の人なり。家道殷富なり。太康中（二八〇—二八九）に、晉人の沙門と作るを禁ず。<sup>2</sup>世常法を奉じ精進して、潛かに宅中に於て精舍を起立して、沙門を供養す。于法蘭も亦た焉に在り。僧衆來たる者あれば、辭却する所無し。一比丘有り。姿形頑陋、衣服塵弊にして、塗薄を跋渉し、來たりて世常に造る。常出でて爲に禮を作し、奴に命じて水を取り、其れが爲に足を洗わしむ。比丘曰く、「世常應に自ら我が足を洗うべし。」と。常曰く、「年老いて疲瘞すれば、奴を以て自らに代わらしめん。」と。比丘聽さず。世常竊かに罵りて去る。比丘便ち神足を現わして、身を八尺に變じ、顏容瓌偉にして、飛行して去る。世常膺を撫ちて悔嘆し、自ら泥中に撲つ。時に抵家の僧尼及び行路者五六十人、俱に望視することを得、空中數十丈の上に在りて、了了分明なるを見たり。奇芬異氣、月を經て歟ます。法蘭は即ち名理の法師として宗とせられし者なり。記有り後卷の傳に在り。蘭以て弟子法階に語る。階毎に之を説き、道俗多く聞けり。

## 【語釋】

## 【資料】

## ・同話・

『集神州三寶感通錄』卷下（大正五三・四三二a）

『法苑珠林』卷五四 惇慢篇第六十一 述意部第一（大正五三・六九四c）

## ・参考資料・

『高僧傳』卷四 義解一 于法蘭（大正五〇・三四九c）

（若槻俊秀）

## 宋程徳度

### 【釋文】

宋程徳度、武昌人。父道慧廣州刺史。<sup>\*</sup>度爲衛軍臨川王行參軍、時在尋陽。屋有燕窯。<sup>\*</sup>夜見屋裏、忽然自明、有一小兒、從窯而出。長可尺餘、潔淨分明。至度牀前曰、君卻後二年、當得長生之道。儻然而滅。<sup>\*</sup>德度甚祕異之。元嘉十七年、隨王鎮廣陵。遇禪師釋道恭、因就學禪、甚有解分。到十九年春、其家武昌空齋、忽有殊香。芬馥達于衢路、闔境往觀。三日乃歇。(右六出冥祥記)

### 【校異】

慧・惠(ニ・宮・磧・四・寬)

度・廣(ニ・宮・磧・四・寬)

窯・巢(明・四・寬)

徳・得(四)

六・六驗(明・四・寬)

### 【訓讀】

宋の程徳度<sup>1</sup>は、武昌<sup>2</sup>の人なり。父道慧<sup>3</sup>は廣州<sup>4</sup>の刺史なり。度は衛軍臨川王<sup>5</sup>の行參軍と爲りて、時に尋陽<sup>6</sup>に在り。屋に燕の窯有り。夜に屋裏、忽然として自から明るく、一小兒の、窯より出づる有るを見る。長尺餘<sup>7</sup>可<sup>8</sup>、潔淨分明なり。度の牀前に至りて曰く、「君却後二年にして、當に長生の道を得べし」と。儻然として滅す。徳度甚だ祕かに之を異しむ。元嘉十七年、王の廣陵に鎮するに隨う。禪師釋道恭に遇いて、因りて就きて禪を學び、甚だ解分有り。十九年の春に到りて、其の家の武昌の空齋に、忽ち殊香有り。芬馥衢路に達し、闔境往きて觀る。三日にして乃ち歇む。(右六は冥祥記)

(祥記に出づ)

【語釋】

- 1 程徳度：傳無し。なお、この話に類似するものが『太平御覽』にも引かれているが、典據は『宣驗記』となつていて、武昌：湖北省武汉市。

- 2 父道慧：程道慧。『宋書』では程道惠。『宋書』文帝紀によれば、元嘉五年（四二八）六月に、江夏内史から廣州刺史となる。

- 3 『法苑珠林』卷五十五に引かれる『冥祥記』によれば、字は文

- 和、武昌の人。代々五斗米道を信奉し、佛教を信じていなかつた。太元十五年（三九〇）に病死したが、數日して生き返り、あの世で一人の比丘に助けられたという、地獄巡りの話しづる。元嘉六年（四二九）に、六十九歳で卒す。また、『辯正論』卷七の「文和得蘇傾誠奉佛」の注にも、出『宣驗記』として、

- 4 廣州：州名。廣東省と廣西チワン族自治區の地にあたる。  
5 衛軍臨川王：臨川王は劉義慶（四〇三・四四四年）のこと。  
6 審陽：江西省九江市。

- 7 元嘉十七年、隨王鎮廣陵：元嘉十七年は四四〇年。『宋書』文帝紀によれば、劉義慶はこの年の十月に、南兗州刺史となつたのは、元嘉十六年（四三九）夏四月のことである。

- 8 禪師釋道恭：未詳。

【資料】

・同話・

- 『太平御覽』卷九百二十二・羽族部九・鷲・宣驗記

・参考資料・

- 『辯正論』卷七・信毀交報篇第八（大正五二・五三九a）

- 『法苑珠林』卷五十五・破邪篇・感應緣・捨邪歸正第六・晉程道慧（大正五三・七〇九a）  
『宋書』卷五・文帝紀

(嘉村  
誠)

『法苑珠林』卷三十二 眠夢篇 感應緣

宋陳秀遠

釋文

宋陳秀遠者，穎川人也。嘗爲湘州西曹，客居臨相縣。少信奉三寶，年過耳順，篤業不衰。宋元徽二年七月中，於昏夕閒，閑臥未寢。歎念萬品死生，流轉無定，自惟己身將從何來，一心祈念，冀通感夢。時夕結陰，室無燈燭。有頃見枕邊如熒火者，冏然明照，流飛而去。俄而一室盡明，爰至空中，有如朝晝。秀遠遽起坐，合掌喘息，頃見中庭四五丈上有一橋閣焉。欄檻朱采，立於空中。秀遠了不覺升動之時，而已自見平坐橋側。見橋上土女往還墳衢，衣服莊束，不異世人。末有一嫗，年可三十許，上著青襖，下服白布裳，行至秀遠，左邊而立。有頃復有一婦人，通體衣白布，爲偏明髻，手持華香，當前而立。語秀遠曰、汝欲睹前身，卽我是也。以此華供養佛，故得轉身作汝。迴指白嫗曰、此卽復是我先身也。言畢而去。去後橋亦漸隱。秀遠忽然不覺還下之時，光亦尋滅去。

校異

穎	顯	(四 · 寬)
相	湘	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)
熒	螢	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)
息	念	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)
頃	頂	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)
故	故故	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)
欄	又欄	(寬 · 碩 · 四 · 寬)
采	彩	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)
莊	粧	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)
庭	寧	(三 · 寬 · 碩 · 四 · 寬)

去・也（三・曾・積・四・寛）

### 【訓讀】

宋の陳秀遠なる者、穎川の人なり。嘗て湘州西曹<sup>2</sup>と爲り、臨相縣<sup>3</sup>に客居す。少くして三寶を信奉し、年耳順を過ぐるも、篤業衰えず。宋の元徽二年（四七四）七月中、昏夕の間に於いて、閑臥<sup>4</sup>して未だ寝ず。萬品の死生、流轉して定むる無きを歎念し、自ら己身の將た何づこより来るかを惟い、一心に祈念して、通じて夢に感せんことを冀う。時に夕べ陰を結び、室に燈燭無し。頃く有りて枕邊に熒火の如き者を見るに、罔然として明照し、流飛して去る。俄にして一室盡く明るく、爰に空中に至るまで、朝晝の如くなること有り。秀遠遽かに起坐し、合掌すること喘息<sup>6</sup>、頃くして中庭の四五丈上に一橋閣<sup>7</sup>有るを見る。欄檻朱采にして、空中に立つ。秀遠了に升動の時を覚えず、而して已に自ら橋側に平坐するを見る。橋上の士女の往還して衢を填むるを見るに、衣服莊束<sup>8</sup>、世人に異ならず。末に一嫗有り、年三十ばかりにして、上に青襖<sup>9</sup>を著、下に白布の裳<sup>10</sup>を服て、行きゆきて秀遠に至り、左邊にして立つ。頃く有りて復た一婦人有り、通體に白布を衣て、偏の環髻<sup>11</sup>を爲り、手に華香を持ち、前に當りて立つ。秀遠に語りて曰く、「汝前身を睹んと欲すれば、即ち我れ是れなり。此の華佛を供養するを以て、故に身を轉じて汝と作るを得たり」と。白嫗を迴指して曰く、「此れ即ち復た是れ我が先身なり」と。言畢りて去る。去りて後橋も亦た漸く隱る。秀遠忽然として還下の時を覚えず、光も亦た尋いで滅し去れり。

### 【語釋】

1 穎川：穎川郡のこと。河南省許昌市のあるあたり。

西曹書佐としたもので、南朝、北魏、北齊、隋はみな西曹書佐が置かれた。州刺史の屬官で、主吏および選舉のことを掌つた。

2 西曹：西曹書佐のこと。漢代の功曹書佐を西晉時代に改めて

3 臨湘縣：臨湘縣のことか。湖南省長沙縣のあたり。  
4 閑臥：のんびりして横になることをいう。

『宋書』卷五三 庾炳之傳「太祖猶優游之、使（何）尚之更陳其意。尚之乃備言炳之愆過、曰『尚書舊有增置幹二十人、以元·凱丞郎幹之假疾病、炳之常取十人私使、詢處幹闕、不得時補。……若赫然發憤、顯明法憲、陛下便可閑臥紫闈、無復一事也。』」  
5 結陰：陰を作ること。ここでは暗くなることをいう。

『文選』卷六 左思「魏都賦」「蕪以玄武、陪以幽林。綠垣開圃、觀宇相臨。碩果灌叢、圍木竦尋。篁篠懷風、蒲陶結陰。」  
6 喘息：呼吸をすること。または、息切れする、あえぐなどの意味があるが、ここでは息を一回吐くぐらいの短い間、僅かの間を指す。

『後漢書』列傳第四六 張綱傳「（張）異聞、泣下、曰「荒裔

愚人、不能自通朝廷、不堪侵枉、遂復相聚儉生、若魚遊釜中、喘息須臾閒耳。……」

7 橋閣：川や谷にかけた橋。

『三國志』卷二八 魏書 鄧艾傳「（景元四年）冬十月、艾自

【資料】

・同文的同話・

『太平廣記』卷一一四 報應一三

陰平道行無人之地七百餘里、盤山通道、造作橋閣。山高谷深、至爲艱險、又糧運將賈、頻於危殆。」

8 莊束：身なり、服裝。或いは着飾った服裝のことをいう。  
蕭齊 曇景譯『佛說未曾有因緣經』卷下「時末利夫人、聞王教敕殺修迦羅。情甚愛惜、知王飢乏。卽令辦具好肉美酒、沐浴名香、莊嚴身體、將諸伎女、往至我所。我見夫人、莊束嚴麗、將從妓女、好酒肉來、曠心卽歎。」（大正一七・五八五b）

蕭齊僧伽跋陀羅譯『善見律毘婆沙』卷一七「時瓶沙王舉爲姪女。王出百千金錢。諸臣長者出二百千錢。共莊束此姪女、爲作屋宅。衣服車乘園林浴池種種伎樂。」（大正二四・七九三c）  
9 環髻：用例は僅かで、『冥祥記』成立前後のものは無いが、「髻」はもとどりのことで、「環髻」で髪を頭頂で束ねて輪にした髪型と解釋する。

『通典』卷六四 禮 沿革 嘉禮 羊車「隋大業始置焉。金寶飾、紫錦幘、朱絲網。駄童三十人、皆兩環髻、服青衣、年十四者爲之、謂之羊車小史。駕累下馬、其大如羊。」

（藤井政彦）

宋馬虔伯

## 【釋文】

宋馬虔伯、巴西閬中人也。少信佛法、嘗作宣漢縣。<sup>\*</sup>以元嘉十二年七月、夜於縣得夢。見天際有三人長二丈餘。姿容嚴麗臨雲下觀、諸天伎樂盈物空中。告曰、汝厄在荆楚。戊寅之年八月四日、若處山澤其禍剋消。人中齋戒亦可獲免。若過此期當寤道也。時俯見相識楊遲等八人、並著鎖械。又見道士胡遼。半身土中天中。天際神人、皆記八人命盡年月。唯語遼曰、若能修立功德猶可延長也。遲等皆如期終亡。遼益懼、奉法山居勤厲彌至。虔伯後爲梁州西曹。州將蕭思話也。蕭轉南蠻。復命爲行參軍。虔伯思荆楚之言、心甚懼。然求蕭解職將適衡山。蕭苦不許。十五年卽戊寅歲也。六月末得病、至八月四日危篤守命。其日黃昏忽朗然徹視、遙見西面有三人。形可二丈、前一人衣奚垂鬚頂光圓明。後二人資質金曜儀相端備。列于空中去地數仞。虔伯委悉詳視。猶是前所夢者也。頃之不見。餘芳移時方歇。同居大小皆聞香氣。因而流汗病卽小差。虔伯所居宇卑陋。于時自覺處在殿堂、廊壁瓊曜皆是珍寶、於是所患以漸平復。(右一驗出冥祥記)

## 【校異】

縣	縣宰	(三) 宮 碩 四 寬
伎	妓	(宮 碩 四 寬)
初	初	(三) 宮 碩 四 寬
寤	悟	(三) 宮 碩 四 寬
厲	勵	(三) 宮 碩 四 寬
虔	虛	(宮 碩 四 寬)
思	耳	(三) 宮 碩 四 寬
奚	膽	(宋 宮 碩)
資	姿	(三) 宮 碩 四 寬
大	小	(三) 宮 碩 四 寬
差	瘥	(明 四 寬)

卑・界（采・宮・穀）  
壞・環（三・宮・穀・四・寬）

以漸平復：悉以復（三・宮・穀・四・寬）

【訓讀】

宋の馬虔伯は、巴西閬中（四川省綿陽縣）の人なり。少くして佛法を信じ、嘗て宣漢（四川省達縣）の縣宰と作る。元嘉十二年（四三五）七月を以て、夜縣に於いて夢を得たり。天際に三人の長さ二丈餘なるもの有るを見る。姿容嚴麗にして雲に臨みて下に觀るに、諸天の伎樂空中に盈ち物ぢる。告げて曰く、「汝の厄は荆楚に在り。戊寅の年の八月四日、若し山澤に處すれば其の禍剋消す。人中の齋戒も亦た免るるを獲べし。若し此の期を過ぎれば當に道を寤るべきなり」と。時に俯して見れば相い識るところの楊暹等八人、並びに鎖械に著く。又た道士胡遼を見る。半身は土中天中にあり。天際の神人、皆な八人の命盡くるの年月を記す。唯だ遼に語りて曰く、「若し能く修めて功德を立てれば猶お延長すること可なり」と。暹等皆な期の如く終亡す。遼益ます懼れ、法を奉じて山居し勤厲彌いよ至る。虔伯後に梁州西曹と爲る。<sup>1</sup> 州の將は蕭思話なり。蕭南蠻に轉ず。復た命じて行參軍と爲す。虔伯荆楚の言を思ひて、心甚だ懼る。然して蕭に職を解きて將に衡山に遁くことを求む。蕭苦だ許さず。十五年は即ち戊寅の歳なり。六月末病を得て、八月四日危篤に至るも命を守る。其の日黄昏の後忽ち朗然として徹視すれば、遙かに西面に三人有るを見る。形二丈可り、前の一人は衣毀垂鬚にして頂光圓明なり。後の二人は資質金曜にして儀相端備なり。空中に列して地を去ること數仞。虔伯委らかに悉く詳視す。猶お是れ前に夢むる所の者なり。頃之して見えず。餘芳時を移して方に歇く。同居の大小皆な香氣を聞く。因りて汗を流して病即ち小しく差す。虔伯居する所宇卑陋なり。時に自ら處在する殿堂の、廊壁瑰曜皆な是れ珍寶なるを覺え、是に於いて患する所は以て漸よ平復す。（右一驗異祥記に出づ）

【語釋】

1 縣宰：麗本は「縣」であるが、文意がとれないため諸本によつて改める。

2 戊寅之年：最も近いのは後出の如く元嘉十五年（四三八）である。

3 楊暹・胡遠：ともに未詳。

4 蕭思話：『宋史』卷七八に傳あり。「蕭思話、南蘭陵人、孝懿皇后弟子也。父源之字君流、歷中書黃門郎、徐・兗二州刺史、冠軍將軍、南琅邪太守。永初元年卒、追贈前將軍。」

5 衡山：會稽山のことか。

（福井 敏）

『法苑珠林』卷三十三 興福篇 感應緣

晉大司馬桓溫

【釋文】

晉大司馬桓溫、末年頗奉法、飯餚尼僧。有一比丘尼、失其名。來自遠方投溫爲檀越。尼才行不恆、溫甚敬待、居之門內。尼每浴、必至移時。溫疑而窺之、見尼裸身揮刀、破腹出藏、斷截身首、支分齷切。溫怪駭而還。有頃尼出浴室、身形如常。溫以實問。尼答云、若遂凌君上、形當如之。時溫方謀問鼎、聞之悵然。故以戒懼、終守臣節。尼後辭去、不知所在。

【校異】

法飯餚尼僧：佛法飯饌僧尼（三・宮・磧・四・寬）

藏：臘（大正・四・寬）

凌：凌（大正・磧）

形：刑（三・宮・磧・四・寬）

有頃：及至（三・宮・磧・四・寬）

後：□（大正）

### 【訓讀】

晉の大司馬桓溫<sup>1</sup>は、末年に頗る法を奉じて、僧尼に飯飴す。一比丘尼有り、其の名を失す。遠方より來たりて溫に投じ檀越と爲る。尼才行恆ならず、溫甚だ敬待して、之を門内に居らしむ。尼浴する毎に、必ず時を移すに至る。溫疑いて之を窺うに、尼身を裸にして刀を揮いて、腹を破りて藏を出し、身首を斷截し、支分纏切するを見るなり。溫怪しみ駭きて還る。頃く有りて尼浴室を出づるに、身形常の如し。溫實を以て問う。尼答えて云わく、「若し遂に君上を凌さば、形は當に之くの如くなるべし。」と。時に溫方さに鼎を問うことを謀るに、之を聞きて悵然たり。故に以て戒懼して、終に臣節を守る。尼後に辭去して、所在を知らず。

### 【語釋】

1 桓溫：三一二年～三七三年。『晉書』卷九八に傳有り。

2 檀越：梵語 Dānapati の音譯。施主。

3 問鼎：問鼎輕重の故事にもとづく。楚王が周に行つて、天子

の證として傳わる九鼎の重さを問い合わせ、天下を奪う野心を示した。ここでは桓溫の王朝篡奪の意圖をさす。（『春秋左氏傳』宣公三年）

（若槻俊秀）

晉郷邪王凝之妻謝氏

【釋文】

晉郷邪<sup>\*</sup>王凝之<sup>\*</sup>、晉左將軍。夫人謝氏奕之女也。<sup>\*</sup>常頻亡二男、悼惜過甚。哭泣累年、若居至艱。後忽見二兒俱還、皆著鎖械。慰勉其母、宜自寬割。兒竝有罪、若垂哀憐、可爲作福。於是哀痛稍止、而勤功德。(右二驗出冥祥記)

【校異】

邪：邪（大正・磧・四・寬）

之：之妻（三・嘗・磧・四・寬）

常：嘗（三・嘗・磧・四・寬）

鎖：瑣（宋・嘗・磧）

【訓讀】

晉の郷邪の王凝之は、晉の左將軍なり。夫人の謝氏は奕の女なり。<sup>2</sup>常て頻りに二男を亡<sup>3</sup>い、悼惜過ぐること甚だし。哭泣すること累年、至艱に居るが如し。後忽ちに二兒俱に還るを見るに、皆鎖械を著く。其の母を慰勉すらく、「宜しく自ら寬割すべし。兒竝びに罪有り、若し哀憐を垂るれば、爲に福を爲すべし。」と。是に於いて哀痛稍く止みて、功德を勤む。(右二驗出冥祥記)

【語釋】

1 王凝之：字叔平、義之の次子。『晉書』卷八十 王義之傳に付

2 謝奕：字無奕、謝安の長兄。『晉書』卷七九 謝安傳に付傳有り。

3 謝安傳に付傳有り。

3 突厥：名道韻。『晉書』卷九六 列女傳に傳有り。

【資料】

・同文の同話・

『太平廣記』卷三三〇 鬼五

・同話・

『辯正論』卷七 信毀校報篇第八（大正五二・五三七c）

・参考資料・

『晉書』卷九十六 列女傳 王凝之妻謝氏

（若槻俊秀）

『法苑珠林』卷第三十六 懸幡篇 感應緣

宋劉琛之

【釋文】

宋劉琛之、沛郡人也。曾在廣陵、逢一沙門。謂琛之曰。君有病氣、然當不死。可作一二百錢食飯餘衆僧。則免斯患。  
琛之素不信法、心起忿慢。沙門曰、當加祇信。勿用爲怒。相去二十步、忽不復見。琛之經七日、便病時氣、危頓殆死。  
至九日方晝、如夢非夢、見有五層佛圖在其心上。有二十許僧、繞塔作禮。因此而寤、卽得大利。病乃稍愈。後在京師住。  
忽有沙門、先不相識。直來入戶、曰、君有法緣、何不精進。琛之因說先所遭遇。答曰、此賓頭盧也。語已便去、不知所

向。琛之以元嘉十七年夏、於廣陵、遙見慧汪精舍前、幡蓋甚眾而無形像。馳往觀之、比及到門、奄然都滅。（右此一驗出冥祥記）

## 【校異】

斯患：歎患（大正藏）  
慧：惠（續・四・寬）

幡：旛（四・寬）  
此一驗出冥祥記：此一驗出冥祥記卷第四十八終（明）

## 【訓讀】

宋の劉琛之<sup>1</sup>は、沛郡<sup>2</sup>の人なり。曾て廣陵に在りて、一沙門に逢う。琛之に謂いて曰く、「君病氣ありて、然も當に死せざるべし。一、二百錢の食を作りて衆僧に飯飴すべし。則ち斯の患を免れん。」と。琛之素より法を信ぜざれば、心に怠慢を起こす。沙門曰く、「當に祇信を加うべし。用て怒を爲す勿れ。」と。相去ること二十歩、忽として復た見ず。琛之七日を経て、便ち時氣を病み、危頓にして殆んど死せんとす。九日の方晝に至りて、夢の如くにして夢にあらず、五層の佛圖有りて其の心の上に在るを見る。二十許りの僧ありて、塔を繞りて禮を作す。此こに因て寤め、即ち大利を得。病乃ち稍や愈ゆ。後京師に在りて住す。忽として沙門あり、先に相識らず。直に來たりて戸に入り、曰く、「君法縁あるも、何ぞ精進せざる。」と。琛之因りて先に逢遇する所を説く。答えて曰く、「此れ賓頭盧<sup>3</sup>なり。」と。語り已りて便ち去り、向う所を知らず。琛之元嘉十七年の夏をもって、廣陵に、遙かに慧汪精舍の前に、幡蓋の甚だ衆くして形像無きを見る。馳り往きてこれを觀るに、門に到るに及ぶ比に、奄然として都て滅す。（右此の一驗冥祥記に出づ）

## 【語釋】

<sup>1</sup> 劉琛之：傳未詳。

<sup>2</sup> 沛郡：現在の安徽省宿縣付近。

3 賓頭盧・賓度羅跋囉精闍 (Pindola-bhāradvāja) の略。十六  
羅漢の第一尊者。

4 慧汪精舍・不詳。

(長谷川 慎)

『法苑珠林』卷四十二 受請篇第三十九 感應緣

晉司空何充

【釋文】

晉司空廬江何充，字次道，弱而信法，心業甚精。常於齋堂，置一空座。筵帳精華，絡以珠寶。設之積年，庶降神異。  
後大會，道俗甚盛。坐次一僧，容服龐垢，神情低陋。出自衆中，徑昇其座，拱默而已，無所言說。一堂怪駭，謂其謬僻。  
充亦不悅，嫌於顏色。及行中食，此僧飯於高座。飯畢提鉢出堂。顧謂充曰、何俟勞精進。<sup>\*</sup>因擲鉢空中，陵虛而去。<sup>\*</sup>充及  
道俗，馳遽觀之。光儀偉麗，極目乃沒。追共惋恨，稽餓累日。

【校異】

一・於 (明・礪・四・寬)  
低・白 (宣)  
悅・平 (三・宮・礪・四・寬)  
勞・徒勞 (礪・四・寬)  
虛・空 (明・宋・礪・四)

## 【訓讀】

晉の司空廬江の何充<sup>2</sup>、字は次道、弱くして法を信じ、心業甚だ精なり。常に齋堂に、一空座を置く。筵帳精華にして、絡うに珠寶を以つてす。これを設けて年を積み、神異を降すことを庶う。後に大會ありて、道俗甚だ盛なり。坐次の一僧、容服龜垢<sup>3</sup>にして、神情低陋なり。衆中より出で、徑ちに其の坐に昇り、拱默するのみ、言説する所無し。一堂怪駭して、其れ謬僻<sup>4</sup>と謂へり。充亦た悦ばず、顏色に嫌う。中食を行うに及び、此の僧高座に飯す。飯畢わり鉢を提げて堂を出づ。顧みて充に謂いて曰く、「何ぞ精進を勞するを俟たんや」と。因りて鉢を空中に擲ち、虛を陵ぎて去く。充及び道俗、馳せて遽かにして之を觀ゆ。光儀偉麗にして、極目するも乃ち沒す。追いて共に惋恨し、稽憲すること累日なり。

## 【語釋】

- 1 廬江：今の安徽省南西部あたり。
  - 2 何充：『晉書』卷七十七に傳あり。
  - 3 龜垢：汚れていて、きたないこと。或いは、よごれ。
  - 4 謬僻：誤り、おかしいこと。
- 『廣弘明集』卷第二十三 僧行篇第五「若斯言之備、則通於理行者也。或不達者、妄起異端、若見左行、謬僻濫憚彌甚、莫思己之煩惑、專憚彼之乖儀、於卽雷同荷昌坑殘夷滅。」（大正五二・二六三a）

## 【資料】

『法苑珠林』卷十九（大正五三・四二八b）

『集神州三寶感通錄』卷下（大正五二・四三三a）

（大角紘一）

## 晉尼竺道容

### 【釋文】

晉尼竺道容、不知何許人。居乎烏江寺、戒行精峻、屢有徵感。<sup>\*</sup>晉明帝時、甚見敬事。以華藉席、驗其所得、果不妄焉。<sup>\*</sup>時簡文帝事清水道。所奉之師即京師所謂王濮陽也、<sup>\*</sup>第內具道舍。容函開化、帝末之從。其後帝每入道屋、輒見神人爲沙門形盈滿室內。帝疑容所爲、因事爲師、遂奉正法。<sup>\*</sup>晉氏顯尙佛道、此尼力也。當時崇異、號爲聖人。新林寺即帝爲容所造也。孝武初忽而絕迹、不知所在。乃葬其衣鉢。故寺邊有塚云。<sup>\*</sup>

### 【校異】

乎：于（四・寬）  
華：花（磧）  
濮：濮（宮）  
第：弟（三・宮・四・磧・寬）  
具：其（三・宮・四・磧・寬）  
函：亟（三・宮・四・磧・寬）  
末：未（三・宮・四・磧・寬）  
塚：家（宮）  
云：在焉（三・宮・四・磧・寬）

### 【訓讀】

晉の尼竺道容、何許の人なるかを知らず。烏江寺に居し、戒行精峻にして、屢しば徵感有り。晉の明帝の時、甚だ敬事せらる。華を以て席に藉き、其の得る所を驗すに、果たして萎まず。時に簡文帝<sup>3</sup>は清水道を事とす。奉ずる所の師は即ち京師の所謂ゆる王濮陽なり、第内に道舍を具う。容亟しば化を開くも、帝未だこれに從わず。其の後帝道屋に入

る毎に、輒ち神人の沙門の形と爲りて室内に盈滿するを見る。帝容の爲す所なるを疑い、因りて事えて師と爲し、遂に正法を奉ず。晉氏の佛道を顯尙するは、此の尼の力なり。當時異を崇め、號して聖人と爲す。新林寺即ち帝の容の爲に造る所なり。孝武の初め忽として迹を絶ち、所在を知らず。乃ち其の衣鉢を葬る。故に寺の邊に塚有りと云う。

## 【語釋】

- 1 烏江寺：『比丘尼傳』卷一、『佛祖統記』卷三十六などによれば、竺道容の出身地とされる歷陽（現在の安徽省和縣）にあつた佛寺らしいが、詳細は不明。
- 2 晉明帝…三〇一～三二五、東晉第二代皇帝、肅宗。司馬紹、字は道畿。在位三二一～三二五。『晉書』卷六「明帝紀」。
- 3 簡文帝…三二〇～三七二、東晉第八代皇帝、太宗。司馬昱。在位三七一～三七二。『晉書』卷九「簡文帝紀」。
- 4 清水道：『三天内解經』卷上に「又有奉清水道者、亦非正法」などと見え、五斗米道の一派らしいが、不明な點が多い。濮陽らは清水で治療を行つていたらしい。
- 5 王濬陽：『太平御覽』卷六百七十一に引く『上元寶經』によると、曲水の人といふ。同じく『太平御覽』卷六百六十六に引く『太平經』に、晉の簡文帝は濬陽に祈らせた結果、黃色い氣が西南より落ちてきて、李皇后が孝武帝を懷妊したと見える。また『道學傳』によると、清水で足の治療を行つたらしい。簡文帝が師事したことは『比丘尼傳』卷一にも見える。
- 6 頗：底本は「函」に作る。いま諸本により訂す。
- 7 未：底本は「末」に作る。いま諸本により訂す。
- 8 新林寺：簡文帝が道容のために詔敕を下して建てさせた寺院であることは、この箇所以外にも『佛祖統記』卷三十六、同卷五三、『比丘尼傳』卷一にも見えるが、『法苑珠林』卷三十一に引く『南京寺記』によると、建造されたのは咸安二年（三七二）で、陵縣新林青陵にある後の波提寺がこれに當たるという。
- 9 孝武：孝武帝。三六二～三九六、東晉第九代皇帝、烈宗。司馬曜、字は昌明。簡文帝の子。在位三七三～三九六。『晉書』卷九「孝武帝紀」。

『太平御覽』卷六百六十六（道部八・道士）引『太平經』

【資料】

・同話・

『比丘尼傳』卷一（晉）「新林寺道容尼傳」（大正五〇・九三六b）

・參考資料・

『法苑珠林』卷三十一 妖怪篇・感應緣（大正五三・五六六b）

『佛祖統記』卷三十六 法運通塞志 卷第十七之三・晉（都洛陽）（大正四九・三四〇b）

『佛祖統記』卷第五十三 歷代會要志第十九之三 建寺造塔（大正四九・四六三b）

『佛祖統記』卷第五十三 歷代會要志第十九之三 神尼異行（大正四九・四六七b）

（稻垣淳央）

晉闕公則

【釋文】

晉闕公則、趙人也。恬放蕭然、唯勤法事。晉武之世、死于雒陽。道俗同志、爲設會於白馬寺中。其夕轉經、宵分聞空中有唱讚聲。仰見一人形器壯偉儀服整麗。乃言曰、我是闕公則。今生西方安樂世界、與諸菩薩共來聽經。合堂驚躍。皆得覩見。

時復有汲郡衛士度、亦苦行居士也。師於則公。其母又甚信向。誦經長齋、<sup>\*</sup>常飯僧。時日將中、母出齋堂、與諸尼僧、逍遙眺望、忽見空中有一物下。正落母前。乃則鉢也。有飯盈焉。馨氣充勃。<sup>\*</sup>闔堂肅然、一時禮敬。母自行。齋人食之、皆七日不飢。此鉢猶云尚存北土。

度善有文辭、作八關餓文。晉永昌中死、亦見靈異。

有造像者。作聖賢傳、具載其事。云度亦生西方。吳興王該日燭曰、<sup>\*</sup>闕叟登宵、衛度繼軌。咸恬泊於無生、俱蛻骸以不死者也。

## 【校異】

雒：洛（○・宮・磧・四・寬）  
則公：公則（○・宮・磧・四・寬）  
□：家（○・宮・磧・四・寬）  
勃：教（○・宮・磧・四・寬）  
肅：肅（大正藏） 翻刻ミスの可能性

北：此（四・寬）  
造：浩（○・宮・磧・四・寬）  
闕叟：泣飲（○・宮・磧・四・寬）  
泊：洎（○・宮・磧）

## 【訓讀】

晉の闕公則は、趙の人なり。恬放蕭然にして、唯だ法事に勤む。晉の武の世、雒陽に死す。道俗同志、爲に會を白馬寺中に設く。其の夕、經を轉ずるに、宵分<sup>4</sup>空中に唱讚の聲有るを聞く。仰るに一人の形器壯偉にして儀服整麗なるを見る。乃ち言いて曰わく、「我は是れ闕公則なり。今西方安樂世界に生じ、諸菩薩と共に來りて經を聽く。」と。合掌驚躍す。皆覩見ることを得たり。

時に復た汲郡に衛士度有り、亦た苦行の居士なり。則公を師とす。其の母又甚だ信向す。誦經・長齋し、常に僧に飯す。時に日將に中ぜんとせしに、母齋堂に出で、諸尼僧と、逍遙し眺望するに、忽ち空中に一物有りて下れるを見る。正に母の前に落ちぬ。乃ち則が鉢なり。飯有りて盈てり。香氣充勃す。闕堂肅然として、一時に禮敬す。母自ら分行す。齋人之を食するに、皆七日飢えず。此の鉢猶お「尚お北土に存す。」と云えり。

度善く文辭有りて、八關讖文を作る。晉末齋する者尙お之を用う。晉の永昌中に死するに、亦た靈異を見わす。

浩像<sup>10</sup>という者有り。『聖賢傳』を作り、具さに其の事を載す。「度亦た西方に生ず。」と云えり。吳興の王該の『日燭』に曰わく、「観叟宵に登り、衛度軌を繼ぐ。咸な無生に於て恬泊、俱に骸を脱けて以て不死たる者なり。」と。

## 【語釋】

1 闕公則：本話以外は傳未詳。『佛祖統紀』は、慧遠を中心とする念佛結社白蓮社に属した百二十三人のうち、名前が判明している人物を三十七人擧げるが、在家の筆頭に闕公則の名がみえる。また、同書の闕公則の傳には、本話の同話がみられる（大正四九・二六九c）。

蓮社百二十三人（錄其可見者三十七人）

2 暈翼法師（以下五人有傳）……慧蘭法師 闕公則有傳……（大正四九・二六五b）

3 白馬寺：洛陽の寺。

4 寂分：夜の半ば。夜半。

5 汲郡：司州汲郡（河南衛輝）

6 衛士度：晉の居士。『道行般若經』一卷を譯したことと知られる。

摩訶般若波羅密道行經二卷（第二出。直云道行經。與漢世竺

佛朔譯者文質爲異。見竺道祖晉世雜錄）

右一經二卷。惠帝世。優婆塞衛士度略出。從舊道行中刪改亦是小品及放光等要別名耳。未詳士度是何許人。傳錄弗載緣起莫

尋（『歷代三寶紀』卷第六（譯經西晉）、大正四九・六六c）

又有優婆塞衛士度。譯出道行般若經二卷。士度本司州汲郡人。陸沈寒門、安貧樂道。常以佛法爲心。當其亡日、清淨澡漱、誦

經千餘言。然後引衣屍臥奄然而卒。（『高僧傳』卷第一帛遠傳、大正五〇・三二七b）

又有優婆塞衛士度。譯出道行般若經二卷。士度本司州汲郡汲

人。陸沈寒門、安貧樂道。常以佛法爲心。當其亡日、清淨澡漱、誦經千餘言。然後蓋衣尸臥奄然而卒。（『出三藏記集』傳下卷第十五法祖法師傳第一、大正五五・一〇七c）

7 長齋：三長齋ともいい、正月・五月・九月に齋を受持する在家の法。

8 八關：八關齋ともいい、在家の男女が月の六齋日に一日一夜守るべき八つの戒。餓文は、齋日に用いる禮餓文のことと考えられるが、衛士度作のものは現存しない。

9 永昌中：三二二～三三三年。

10 浩像：傳未詳。彼の著『聖賢傳』もまた現存しない。

11 吳興：今の浙江省吳興縣地方。

12 王該：傳未詳。その『日燭』は『弘明集』卷第十三に引かれ

自古在昔先民有遇。堂堂蔭映躬受聖喻。喟喟群黎耳目仰注。或發矇於一咳。或革面於一哺。竝因言而後化。未有人而不度。善逝迄今道運轉衰。大教雖存味之者希。栴檀與蓼蘚同芬。夜光與熠燿齊暉。于氏超世綜體玄指。嘉遁山澤仁感虎兕。護公證寂道德淵美。微吟穹谷枯泉漸水。闕叟登霄衛度係軌。咸淡泊於無生。俱脫骸而不死。(大正五二・九〇b)

## 【参考】

『龍舒增廣淨土文』卷第五(王日休撰)「東晉闕公則」(大正四七・二六六a)

『佛祖統紀』(宋志磐撰)

「蓮社百二十三人」(錄其可見者三十七人)(大正四九・二六五b)

「闕公則」(大正四九・二六九c)

「往生集」卷之二(明祿宏撰)「闕公則」(大正五一・一四二c)

「念佛三昧寶王論」卷中(唐沙門飛錫撰)(大正四九・一四〇a-b、一四〇b-c)

『異苑』卷五(南朝宋劉敬叔)

(本井牧子)

## 沙門竺法進

## 【釋文】

沙門竺法進者、開度浮圖主也。聰達多知、能解殊俗之言。京雒將亂、欲處山澤。衆人請留、進皆不聽。大會燒香、與衆告別。臨當布香、忽有一僧、來處上座。衣服塵垢、面目黃腫。法進怪賤、牽就下次、輒復來上。牽之至三、乃不復見。

◆念佛結社白蓮社に屬した在家の人物である闕公則が、自ら往生したことを示した説話を筆頭に、その弟子である衛士度の母が長齋を行った際に、闕公則の鉢が空から降ってきたという奇瑞、さらには闕公則と衛士度を對句にする王該の『日燭』に言及する。

衆坐既定、方就下食。忽暴風揚沙、柈案傾倒。法進懺悔自責、乃止不入山。時論以爲世將大亂、法進不宜入山。又道俗至意、苦相留慕。故見此神異、止其行意云。<sup>\*</sup>

## 【校異】

雒・洛 (三・曾・磧・四・寬)  
云・也 (三・曾・磧・四・寬)

## 【訓讀】

沙門竺法進なる者、開度浮圖<sup>1</sup>主なり。聰達多知にして、能く殊俗の言を解す。京雒將に亂れんとして、山澤に處らんと欲す。衆人 留るを請うも、進は皆く聽かず。大會して香を焼き、衆と別れを告ぐ。臨みて香を布くに當り、忽ち一僧有り、來りて上座に處す。衣服塵垢にして、面目黃腫す。法進は怪賤して、牽いて下次に就かしむるに、輒ち復た來り上る。之を牽くこと三たびに至り、乃ち復た見えず。衆の坐既に定り、方めて就きて食を下す。<sup>3</sup>忽ち暴風沙を揚げ、柈案傾倒す。法進 懺悔自責して、乃ち止まりて山に入らず。時論以爲らく世は將に大亂せんとするも、法進は宜しく山に入るべからず。又た道俗は至意もて、苦ろに相い留慕す。故に此の神異を見わし、其の行意を止めしむと云う。

## 【語釋】

1 開度浮圖：未詳。浮圖は佛あるいはストゥーパすなわち佛塔を指すが、ここでは「開度浮圖」で開度寺のことを指すと思われる。

2 布香：香を布くことで、「行香」の如きものと考えられる。「行香」は齋食のときにはまず僧衆に香を分ちくばること、或いは堂を巡って香を諸尊の前にたくこと。

3 「經律異相」卷三〇 拘藍尼國王后悟法三所引中本起經「王名優填、強虜侵剋、開納佞言、耽荒女樂。置左右二后。容姿妙絕、

左名照堂、溝傲謾嫉、右字該容。常行仁愛、王珍其操、每事私焉。該容有老宿青衣、名曰度勝。恆行布香、減省而合集、飯佛及僧、佛爲說法、盡心不忘。施訖還宮、持所布香。因此功德、

本行所追、香氣遠聞。斤兩倍香。」（大正五三・一六〇b）

3 下食：食事を準備すること。

『呂氏春秋』卷一五 慎大覽篇 報更「昔趙宣孟將上之絳、見

4 4

尼、大小皆出作禮、相視而笑。坐畢下食、食已躁手、請令說法。」  
（大正四・五八九a）

5 5  
柈案：盤案、槃案と同じ意ではちと膳のこと。

### 【資料】

#### ・ 同話・

『集神州三寶感通錄』卷下（大正五二・四三二b）

（藤井政彦）

### 【釋文】

『法苑珠林』卷六十三 祈雨篇 感應緣  
廬山龍泉精舍

### 【釋文】

晉尋陽廬山西有龍泉精舍、卽慧遠沙門之所立也。遠始南渡、愛其區丘、欲創寺宇、未知定方。遣諸弟子、訪獲林澗、疲息此地、群僧竝渴。率同立誓曰、若使此處宜立精舍、當願神力、卽出嘉泉。乃以杖掘地、清泉涌出、遂畜爲治、因構堂宇。其後天嘗亢旱、遠率諸僧、轉海龍王經、爲民祈雨。轉讀未畢、泉中有物、形如豆蛇、騰空而去。俄爾洪雨四澍、

覩桑之下、有餓人臥不能起者、宣孟止車、爲之下食、觸而餉之、再咽而後能視。」

西晉法炬・法立譯『法句譬喻經』述千品「明日般特往諸比丘

潤過離畢。以有龍瑞、故取名焉。<sup>\*</sup>

【校異】

尋：溥（眞・四・寬）

嘉：佳（三・宮・磧・四・寬）

治：池（元・眞・四・寬）

宇：于（三・磧・四・寬）

豆：亘（三・宮・磧・四・寬）

潤過離畢：高下普霑（三・宮・磧・四・寬）

取：□（眞・宮・四・寬）

【訓讀】

晉 寻陽の廬山<sup>2</sup>の西に龍泉精舍<sup>3</sup>有り、即ち慧遠沙門の立つ所なり。遠始め南渡し、其の區丘を愛で、寺宇を創らんと欲するに、未だ定むる方を知らず。諸の弟子を遣して、林澗を訪履せしめ、疲れて此の地に息み、群僧竝に渴く。率向に誓を立てて曰く、「若し此の處をして精舍を立つるに宜からしめば、當に神力を願い、即ち嘉泉を出だすべし」と。乃ち杖を以つて地を掘り、清泉涌出し、遂に畜えて治を爲し、因りて堂宇を構う。其の後天嘗て亢旱し、遠諸僧を率いて、海龍王經<sup>5</sup>を轉じ、民の爲に祈雨す。轉讀未だ畢らざるに、泉中に物有り、形巨蛇の如く、空に騰りて去る。俄爾として洪雨四もに澍ぎ、潤過ぎ畢に离る。<sup>かか</sup><sup>7</sup>龍瑞有るを以つて、故に取りて焉に名づく。

【語釋】

尋陽：江西省九江市の北。

廬山：江西省の北部、鄱陽湖の西にそびえる山嶽。

龍泉精舍：『水經注』卷三九「廬江水」「廬山之北有石門水：

其水歷潤逕龍泉精舍南、太元中沙門釋慧遠所建也。」

<sup>4</sup> 慧遠沙門：廬山の慧遠（三三四～四一六）。俗姓は賈氏。雁門

樓煩（山西省寧武）の人。二歳のとき太行恆山で道安に師事し、のち別れて廬山の西林寺、さらに東林寺に住した。廬山に止まること三〇餘年、この間山を出ず、自ら修道するとともに

多くの僧俗の教化につとめた。『高僧傳』卷六 義解篇に立傳される。

5

海龍王經：西晉の竺法護譯。四卷。（『出三藏記集』上巻第二「新集經論錄第一」の注には「或三卷。太康六年七月十日出」

（大正五五・七b）とある）。全體を二十品に分け、前半（巻一）は、靈鷲山にやつてきた海龍王とその率いる眷屬に對して、佛が問答を通じて法を説き、龍王の一子に記別を授ける。後半（巻二以降）では海龍王が佛を海底の龍宮に招請して供養し、佛は十善・六波羅蜜などの教えを説いて多くの者にそれぞれの因縁

において記別を授ける。『海龍王經』は古くより請雨の儀禮に讀誦する經典として用いられた。

6

巨蛇：底本は「豆蛇」に作るが、諸本および『高僧傳』により「巨蛇」に訂す。

7 異畢：用例無し。「離畢」で月が畢星にかかる、つまり、天が雨を降らそうとする徵兆の意があり、このことを指すと思われる。畢は二十八宿の一。

『毛詩』小雅 漸漸之石 「月離于畢。俾滂沱矣。」

### 【資料】

#### ・ 同話・

『高僧傳』卷六 釋慧遠傳（大正五〇・三五八a）

（藤井政彥）

### 【釋文】

晉沙門于法蘭、高陽人也。十五而出家。器識沈秀、業操貞整。寺于深巖、嘗夜坐禪、虎入其室、因蹲牀前。蘭以手摩其頭、虎揚耳而伏。數日乃去。竺護燉煌人也。風神情宇、亦蘭之次。于時經典新譯、梵語數多、辭句繁蕪、章偈不整。乃領其旨要、刊其游文。亦養徒山中、山有清澗、汲漱所資。有採薪者、嘗穢其水。水卽竭涸、俄而絕流。護臨澗襄回、

歎曰、水若遂竭、吾將何資。言終而清流洋溢、尋復盈潤。竝武惠時人也。支道林爲之像讚曰、于氏超世、綜體玄旨。嘉遁山澤、仁感虎兕<sup>\*</sup>。護公澄寂、道德淵美。微吟空澗、枯泉還水。

## 【校異】

頭：頂（宮）

揚：奮（三・宮・礪・四・寬）

繁：煩（三・宮・礪・四・寬）

澗：潤（三・宮・礪・四・寬）

採薪：薪採（宮）

裊回：徘徊（三・宮・礪・四・寬）

兕：光（宋・礪）

## 【訓讀】

晉の沙門于法蘭は、高陽の人なり。十五にして出家す。器識は沈秀にして、業操は貞整なり。深巖に寺し、嘗て夜座禪するに、虎其の室に入り、因つて牀前に蹲る。蘭手を以つて其の頭を摩るに、虎耳を揚して伏す。數日して乃ち去る。竺護は燉煌の人なり。風神情字は、亦蘭の次なり。時に經典の新譯、梵語數多く、辭句繁蕪にして、章偈整わず。乃ち其の旨要を領して、其の游文を刊る。亦た徒を山中に養うに、山に清潤有りて、汲漱資る所なり。薪を探る者ありて、嘗て其の水を穢す。水即ち竭涸し、俄に流れ絶ゆ。護澗に臨み裊回して、歎じて曰く、「水若し遂に竭れば、吾何を將つて資とせんや」と。言い終わるに清流洋溢し、尋いで復た澗に盈つ。竝びに武惠の時の人なり。支道林之が爲に像讚して曰く、「于氏は世を超え、玄旨を綜體す。山澤に嘉遁するも、仁は虎兕に感ず。護公澄寂にして、道德淵美なり。微に空澗に吟じて、枯泉に水還す」と。

## 【語釋】

1

高陽：今の山東省臨淄縣の西北

2

章偈：文章と偈頌（佛の徳を褒め稱える韻文）散文と韻文

3 支道林：支遁のこと。晉の建興二年（三一四）～太和元年（三六六）の義學僧。姓は關氏、字は道林。陳留の人。老莊に精通していた。著作には安般守意經、その他禪經の註や、卽色遊玄論などがあり、『文翰集』として十巻の文集があったとされるが、早くに散逸した。大品比要鈔・釋迦文佛像讚・阿彌陀佛讚・

4

座有銘などが現存し、逍遙論・妙觀章の一部が傳えられる。

吟窮谷、枯泉漱水。邈矣護公、天弘懿、濯足流沙、領拔玄致。』  
『高僧傳』卷一「故支遁爲之像贊云。護公澄寂、道德淵美。微

（大正五〇・三二六c）

『高僧傳』卷四「沙門支遁追立像、贊曰。于氏超世綜體玄旨。  
嘉遁山澤、馴治虎兕。」（大正五〇・三五〇a）

【資料】

・同話・

『法苑珠林』卷六三（大正五三・七六五b）

・参考資料・

『高僧傳』卷一 譯經上 暈摩羅刹八（大正五〇・三三六c）

『高僧傳』卷四 義解一 于法蘭九（大正五〇・三四九c）

『弘贊法華傳』卷二 翻譯第二 正法華經十卷（大正五一・一四c）

『高僧傳』卷四 義解一 支道林八（大正五〇・三四八b）

（一澤美帆）